



陸前高田市立高田小学校での作業（平成 23 年 4 月 11 日）

第 4 章

人的支援

- 第 1 節 発災初期
- 第 2 節 応急対策期
- 第 3 節 復旧復興期

第 1 章
東日本大震災の被害概要

第 2 章
発災直後の東京都の対応

第 3 章
現地事務所の設置・活動

第 4 章
人的支援

第 5 章
被災地への物的支援・火葬協力

第 6 章
被災者の受入支援

第 7 章
多様な被災地支援

資料編

都は、発災後直ちに、警視庁、東京消防庁による救出救助活動、東京DMATなどによる医療、支援等を行うとともに、避難所にあふれた被災者を支援した。特に被害が大きく行政機能が著しく低下していた宮城県南三陸町、石巻市、気仙沼市及び岩手県陸前高田市に対し、平成23年4月上旬から一般行政職員の短期派遣(1週間程度のローテーション派遣)を開始した。あわせて、日常生活に直結する道路・河川・港湾施設や上下水道等の復旧支援に従事する技術職員の派遣も開始した。

被災自治体の行政機能が徐々に回復すると、人的支援のニーズは、地域を支えるインフラの本格復旧、被災者の生活再建策の企画と実施など、復興に向けた施策へと移行してきた。しかしながら、被災地のマンパワー不足

は依然として深刻な状況にあり、被災自治体からは、これまでの短期派遣に加え、中長期での職員派遣が求められるようになった。そのため、岩手県及び宮城県に対しては6月から、福島県及び宮城県仙台市に対しては8月から、技術職、医療職、事務職等の中長期派遣を開始した。

一般行政職員の短期派遣は11月で全て終了する一方、平成24年9月1日付けで技術系任期付職員を採用し、岩手、宮城、福島各県内の10市町村へ派遣した。

本章では、発災以降、警視庁、東京消防庁、都の各局等が実施している人的支援について、主な事業内容及び実績・成果等を紹介する。

○ 中長期派遣について(参考)

被災自治体の要請に応じて、都職員の中長期派遣を安定的に継続させるため、地方自治法第252条の17に基づく派遣(通称「自治法派遣」という形態を取っている。

職員を中長期で派遣することは、被災自治体からの要請に基づく人道的見地からの支援という意義を有する。加えて、今までに経験したことのない未曾有の災害に対応することにより、被災自治体での業務が職員一人ひとり、ひいては組織の行政経験として共有・蓄積され、大規模災害への備えとして、現在又は将来の都民に還元されるという副次的効果をも期待することができる。

第1節 発災初期

1 人命救出救助活動等の支援

(1) 警視庁

広域緊急援助隊(警備部隊)の派遣

警視庁 警備部

1 事業実施の経緯・背景

(1) 背景・きっかけ

平成23年3月11日、東日本大震災の発生に伴い、被災地を管轄する公安委員会から東京都公安委員会(警視庁)に対して援助の要求がなされたことから、警視庁では速やかに警視庁広域緊急援助隊を編成し、発災から約2時間後の午後5時04分、第一陣として機動隊等121名を出動させた。その後、順次部隊を増強し、延べ約1,800名の部隊を派遣して、救出救助及び搜索活動等の各種警察活動に当たった。

また、福島第一原子力発電所の水素爆発事故を受け、経済産業省から原子炉建屋への放水活動の要請があったため警察庁が派遣を決定し、放水技術・知識の優れた者として選抜された機動隊員等11名を3月16日から派遣した。

(2) 経緯・取組

派遣場所 宮城県、岩手県

派遣期間 平成23年3月11日から同年3月20日まで

派遣人員 延べ約1,800名

(その他、平成23年3月16日から同月18日まで、福島県へ11名派遣)

2 目的・内容

(1) 目的

被災者の救出救助及び行方不明者の搜索活動等

(2) 内容

被災地は、余震が多発し作業が度々中断される上、津波で流された材木等で道路が塞がれている等厳しい環境であったが、部隊は帯同した重機で道路啓開を行いながら活動に当たった。

救出救助活動は、各種装備資機材や災害救助犬を活用するとともに、警察用航空機(ヘリコプター)に機動隊員が搭乗し、被災者をつり上げるホイスト救助等を行ったほか、自力で行動できない小さな子供や老人等を発見した際には、担架を使って避難させるなどの救助活動を行った。

行方不明者の搜索は、多数のがれき、堆積した土砂及び津波による浸水等が活動の妨げになったほか、冬の厳しい気候、がれき等の粉じんが舞う中での活動であったが、一人でも多くの被災者を救出するため、倒壊家屋の一軒一軒を直接確認するなど全力で搜索活動に当たった。

一方、福島第一原子力発電所において冷却機能を失った3号機原子炉建屋で水素爆発が起きたことを受け、放水作業のために派遣された当庁機動隊員等は、高い放射線量が計測される極めて困難な状況の中、高圧放水車で3号機の使用済み燃料貯蔵プールに対して、勇猛果敢に放水活動を実施した。



救助活動を行う機動隊員



救助活動を行う機動隊員



災害救助犬による搜索



ホイスト救助活動



瓦礫内を探索する機動隊員



車両内を探索する機動隊員



放水のため原子炉建屋に向かう機動隊員等

3 実績・成果

第一陣として派遣した機動隊等121名は、発災から約11時間後の12日午前2時04分に宮城県入りし、直ちに被災者の救出救助及び探索活動に当たり、要救助者を救助した。

3月17日午後7時05分、選抜された機動隊員等11名が、高圧放水車により、3号機の使用済み燃料貯蔵プールへ向け、約44トンの水を放水することに成功した。なお、地上からの放水については、他機関に先駆けてのものとなった。

4 事業実施に当たっての課題等

発災時の迅速な救出救助活動を実施するため、更に装備資機材を充実させるとともに、各種訓練を継続実施し、災害対処能力の向上を図っていく。

5 その他

担当者のコメント

- ・部隊員が現場へ向かうバスの中から見た被災地は、「これが現実なのか。」というほど凄惨な状況にあり、誰一人として口を開く者はいなかった。
- ・探索活動実施中も幾度となく余震があり、その度に作業を中断して退避をした。退避命令が出る度に緊迫したが、それにも増して探索活動を一旦止めなければならぬことにもどかしさを感じた。
- ・被災地の状況は、見渡す限りがれきの山で埋め尽くされていた。要救助者の救出救助に当たり、多数のがれきに埋もれた家屋内を探索すると、奇跡



高圧放水車

- 的にも毛布にくるまって助けを待っていた女性を発見し無事救助することができた。
- ・放水活動にあたり、辺り一面真っ暗闇の中、目に見えない敵（放射能）と戦うことができたのは、警察官としての誇りと使命感、そして全国民からの期待と願いが私達を支え、力に変えてくれたからだと感じる。

広域緊急援助隊(交通部隊)及び特別交通部隊の派遣

警視庁 交通部

1 事業実施の経緯・背景

(1) 背景・きっかけ

平成23年3月11日、東日本大震災の発災に伴い、宮城県公安委員会からの援助の要求を受け、同日、広域緊急援助隊(交通部隊)第1次先発部隊を宮城県へ派遣した。

以後、当庁では6月3日までの間、第14次にわたり広域緊急援助隊(交通部隊)を宮城県に派遣した。

また、6月3日以降は、発災直後の応急対策に当たる広域緊急援助隊に替えて、交通対策全般を担当する特別交通派遣部隊を宮城県に派遣することとし、

以後、12月26日までの間、第16次にわたり部隊を派遣した。

(2) 経緯・取組

宮城県に対する部隊派遣状況

・広域緊急援助隊(交通部隊)

延べ 85日間 668名 車両322車両

・特別交通派遣部隊

延べ 196日間 471名 車両197車両

・合計

延べ 281日間 1,139名 車両519車両

広域緊急援助隊(交通部隊)

	派遣期日	派遣人数	車両数
第1次先発部隊	平成23年3月11日から3月13日まで	37	18
第1次後発部隊	同年3月13日から3月17日まで	39	20
第2次部隊	同年3月17日から3月23日まで	37	18
第3次部隊	同年3月23日から3月29日まで	47	23
第4次部隊	同年3月29日から4月4日まで	47	22
第5次部隊	同年4月4日から4月10日まで	47	23
第6次部隊	同年4月10日から4月16日まで	46	22
第7次部隊	同年4月16日から4月22日まで	46	22
第8次部隊	同年4月22日から4月28日まで	46	22
第9次部隊	同年4月28日から5月4日まで	46	22
第10次部隊	同年5月4日から5月10日まで	46	22
第11次部隊	同年5月10日から5月16日まで	46	22
第12次部隊	同年5月16日から5月23日まで	46	22
第13次部隊	同年5月23日から5月28日まで	46	22
第14次部隊	同年5月28日から6月3日まで	46	22

特別交通派遣部隊

	派遣期日	派遣人数	車両数
第1次部隊	平成23年6月3日から6月16日まで	56	25
第2次部隊	同年6月16日から6月29日まで	50	20
第3次部隊	同年6月29日から7月12日まで	50	18
第4次部隊	同年7月12日から7月25日まで	45	19
第5次部隊	同年7月25日から8月7日まで	40	19
第6次部隊	同年8月7日から8月20日まで	40	16
第7次部隊	同年8月20日から9月2日まで	40	16
第8次部隊	同年9月2日から9月15日まで	30	14
第9次部隊	同年9月15日から9月30日まで	30	14
第11次部隊	同年10月11日から10月24日まで	15	6
第12次部隊	同年10月24日から11月6日まで	15	6
第13次部隊	同年11月6日から11月19日まで	15	6
第14次部隊	同年11月19日から12月2日まで	15	6
第15次部隊	同年12月2日から12月15日まで	15	6
第16次部隊	同年12月15日から12月26日まで	15	6

※警視庁は、第10次部隊の派遣はなし。

2 目的・内容

(1) 目的

被災地における交通情報の収集及び伝達、緊急交通路の確保、信号減灯交差点における交通整理等の交通警察活動

(2) 内容

ア 緊急交通路の確保並びに被災地支援車両に対する通行許可証の発行



平成23年3月12日 宮城県入りした部隊



三陸自動車道利府塩釜ICの検問状況



利府塩釜ICでの通行許可証の発行



三陸自動車道利府中ICの検問状況

イ 信号機滅灯交差点における交通整理・誘導



仙台市内での交通整理の状況



岩沼市内での交通整理の状況



石巻市内でのサインカーによる広報活動



石巻市内での交通整理の状況

3 実績・成果

大規模災害の被災地においては、被災地へ向かう、又は避難する車両等により、交通総量が膨れ上がるとともに道路交通が無秩序化し、発災直後から行わなければならない警察、消防、自衛隊等の救助活動に支障を来すおそれがあった。

現に、平成7年の阪神・淡路大震災発災当時は、広域緊急援助隊が設置されておらず、発災直後における被災地への車両流入規制が行われなかったことで、救助活動等に多大な支障を来した。

東日本大震災においては、発災直後から全国の広域緊急援助隊(交通部隊)が大量に派遣され、被災地における緊急交通路を早期に確保できたことで、救助活動等のために被災地に向かう救助車両等の通行

に支障が及ばなかったこと、そして、黙々と交通整理に当たる隊員の姿が、被災地の住民等に「安全・安心」を与えることができたことが最大の成果であった。

4 事業実施に当たっての課題等

被災地の早期復興には、電気、水道、ガスといったライフラインとともに、地方都市においては交通・生活手段として車両は欠かせないものであることから、道路及び付随する信号機等の交通施設の早期復旧が最大の課題といっても過言ではない。

東日本大震災では、当庁から広域緊急援助隊(交通部隊)等を延べ281日間派遣したが、派遣が長期に及んだ理由としては、早期に信号機が復旧しなかったこともその一因として考えられる。

5 その他

(1) 担当者のコメント

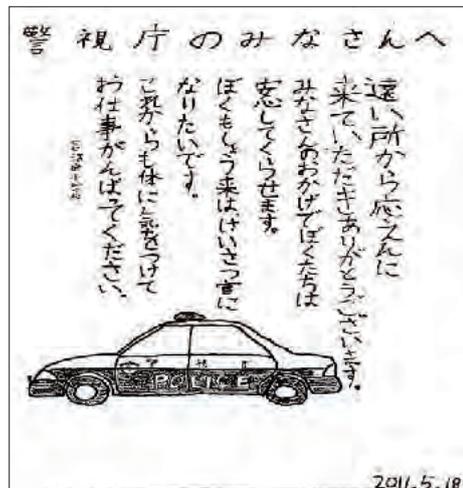
「仙台市内で交通整理に当たっていると、『ひとつ山を越えて海の方に行くと、川には車や人がたくさん浮いている。お巡りさんは、向こうに行かなくていいのか。』と言われ、津波の被害に遭った現場に行けない悔しさを感じた。」

発災直後に第1次先発部隊として派遣され、仙台市内で交通整理に当たった隊員の手記である。

この隊員だけではなく、多くの隊員が救助・捜索等の直接的な活動に加わりたいというもどかしさや悔しさを感じながらも、自分たちの活動が救助・捜索活動を支えているのだという思いで、ただただ愚直に交通整理に当たった彼らに、真の「警察官魂」を見た想いがする。

(2) 小学生からの感謝の手紙

平成23年5月18日、岩沼市内では、広域緊急援助隊(交通部隊)第12次派遣部隊が活動中であったが、部隊の活動を見た市内に居住する小学5年生の男児(10歳)が、感謝の気持ちを込めてパトカーの絵入りの手紙を書いて、両親とともに部隊待機場所である岩沼市勤労者活動センターを訪れたことから、指揮官が代表して手紙を受け取った。



(3) 岩沼市長からの謝辞

平成23年5月15日、岩沼市長が自ら地元FMラジオ局「FMいわぬま」に出演し、警察等に対して感謝のメッセージを述べられ、当日、6回放送された。

広域緊急援助隊(刑事部隊)の派遣

警視庁 刑事部

1 事業実施の経緯・背景

(1) 背景・きっかけ

大規模災害時には、被害規模を正確に把握する上でも警察による検視・身元確認作業の活動は非常に重要となる。警視庁では東日本大震災の発生直後から、犠牲者が多数になることが予想されたため、死体に係る専門的知識を有する警察官である検視官を隊長とした広域緊急援助隊(刑事部隊)を編成し、宮城県内での検視活動を実施した。

(2) 経緯・取組

ア 派遣期間

平成23年3月12日(土)から同年9月13日(火)までの間(186日間)

イ 編成

第1次部隊編成から第10次部隊編成4箇班体制(延べ40箇班1,894名)

第11次部隊編成から第15次部隊編成2箇班体制(延べ10箇班 713名)

第16次部隊編成から第30次部隊編成1箇班体制(延べ15箇所1,035名)

ウ 派遣人員

延べ派遣数3,642人

(最大で第3次部隊4箇班50名、最小で第24次部隊から1箇班5名)

- ・旧石巻青果市場(宮城県石巻市)
- ・宮城県警察学校(宮城県名取市)
- ・上釜ふれあい広場(宮城県石巻市)
- ・東松島市民体育館(宮城県東松島市)
- ・石巻西高等学校(宮城県東松島市)
- ・東松島市小野地区体育館(宮城県石巻市)

※施設の場所等については、別紙「広域緊急援助隊派遣場所」のとおり

3 実績・成果

(1) 検視件数(9月13日までの総計)

宮城県内全体の遺体収容数は9,458体のうち当庁の取扱遺体数は1,575体(男729体、女836体、不明10体)で全体の16.7%である。

(2) 月間件数

(単位:体)

月別	男	女	不明	合計	一日平均
3月	417	509	3	929	48.8
4月	161	182	2	345	11.5
5月	46	43	2	91	2.9
6月	39	53	1	93	3.1
7月	35	18	0	53	1.7
8月	22	20	2	44	1.4
9月	9	11	0	20	1.5

2 目的・内容

(1) 目的

検視等に際しては、医師や歯科医師の協力を得て、死因を特定するだけでなく、身元特定に資する手術痕や痣等を細心の注意を払って確認しながら行ったほか、遺体の指紋、DNA型資料、歯牙の治療痕形状の記録を徹底して行い、事後の身元確認に備えた。

(2) 検視場所(7施設)

- ・宮城県総合運動公園「グランディ・21」(宮城県宮城郡利府町)

4 実施に当たっての課題等

(1) 課題

東日本大震災において検視場所となる体育館等の建物の崩壊が相次いだことから、人目に触れることなく検視、検案、引渡しまでを可能とする施設を容易に設営できなかった。

また、移動型検視資器材車がなかったことから、一般の搬送車を借用し、日常の検視業務で使用していた資器材等を積み込んだことから、実際の現場で対応ができなかったり、物量不足にも悩まされることがあった。



資器材の搬入状況

(2) 今後の展望

大震災発生による多数死体を迅速に検視し、速やかな遺体の引渡しを可能とするため、駐車場や運動場等を活用した検視、検案、身元確認所、遺体引渡し所を容易に設営できるエアータントを始め、検視等に必要な資器材を収納・備え付けた移動型検視資器材車を逐次導入している。

※「平成25年台風第26号伊豆大島の土砂災害」においては、同車が大いに活躍した。

5 その他

(1) エピソード

・検視をするにも遺体搬送用のストレッチャーがなく、作業場所である体育館の中にあつたキャスター付のボールを入れるカゴとコンパネ（注：ベニヤなどの合板の総称）を利用した応急のストレッチャーを代わりに使った。



検視台の設置状況

(2) 苦労した点

- ・初期の部隊は、最小限度の装備資器材しかなかったため、現場のあらゆるものを工夫して活用し作業するしかなかった。
- ・ほぼ全てのご遺体が泥まみれであり、冷たいプールの水などを使用し、スポンジでご遺体をきれいにした。

(3) 担当者のコメント

- ・毎日終わることのない検視を続ける中、精神的にも肉体的にも疲労が溜まり、取扱いに集中力が欠けてきていたところ、ある捜査員が棺の中にそっと折鶴を入れるのを見て、ハッとなった。「絶望の中にあつても、毎日家族を探しに来る被災者の気持ち」を忘れかけていた自分に気づいた。

捜査員が棺の中に入れていた折鶴は、被災地のことを考えて、その捜査員の家族が折って持たせてくれたものであるということを知り、改めて自分たちの使命、そして「検視をしたご遺体を何としてでも家族の元に戻す。」という気持ちを奮い立たせ、最後まで検視の作業に従事することができた。

- ・宮城県警察学校を拠点に検視活動を行った際、まだ入校したばかりの警察学校の学生たちも検視作業に従事していた。知識も経験もない学生たちが、一心不乱に、そして一体一体丁寧に遺体についた泥やヘドロを落としている姿だけでなく、着衣までもきれいに洗う姿を見たとき、私は「彼らに心構えがないなんて、とんでもない間違い」であることに気づいた。「彼らはもう立派な警察官である。」私も彼らのような気持ちを忘れずにいようと心に誓い、検視の作業を行った。



遺体安置場所の状況



着衣の洗浄状況



航空隊による被災地支援活動

警視庁 地域部

1 事業実施の経緯・背景

(1) 背景・きっかけ

警察法第60条第1項の規定に基づき、被災地における災害警備活動について、宮城県公安委員会、岩手県公安委員会及び福島県公安委員会からの援助の要求並びに警察庁から派遣要請を請けて、それぞれ派遣した。

2 目的・内容

(1) 目的

被災地における災害警備活動及び警衛

(2) 内容

- ア 救助・搜索活動
- イ 要員等の搬送
- ウ 警衛

航空隊の取組

要請元	派遣期間	機数(延べ)	派遣人員(延べ)	活動状況等
宮城県	平成23年3月12日から 4月22日まで(42日間)	42機	168名	救助・搜索活動、 要員の搬送等
	平成23年4月26日から 4月28日まで(3日間)	3機	15名	警衛
	平成23年6月3日から 6月5日まで(3日間)	3機	15名	
	平成24年5月11日から 5月13日まで(3日間)	3機	15名	
岩手県	平成23年3月12日から 3月29日まで(18日間)	18機	79名	救助・搜索活動、 要員の搬送等
	平成23年4月30日から 5月2日まで、5月5日から 5月7日まで(6日間)	6機	30名	警衛
	平成23年8月4日から 8月6日まで(3日間)	3機	15名	警衛
福島県	平成23年3月12日から 4月25日まで(45日間)	45機	225名	救助・搜索活動、 要員の搬送等
	平成23年5月10日から 5月12日まで(3日間)	3機	15名	警衛
警察庁	平成23年3月12日 ほか4日間	5機	22名	救助・搜索活動、 要員の搬送等
計	延べ131日	131機	599名	

3 実績・成果

要請元	派遣期間		要員搬送		
	救助日	救助人員	搬送日	搬送人員	搬送理由
宮城県	平成23年3月12日から3月14日まで	105名	平成23年3月17日	1名	警察通信部員
岩手県	平成23年3月12日から3月13日まで	17名	平成23年3月13日	2名	警察通信部員
警察庁	-	-	平成23年3月16日	12名	高圧放水員
				3名	東電職員
				1名	警察庁職員
計	延べ5日	122名	延べ3日	19名	

4 その他

救助事例

(1) 救助日時

平成23年3月12日 午後1時15分ころ

(2) 救助場所

宮城県仙台市若林区荒浜地区

(3) 救助機

おおとり1号(乗員4名)

(4) 救助概要

若林区荒浜地区において、被災者の救助及び捜索活動に従事中、ビルの屋上で手を振って救助を求めている3～4名の男女を発見した。

隊員らは、直ちに救助のため、ヘリコプターを接近

させたところ、男女が「あちらを先に」という手振り
で他方向を指した。その方向を確認したところ、瓦
礫の中に頭部が見える女性を発見した。

すぐに救助隊員2名が降下してその女性を救助し
ようとしたところ、女性が「近くに娘が埋もれてい
る。」と申し立てた。付近を捜索したところ、瓦礫の
中にわずかに見える子供の片手を発見した。救助隊
員がその手を握ると力強い反応があり、直ちに子供
を救助するとともに母親もヘリコプターに収容し、
病院へ搬送した。

救助時、母子は一昼夜瓦礫の中に挟まれていたこ
とから、極度の疲労と寒さで体の震えが止まらず、
言葉も発することができない状況であった。

原子力発電所対策及び被災地支援活動

警視庁 公安部

1 事業実施の経緯・背景

(1) 背景・きっかけ

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地
震での東京電力福島第一原子力発電所(以下「福島第
一原発」という。)事故に伴い、翌日(3月12日)、福島
県公安委員会からの要請を受け、NBCテロ捜査隊
を中心とした放射線等の専門知識を有する部隊とし
て公安機動捜査隊を派遣した。部隊は、12日深夜に
出発し、13日早朝には福島県警南相馬警察署に到着
し、福島県警と連携して福島第一原発周辺に所在す
る避難所等の放射線量測定や被ばく防護措置、避難
誘導等に従事した。

部隊は、その後も福島県警災害警備本部の指揮下

で、福島第一原発周辺の放射線量測定(定点測定)等
に従事したほか、別命により、同原発20キロ圏内の
警戒区域において、行方不明者の捜索に従事する警
備部隊と共に捜索場所に入り、放射線量の測定を実
施し、同部隊の捜索支援活動にも従事した。

(2) 経緯・取組

ア 第1期 「放射線防護、測定等の実施・指導
と住民の避難誘導等の実施」

(平成23年3月13日～3月15日)

福島第一原子力発電所から約30キロ圏内(南
相馬市、双葉町、浪江町、川俣町等)において、
同地域内に所在する避難所、警察施設、公共施

設等の放射線量を測定するとともに、以下の活動に従事した。

(ア) 3月13日、福島第一原発周辺地域で活動している福島県警察警察官(他県から派遣されている広域緊急援助隊等の部隊を含む)に対して、放射線測定器等の操作要領、被ばく防護等の指導を実施

(イ) 3月14日、福島第一原発周辺地域において、寝たきりの独居老人を含む、避難所等へ単独で行くことが困難な高齢者等の救護と、福島第一原発から20キロ圏内に所在し、まだ避難措置が講じられていない病院、老人ホーム、介護施設等の放射線量を測定し、警察活動の可否判断等を実施

(ウ) 3月14日深夜から3月15日早朝にかけて、福島県警災害警備本部の下命により、特別養護老人ホーム等の避難誘導を実施

イ 第2期 「避難所及び救援(人・物資)車両通行地域の放射線量等の測定実施」

(平成23年3月16日から同年4月6日まで)

福島第一原発周辺や津波被害地域から避難してきた住民等が生活している南相馬市、川俣町、飯館村等の避難所や、災害現場で活動する警察部隊及び救援物資搬送車両が通行する地域等の放射線量の測定を実施した。

※ 活動範囲

福島第一原発から約20km(警戒区域外)から約50km(川俣町)までに所在する

- ・南相馬市、相馬市、川俣町、葛尾村、飯館村の避難所、警察活動拠点等の放射線量測定
- ・救援物資搬送車両や復旧工事関係者等が通行する国道114号線、399号線、6号線県道12号線、62号線、49号線等の主要箇所の放射線量測定

ウ 第3期 「行方不明者捜索部隊支援活動及び定点測定(放射線量測定)」

(平成23年4月7日から同年5月21日まで)

行方不明者等の捜索支援は、捜索部隊の活動前に捜索範囲周辺の放射線量の測定を実施し、その安全を確認後に部隊が捜索活動を開始した。また、捜索活動中も定期的に捜索地域周辺の放射線量の測定を行い、捜索部隊の安全を確保した。捜索支援後には定点測定を実施した。

※ 活動範囲

・南相馬署管内(下江井、塚原、堤谷、井田川、裏尻地区等)

・双葉署管内(請戸地区等)

※ 延べ活動人員144名 測定回数456回

エ 第4期 「2市2町2村内26箇所の放射線量の測定を実施」

(平成23年5月22日から同年7月11日まで)

警察活動上の安全確保のため、警戒区域・計画的避難区域・緊急時避難準備区域内の警察施設、検問ポイント等の警察活動上の拠点及び福島第一原子力発電所事故後において、放射線量の高い場所の放射線量の測定を実施した。

※ 活動範囲

南相馬市、田村市、川俣町、浪江町、葛尾村、飯館村の警察施設11箇所、交通検問場所6箇所、公共施設・駅等4箇所、放射線量の高い地域5箇所

オ その他(復興支援)

福島第一原発事故に伴い、同周辺地域において多くの警察職員が活動していることから、放射線障害を懸念する警察職員の不安を払拭し、原子力災害現場で活動する警察職員が安心して任務に専念できるよう残留放射線等の測定を実施した。

(ア) 平成25年4月24日から同月26日

※ 活動範囲

南相馬市、浪江町、双葉町、大熊町、楢葉町、飯館村、川内村の警察施設、学校(高校、中学校、小学校、保育園等)、公共施設(役場、活性化センター等)、警察の活動拠点(駐留警戒場所、検問場所等)、帰還困難区域等23箇所

(イ) 平成26年5月26日から同月28日

※ 活動範囲

南相馬市、相馬郡、双葉郡等の福島第一原発を中心とした40キロ圏内における自治体施設、警察活動拠点及び原子力被災者生活支援チーム出入り管理所等27箇所

2 目的・内容

(1) 目的

福島第一原発事故後の被災者等の避難誘導及び警察職員の各種活動の安全確保に資するため、放射線量の測定等を実施した。

(2) 内容

ア 特別養護老人ホーム等で避難誘導等を実施



空間放射線量測定状況



避難救助状況

イ 主要幹線道路の被災状況調査、災害現場で活動する警察部隊及び救援物資搬送車両等が通行する地域の放射線量等の測定を実施した。



J R常磐線高架の崩落状況



県道35号線の道路損壊状況

ウ 行方不明者等の捜索部隊の安全確保のため、捜索活動前及び活動中における定期的な放射線量等の測定を実施した。



南相馬市での機動隊による捜索活動の支援

エ 福島第一原発事故に伴い、同周辺地域において、多くの警察職員が活動しており、放射線障害を懸念する警察職員の不安を払拭し、原子力災害現場で活動する警察職員が安心して任務に専念出来るよう残留放射線等の測定を実施した。



葛尾村での残留放射線量測定状況



大熊町での残留放射線量測定状況

3 実績・成果

福島第一原発事故後、放射線量のモニタリングを早期に実施したことで、事故後における警察等の活

動拠点の確保、検問場所、駐留警戒場所の選定等に役立たせることができた。

※ 派遣期間 平成23年3月12日から同年7月12日までの123日間

※ 派遣者数 70名(延べ人員693名)

※ 放射線量の測定における総走行距離 39,940km
(参考：地球一周40,070km)

※ 一日の総走行距離 335km
(参考：東京から滋賀県甲賀市まで)

※ 定点測定 測定箇所90箇所
測定回数 延べ2234回

4 事業実施に当たっての課題等

(1) 課題

原子力災害においては、放射性物質の拡散が広範囲に及ぶことが懸念される。また、その拡散は気象条件にも大きく左右されることから、より迅速で正確な被害予測の可能なシステムの構築及び情報の一元化・共有化が必要となる。

(2) 今後の展望

福島第一原発周辺の残留放射線量等の測定、除染等による放射線量等の減衰効果等については、今後も実施していきたい。

5 その他

担当者のコメント

・地震発生時には、都内における工場火災等の複合災害の発生に備え、警視庁本部庁舎内に前進待機していた。発生当初は、東北地方の津波による被害の甚大さを把握することができず、福島第一原発にあのような被害が及んでいたとは思いませんでした。

夜間の出勤のためか、東北自動車道の地震による被害はあまり感じられなかったが、夜が明けてくるとともに福島県内は、家屋損壊や道路の亀裂などの被害が見られ、特に国道114号を国道6号線方向へ向かうと、田んぼには多くの漁船が流され、周辺の家屋は瓦礫の山と化していた。海側は一面が湖のような状態で家が全く無くなっており、この地震による津波の恐ろしさとその被害が甚大であることを目の当たりにした途端、その場に立ちすくむ隊員もいた。

・震災直後の福島第一原発周辺地域で開業していたガソリンスタンドは、南相馬警察署のそばに一軒しかなく、そのガソリンスタンドもすぐに閉鎖となった。開業しているスタンドは福島第一原発から50kmも離れた福島警察署川俣分庁舎近くまで行かなくてはならず、そのスタンドには早朝5時から約300台もの一般車両が列をなすなど、ライフラインは相当混乱していた。

・第一期派遣は、3日間の車中泊であったが、現地で災害対策に従事する警察職員の中には、家をなくしている職員、家族の安否がわからない職員、住民の避難誘導時に行方不明になっている職員等がいた。そんな状況の中、南相馬警察署の家族が握ってくれた塩おにぎりの差し入れに、同じ警察官として「できる限りのことをやろう。」と部隊全員が団結し、士気高く任務を遂行することができた。

また、災害派遣に際しては、当隊の隊員以外にも公安部内の対策員招集をはじめとした関係各部からの人的・物的支援をいただき、有事に際し、その総合力を最大限発揮する警視庁という組織の一員としての「誇り」を感じた。

被災地における治安維持活動

警視庁 地域部

1 事業実施の経緯・背景

(1) 背景・きっかけ

警察法第60条第1項の規定に基づき、被災地における治安対策について、宮城県公安委員会、福島県公安委員会からそれぞれ援助の要求があったもの。

(2) 経緯・取組

ア 宮城県派遣

(ア) 期間

平成23年3月18日から平成24年3月16日までの間

(イ) 派遣先署

10署(仙台中央署、仙台東署、仙台南署、仙台北

署、泉署、河北署、石巻署、塩釜署、岩沼署及び亙理署)

(ウ) 派遣体制

各自動車警ら隊(第一自動車警ら隊、第二自動車警ら隊、第八方面自動車警ら隊及び第九方面自動車警ら隊)、地域総務課、地域指導課及び通信指令本部)

期 間	派 遣 先	体 制
平成23年3月18日 ～12月9日	1次～38次	隊長又は副隊長以下51名、23台
平成23年12月9日 ～平成24年2月10日	39次～47次	隊長又は副隊長以下48名、21台
平成24年2月10日 ～平成24年3月16日	48次～52次	中隊長以下23名、12台

※ 延べ 19,880名、車両台数 8,984台を派遣

イ 福島県派遣

(ア) 期間

平成24年3月16日から同年6月28日までの間(4月6日から同月18日までを除く。)

(イ) 派遣先署

福島県双葉警察署

(ウ) 派遣体制

各自動車警ら隊(第一自動車警ら隊、第二自動車警ら隊、第八方面自動車警ら隊及び第九方面自動車警ら隊)、地域総務課、地域指導課及び通信指令本部)

期 間	派 遣 先	体 制
平成23年3月16日 から3月23日まで	第1次	第八方面自動車警ら隊 中隊長以下25名 車両12台
平成23年3月23日 から3月30日まで	第2次	第二自動車警ら隊 中隊長以下25名 車両12台
平成23年3月30日 から4月5日まで	第3次	第一自動車警ら隊 中隊長以下25名 車両12台
平成23年4月19日 から5月3日まで	第4次	第九方面自動車警ら隊 中隊長以下16名 車両 8台
平成23年6月14日 から6月28日まで	第5次	遊撃特別警ら隊 中隊長以下16名 車両 8台

※ 延べ 1,055名、車両台数 516台を派遣

2 目的・内容

(1) 目的

被災地における警戒警備活動のため

(2) 内容

ア 検挙活動

イ 遺体収容時の現場保存

ウ 迷い人、迷子の保護

エ 拾得物扱い

オ 交通事故扱い

カ 仮設住宅及び避難所の立ち寄り警戒

3 実績・成果

(1) 宮城県派遣

ア 主な検挙事例

(ア) 仙台市若林区における窃盗(エアコン等)被疑者検挙

【仙台南署 平成23年7月11日書類送致】

(イ) 名取市閑上における窃盗(自転車等)被疑者検挙

【岩沼署 平成23年8月3日通常逮捕】

(ウ) 仙台市若林区における覚せい剤取締法違反被疑者検挙

【仙台南署 平成23年6月13日現行犯逮捕】

イ 事件検挙以外の取扱い

遺体収容時の現場保存 3件

迷い人、迷子の保護 33件

拾得物扱い 36件

交通事故扱い 235件

仮設住宅及び避難所の立ち寄り警戒

延べ8,902箇所 9,150回

ウ 感謝事例

(ア) 平成23年6月29日、派遣中の隊員が給油のため、仙台市内のガソリンスタンドへ立ち寄った際、従業員から「小学生の女の子から、警視庁のパトカーのお巡りさんに渡して欲しいと手紙を預かっています。」との話があり、2通の手紙を受け取った。手紙は、小学校3年生の女の子とその妹からのもので、「わざわざ、東京から来てくれてありがとうございます。けいしちゃんの手紙をもらって、とてもうれしかったです。おばあちゃんは、なみだをながして読んでいました。ママはすごく感謝していました。本当にありがとうございます。」等と感謝の気持ちが綴られていた。

(イ) 担当区内の住民から「警視庁のパトカーが見回ってくれているので、不審者を見かけなくなりました。」「パトカーの赤灯を見ると安心です。これからもよろしく願います。」などパトロールに対して感謝の声を数多く頂き、隊員の励みとなった。

(2) 福島県派遣

ア 事件検挙

なし

イ 事件検挙以外の取扱い

交通事故扱い 3件

4 その他

担当者のコメント

- ・第2次派遣の最初の勤務で、仙台南署管内の長浜地区、井上地区を警らした時、その惨状を目にし言葉を失った。家を失い、がれきの中から思い出の品物を探す人たちを見て「ここで一体何が起こったのだろうか。」「人が生活していた場所なのだろうか。」と考えると自然に涙が溢れ、「私に何ができるのか。」と思い悩んだ。

しかし、「共に復興に向けて頑張ろう。」という気持ちに切り替え、明るく元気に挨拶と敬礼をすることで、少しでも被災者の方に「明日への光」を見つけてもらえるように心掛けた。

- ・塩釜署管内で遺体の発見、取扱いをした際、途中で小雨が降ってきたため、遺体に傘をさしたところ、その状況を見ていた解体業者の方に「へー」と驚かれたので、「大事な遺体ですので」と言うと、「ありがとうございます。」と感謝された。
- ・宿舎から派遣先まで警視庁のパトカー数台が車列を組んで向かったが、それを見ていた避難所の方が涙を流しているのに気付いた。後刻その涙の理由が、自分たちの避難所を担当してくれる警察官を心強く思って流していたのだと知り、派遣されて本当に良かった、頑張ろうと感じた。
- ・被災者の方々が受けた精神的、肉体的ショックは計り知れないものがあるにもかかわらず、被災した数多くの方が私たち警察官に頭を下げ、感謝の言葉をかけてくださり、身が引き締まる思いがした。この人たちのため、被災地のために精一杯頑張りたい。

- ・震災発生時、妻は出産のため宮城県東松島の実家へ帰省中であり安否不明の状態が続いたが、発生から6日後、倒壊した実家の2階から自衛隊のヘリコプターで救助され石巻の病院に入院しているという連絡が入った。その後、妻はしばらく避難所生活をしていましたが、避難所の方々には大きな勇気をもたらったと言う。東京へ戻り4月12日女児を出産したが、無事に出産を迎えられたのは、何よりも妻の体を気遣い温かい言葉と勇気を与えてくれた被災地の方々のおかげであった。今度は私が、妻に勇気を与えてくれた被災地の方へ恩返しのため力一杯頑張りたい。

被災地への特別派遣(行方不明者の捜索・治安維持)

警視庁 警備部

1 事業実施の経緯・背景

(1) 背景・きっかけ

警視庁広域緊急援助隊の被災地への派遣に続き、平成23年3月23日からは特別派遣部隊として機動隊等を派遣し、行方不明者の捜索のほか警戒区域における検問や警ら活動等の治安維持活動に当たった。

(2) 経緯・取組

平成24年2月8日までは、岩手、宮城、福島の各県に部隊を派遣して、被災地における各種警察活動を行い、平成24年2月13日以降は、福島第一原子力発電所の被災に係る福島県内の警戒区域及び計画的避難区域の治安維持活動を行った。

ア 岩手県派遣

派遣期間 平成23年3月31日から平成24年2月10日まで

派遣人員 延べ約47,000名

イ 宮城県派遣

派遣期間 平成23年3月23日から平成24年2月8日まで

派遣人員 延べ約41,000名

ウ 福島県派遣

派遣期間 平成23年3月23日から平成26年5月14日まで

派遣人員 延べ約92,000名

2 目的・内容

(1) 目的

行方不明者の捜索活動及び警戒区域における検問、警ら等による治安維持活動

(2) 内容

ア 行方不明者の捜索活動

警視庁広域緊急援助隊の活動に引き続き、被災地での行方不明者の捜索活動を行った。

福島第一原子力発電所周辺地域では、放射線被ばくの危険性から、発災直後は大規模な捜索活動を行うことができなかったが、原子力安全委員(当時)等の見解を踏まえ、放射性粉じん用

防護服を着用して、平成24年4月7日、福島第一原子力発電所の半径20キロメートル圏内の大規模な捜索に引き続き、4月14日には半径10キロメートル圏内において捜索を行った。



機動隊員による捜索活動



機動隊員による捜索活動



福島第一原子力発電所20km圏内での捜索活動



福島第一原子力発電所20km圏内での捜索活動

イ 警戒・警ら活動(治安維持)

被災地の治安維持のため、パトカーや徒歩による警ら活動や検問に加え、仮設住宅の訪問、巡回活動等による被災者支援を行った。

また、福島第一原子力発電所の事故に伴い設定された警戒区域内においても、無人となった民家・店舗に対する窃盗事件の防止等のため、同様の警戒活動を行った。



機動隊員による警戒活動



機動隊員による巡回活動

(2) 今後の展望

今後も派遣要請があった際には、地元住民の安全・安心に資する警戒活動を実施し、犯罪の抑止と検挙の両面から治安維持に当たる。

5 その他

担当者のコメント

- ・福島県内の警戒活動従事中、避難所である小学校に立ち寄った際、地元の小学生と話をする機会があり、その小学生から「僕も大きくなったら警察官になって、みんなの役に立ちたい。」という言葉聞いたときは、警察官になって良かったという思いと同時に強い使命感を感じた。
- ・福島県内の避難準備区域(当時)では、地元の方々が「見守り隊」を結成し、24時間体制で警戒に当たっていた。「見守り隊」の方々は、自らが被災者であり、辛い立場であるにも関わらず、我々警察官を見るといつも明るい笑顔で温かい感謝の言葉をかけてくれた。その笑顔を見て、「この方々のために少しでも役に立ちたい。」という強い思いで警戒に従事した。

3 実績・成果

平成25年5月12日午前1時05分ころ、機動隊員が福島県双葉町を警ら中、民家敷地内の物置に侵入した男を住居侵入で検挙した。その他、道路交通法違反や覚せい剤取締法違反等の被疑者を検挙した。

4 事業実施に当たった課題等

(1) 課題

震災等に便乗した悪質な犯罪が発生しないよう、パトロールや取締りの強化等、各種犯罪等への対策を推進するとともに、治安維持に係る正確な情報提供を実施していく必要がある。

福島県警察への医療班応援派遣

警視庁 警務部

1 事業実施の経緯・背景

(1) 背景・きっかけ

平成23年東北地方太平洋沖地震発生により、被災地の警察職員は連日休む間もなく災害対応に追われている中、体調を崩す者、持病がある者がいても、病院に行くことが出来ず、健康面を支援する必要が生じた。

(2) 経緯・取組

警察庁給与厚生課、福島県警察本部厚生課及び警視庁健康管理本部で調整の上、福島県公安委員会からの援助要求に基づき、福島県警察からの要望を踏まえ、平成23年3月23日(水曜日)から同月25日(金曜

日)までの3日間、当庁から医師1名、保健師2名、カウンセラー1名、警察官3名(うち運転2名)の計7名を派遣した。

2 目的・内容

(1) 目的

福島県警察職員の健康相談対策を実施する。

(2) 内容

4ヶ所の警察署において臨時の健康相談所を設置して健康相談・カウンセリングを実施したほか、警察庁共済組合診療所・警視庁共済組合診療所の協力を得て持参した薬剤を必要により処方した。

3 実績・成果

(1) 実績

実施状況(平成23年)

内容	日程	3月23日(水曜日) 午後	3月24日(木曜日) 午前	3月24日(木曜日) 午後	3月25日(金曜日) 午前	合計
実施場所		福島警察署	南相馬警察署	相馬警察署	福島警察署 川俣分庁舎	4か所
健康相談受診者		31名	26名	54名	69名	180名
カウンセリング		8名	8名	16名	53名	85名



(H23.3.24 福島県南相馬警察署)



(H23.3.25 福島県福島警察署川俣分庁舎)

(2) 成果

地域によっては病院が一部開業しているところもあったが、必要な医療を受けていない警察職員のために、役に立つことが出来た。

援の必要を感じた。

4 事業実施に当たっての課題等

準備期間が短かったが、県警職員のニーズを把握するために、事前の健康情報収集や打合せが重要であった。準備できない薬剤もあり、また数量も十分とはいえなかった。

5 その他

担当者のコメント

あらかじめ「健康相談調査事項一覧表」を福島県警察からファックスで送付してもらい、受診職員の症状や平素服用している薬名のリスト等を把握できた。

また、現地で本人が「健康相談調査票」を持参してくれたことは、健康相談・カウンセリングをスムーズに実施する一助となった。

健康相談・カウンセリングを実施した場所が道場だったので、並んでいた人や周囲にいた人に内容が漏れないように気をつけた。

相談者は私生活でも大きな不安を抱えており、今回は応急的な支援であったが、自分たちの生活を取り戻すためにはまだ時間がかかるため、長期的な支

被災者支援部隊「警視庁きずな隊」の派遣

警視庁 生活安全部

1 事業実施の経緯・背景

(1) 背景・きっかけ

東日本大震災の発生に伴い、被災者からの生活安全相談等への対応や避難所内でのトラブル防止等に当たるため、特に被害が甚大な宮城県警察本部の警察署に支援部隊を派遣した。

(2) 経緯・取組

平成23年

3月23日 警視庁の総力を挙げて被災地で活動する警察部隊等への後方支援を行うための警視庁支援対策室が設置される。

【被災者対策部隊派遣の事前実地踏査を実施(2名1車両)】

3月28日 宮城県公安委員会から警察法第60条第1項の規定に基づく警察職員等の援助要求(被災地における避難所等の警戒警備及び被災地に対する相談業務活動のための被災者対策部隊:警視庁30名)を受ける。

3月31日 被災者支援部隊「警視庁きずな隊」第1次部隊(30名7車両)を派遣する。

イ 避難所内における各種トラブルの防止

- ・ メールやロコミで広がる犯罪のデマ等に対する対応

ウ 被災者への防犯アドバイスの実施

- ・ 避難所における貴重品管理

エ 不安感を軽減するためのイベント(ミニ防犯講話等)の実施



地元住民やピーボくんも参加した防犯講話

2 目的・内容

(1) 目的

仮設住宅において長期間生活している被災者を訪問し、防犯指導や相談の受理等を通じて、被災者の不安を軽減し、住民間における「地域の絆」の醸成を図る。

(2) 内容

ア 被災者からの生活安全相談等への対応

- ・ 行方不明者の安否確認
- ・ 運転免許証再交付手続きに関すること
- ・ 電気、ガスの復旧見通しや病院、金融機関に関する問合せ

3 実績・成果

(1) 実績

- ア 第1次部隊からの避難所への延べ訪問回数
1,021回



避難所への訪問

イ 被災者が安全で安心な生活を確保することを目的として、地元防犯協会連合会員と被災者が一体となった自警団を発足、同団発足式に地元警察とともに「警視庁きずな隊」も参加し、合同パトロールを実施した。



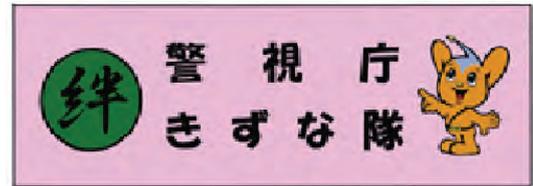
パトロールの様子

ウ 震災に便乗した「悪徳商法」「詐欺」に対する注意喚起等が記載されたチラシや防犯ブザー、自転車チェーンロック等の防犯グッズ配布により被災者の自主防犯意識の高揚を図った。



防犯講話の様子

エ 縦20センチメートル、横60センチメートルの「警視庁きずな隊」と表記したマグネット式ステッカーを作成し、被災地で使用している車両に貼付、被災地における見せる警戒を実施した。



(2) 成果

ア 派遣期間、人員等
(下表のとおり)

イ 住民の反応

- (ア) きずな隊の警察官が私達の話をおやかに聞いてくれて、心が癒やされた。
- (イ) 仮設住宅を訪問してもらい、常に警察官に守られていることを実感できた。
- (ウ) どんな物資より、話を聞いてくれる人がいい。また来て欲しい。
- (エ) 警察官によるイベントは珍しく、新鮮で楽しかった。とても励まされた。
- (オ) ピーポくんとリズム体操をして体がほぐれ、久しぶりに笑うことができた。
- (カ) 大半のボランティアが撤収した中で、きずな隊が来てくれて嬉しかった。

部隊派遣	派遣期間	派遣人員	派遣警察署
第1次	平成23年3月31日 ～4月9日	30名(男女各15名)	仙台東署、仙台南署、 塩釜署、岩沼署、亶理署
第2次	平成23年4月9日 ～4月18日	30名(男女各15名)	
第3次	平成23年4月18日 ～4月27日	30名(男女各15名)	上記5署、河北署
第4次	平成23年4月27日 ～5月6日	30名(男女各15名)	石巻署、河北署、塩釜署
第5次	平成23年5月6日 ～5月15日	30名(男女各15名)	
第6次	平成23年5月15日 ～5月24日	20名(男女各10名)	
第7次	平成23年5月24日 ～6月2日	20名(男女各10名)	
合計	64日間	190名	宮城県内7警察署



腹話術を活用した防犯講話



子供たちとピーボクんとのおふれあい

- ・ 地元警察官の「津波が来るぞ、早く逃げろ。」との身振り手振りの誘導により避難できたが、その警察官は波に飲み込まれてしまった。「命がけで住民を守った警察官のことを決して忘れない。」という話を聞き、胸が熱くなった。
- ・ ある女性と面接した際、突然「これが私の全財産です。」と自分が居る一畳ほどのスペースに置かれた衣類等を指さされた時は、現実を目の当たりにし、胸が締め付けられる気持ちになった。
- ・ 派遣直後は、我々が避難所に入ることに難色を示していた避難所責任者や避難者と徐々に打ち解けることができ、帰京間近には積極的に避難所の中に入るよう責任者から依頼された。
- ・ 加害者の夫から、DVで保護された妻の安否が知りたいとの相談を受け、地元警察署から相談者に対し妻が無事であることのみ示達したところ、感謝された。
- ・ 派遣終了後、被災者から派遣者宛に「ありがとうございました。思いやりがあつて厳しさも持っている〇〇さん。これからもお仕事頑張ってください。」等と綴られた御礼の手紙が送られてきた。

4 事業実施に当たっての課題等

災害の規模等、個々の事案に応じてその都度、適切かつ迅速に部隊を編成し派遣することが求められる。

5 その他

担当者のコメント

- ・ 被災による悲しみを誰にも打ち明けられず、毎日死ぬことだけを考えていた女性に対し親身になって話を聞いたり、一緒に散歩に出るなどして自殺を思いとどませた。感謝の印として後日、地元警察署を通じてお守りが届けられた。
- ・ 警察官を志望していたが、震災により志望をあきらめかけていた女子高生に対し、「夢をあきらめないで。」と励ましたところ、「勇気づけられました。また頑張ります。」と再び警察官になる意欲を取り戻した。
- ・ 1次部隊で派遣された隊員が、6次でも派遣され、1次派遣と同じ避難所を訪問したところ、「以前子供が遊んでいた方だとわかりました。また来てくれて嬉しいです。」と再会を喜ばれた。
- ・ 高齢の女性がいきなり抱きつき、震災により家が流された状況等を話し始めたので、話を親身に聞いたところ「被災者同士では話せないことも、あなたが聞いてくれて良かった。」と感謝された。

(2) 東京消防庁

緊急消防援助隊等の派遣

東京消防庁 警防部 警防課

1 事業実施の経緯・背景

(1) 背景・きっかけ

東北地方太平洋沖地震の発生に伴い、平成23年3月11日午後3時40分、消防庁長官は全国20の都道府県知事に対し、消防組織法(昭和22年法律第226号)第44条第5項の規定に基づく、緊急消防援助隊の出動指示を行った(1次出動指示)。その後も被災状況の判明に伴い、部隊を追加投入し、3月25日の6次出動指示まで、被災3県(岩手県、宮城県及び福島県)以外の44都道府県に対し、出動を指示している。

(2) 経緯・取組

消防庁長官の出動指示により、東京消防庁は、宮城県気仙沼市地震津波被災現場、千葉県市原市液化石油ガスタンク火災現場、新潟県庁、岩手県陸前高田市地震津波被災現場、静岡県庁、福島県東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故現場並びに福島県本宮市及び福島市の救急搬送拠点(自主避難支援)へ、全88日間、部隊数806(隊)、車両等503(台・機・艇)、人員3,174人を派遣した。

2 目的・内容

(1) 目的

消防組織法第44条第5項の規定に基づく、緊急消防援助隊として被災地へ出場し、災害による被害を最小限にとどめるため。

(2) 内容

ア 宮城県気仙沼市

(ア) 気仙沼市への部隊派遣概要

東北地方太平洋沖地震では宮城県内で最大震度7を観測し、甚大な被害が発生したため、消防庁長官指示により、東京都からも緊急消防援助隊が派遣されることとなった。

宮城県気仙沼市へは、平成23年3月11日から同年4月24日まで、東京消防庁から延べ520隊2,078人を緊急消防援助隊東京都隊として派遣した。派遣部隊は、指揮支援隊、救助部隊、消火部隊等で構成され、現地災害対策本部に

おける他道府県隊の活動の調整、津波による要救助者の検索・救助、大規模延焼火災の消火活動等を実施した。

3月11日午後4時30分、第1次派遣隊として陸上部隊14隊54人を派遣した。続いて、被災地における消火活動等の必要性を考慮し、同日午後8時40分、消火活動に特化した部隊を中心に構成した第2次派遣隊32隊130人を派遣したが、現地の部隊から気仙沼市内で大規模火災が発生しているとの情報を得たことから、12日、更に第3次派遣隊として65隊301人を派遣した。

第1次及び第2次派遣隊の交替部隊として、3月13日に第1期交替部隊、14日には第3次派遣部隊の交替部隊として第2期交替部隊89隊375人を派遣した。

また、3月18日には、第1期、第2期交替部隊の交替として第3期交替部隊89隊375人を派遣した。以降4日程度のローテーションで交替部隊を派遣し、4月24日、第11期交替部隊の引揚げをもって緊急消防援助隊の活動を終了した。

なお、ローテーションについては、現地での活動の継続性等を考慮して、原則として、派遣した車両を継続的に使用し、人員のみを輸送する方針を取った。



部隊の集結状況(宮城県気仙沼市)①



部隊の集結状況(宮城県気仙沼市)②



宮城県災害対策本部(宮城県庁)

(イ) 消火活動

第1次派遣隊の東京都隊長は、3月12日午前9時に気仙沼市災害対策本部に到着した。当時、災害対策本部から北に約4kmの気仙沼市鹿折地区において、津波により倒壊した家屋のがれき、陸地に打ち上げられた船舶、車両等から漏えいした燃料等により大規模な火災が発生していた。気仙沼市災害対策本部長(気仙沼市長)は東京都隊長に対し、鹿折地区での火災対応を下命した。

3月12日午前中の活動開始当初、第1次派遣隊の消火部隊で消火活動に当たり、東京都隊は八幡大橋西側に指揮統制車(神田SCT)を部署して指揮本部を設置し、東京都隊長指揮の下、東京都隊及び新潟県隊で14日まで火災の延焼阻止に従事した。東京都隊は鹿折川からの吸水を考慮したが、津波を警戒して防火水槽から吸水し、消火活動に従事した。

その後到着した新潟県隊は八幡大橋上に部署し鹿折川から吸水活動に従事した。

第2次派遣隊は、県調整本部の指示により、仙台市消防局宮城野消防署に向けて出場し、その後転戦したため、気仙沼市への到着が遅れた。

3月12日午後5時頃、東京消防庁の第3次派遣隊が鹿折地区の消火活動現場に到着した。

第3次派遣隊の第二消防方面本部消防救助機動部隊の遠距離大量送水装備(以下「スー

パーポンパー」という。)が、八幡大橋上に部署し、鹿折川から吸水を開始した。

田園調布第2小隊は主に延焼範囲の西側を担当し、新潟県隊が北側から、第二消防方面本部消防救助機動部隊が東側から放水して、挟み込む形で延焼阻止に当たり、西側と北側の延焼阻止を主眼とした活動に従事した。

3月13日午前2時頃、第2次派遣隊が火災現場で合流したことから、第1次派遣隊と第2次派遣隊を合わせて1班、第3次派遣隊を2班に分け、3班編成のローテーションで消火活動を行った。消防救助機動部隊(ハイパレスキュー隊)については、別にローテーションを組み、救助活動に当たった。

3月14日には延焼を阻止できたことから、3班のうち1班を検索救助活動に当て、残火処理及び火災警戒活動を実施するとともに、救助活動に従事する部隊を徐々に増やしていった。



気仙沼市鹿折地区火災状況



鹿折地区消火活動状況



鹿折川からの給水活動



鎮圧後の鹿折地区

(ウ) 救助活動

鹿折地区では、津波が引いた後も、地盤沈下により低地部分が浸水しており、津波による倒壊を免れた建物で住民等が孤立した。このため、消火活動と並行して社会福祉施設等を優先した救助活動を実施した。

3月12日午前中、気仙沼市錦町二丁目の老人福祉施設及び隣接する総合福祉センターから、地元消防署や消防団と連携し、歩行不能者を合わせて50人以上を救助した。

また、消火活動中に住民から、延焼危険のある気仙沼市中みなと町の社会福祉施設内に多数の逃げ遅れがあるとの情報を得た。当該施設の隣接建物が延焼中であり、施設内にも煙が充満し始めたことから、直ちに救助活動を開始した。

火災鎮圧後の鹿折地区における検索救助活動については、がれき等により移動が困難な中、ローラー作戦により広範囲を検索したが、3月14日以降、陸上部隊が生存者を救助することはできなかった。

孤立した建物に取り残された住民の救助活動は、ヘリコプターによるつり上げ救助により対応した。

また、浸水により陸上部隊では対応が困難な場所は、東京都隊の水難救助隊が検索活動等を実施した。

なお、検索終了のサインについては、建物にスプレーで「Clear」と記すことが国際ルー

ルであるが、活動が広範囲となりスプレーが不足したため、消防車両に積載してある、消防警戒区域設定用の標示テープを活用し、検索が終了した建物には黄色の標示テープを、遺体が発見された建物には赤色の標示テープを設定し、二重の検索を避けた。



消防ヘリによる建物屋上からの救助



救助活動(気仙沼市浜町付近)



検索終了のサイン

イ 陸前高田市での活動

3月12日午前3時59分、長野県北部、深さ8kmを震源とするマグニチュード6.7の地震が発生し、長野県栄村で震度6強、新潟県十日町市、津南町で震度6弱を観測した。

同日午前4時21分、消防庁長官から東京都知事に対し、緊急消防援助隊指揮支援隊の新潟県への出動指示がなされた。日の出を待ち、同日午前6時20分、消防ヘリ「ちどり」が、第八消防方面本部から指揮支援隊長以下3人を同乗させ新潟県庁へ向かったが、到着後、新潟県災害対策本部が緊急消防援助隊の必要はないと判断し

ため、同日7時00分、消防庁長官の指示により岩手県へ転戦した。

岩手県陸前高田市では、現地災害対策本部における派遣部隊等の活動支援及び消防ヘリからの情報収集活動等を実施した。指揮支援隊は3月12日から同月31日まで、航空部隊は5月13日まで活動した。

ウ 千葉県市原市での活動

3月11日、千葉県市原市にあるコスモ石油株式会社千葉製油所(市原市五井海岸2)のLPG貯蔵タンクで爆発事故が発生した。

同日午後3時47分頃、漏えい、拡散したLPGに着火し、爆発を伴う大規模火災が発生した。11基のタンクが炎上し、隣接するタンク等にも延焼危険がある状況であった。

こうした状況を受け、午後6時40分、消防庁長官から緊急消防援助隊の出動が指示されたため、第八消防方面本部消防救助機動部隊をはじめ

めとした陸上部隊及び消防艇「みやこどり」を水上部隊として派遣した。

水上部隊として、消防艇「みやこどり」は、横浜市消防局の消防艇「まもり」とともに3月12日午前0時10分から第1回目の冷却放水活動を開始、同日午後5時30分までに計5回の放水を行った(総放水量6,000m³)。

陸上部隊として、LPG貯蔵タンク直近に屈折放水塔車を部署した放水活動を検討したが、爆発危険により火点に接近できないため、スーパーポンパーにより海水を吸水し、無人走行放水車(ドラゴン)に送水し、ドラゴンをLPG貯蔵タンク直近に走向させ行う放水活動を選択し、3月13日午後5時35分、千葉県災害対策本部長(千葉県知事)の引揚げ命令まで、計4回の放水を実施した。

なお、本火災は3月21日にガスを全て消費して鎮火した。



陸前高田市市街地の状況



陸前高田消防本部



陸前高田市災害対策本部(学校給食センター)



孤立地区からの患者搬送



消防艇「みやこどり」からの放水活動



3月12日早朝の延焼状況



スーパーポンプの部署



海からの吸水活動



無人放水車からの放水状況



鎮圧後の状況

3 実績・成果

(1) 実績

ア 気仙沼市での活動実績(平成23年)

		3月12日	3月13日	3月14日	3月15日	3月16日	3月17日
救助 人員	陸上部隊	90	22	—	—	—	—
	航空部隊	86	162	11	—	—	12
遺体確認数		45	25	48	23	14	18

3月18日	3月19日	3月20日	3月21日	3月22日	3月25日	合計
—	—	—	—	—	—	112
—	—	—	—	—	—	271
5	6	13	3	1	2	203

イ 陸前高田市での活動実績

指揮支援活動のほか航空隊により、3月12日のいわて花巻空港から陸前高田市(滝の里臨着場)までの物資輸送、市内の避難場所から滝の里臨着場までの透析患者5人の輸送、陸前高田市気仙町の救助活動現場への救助隊員及び救急隊員の輸送等の活動を実施し、5月13日午後3時50分の引揚げ命令(震災警防本部長命令)により、岩手県での活動を終了した。

ウ 千葉県市原市での活動実績

(ア) 水上部隊

平成23年3月12日

	開始時刻	継続時間(分)	放水量(m ³)
1回目	午前0時10分	80	1,600
2回目	午前5時50分	70	1,400
3回目	午前9時00分	30	600
4回目	午後0時30分	60	1,200
5回目	午後4時30分	60	1,200
合計		300	6,000

(イ) 陸上部隊

平成23年3月12日～13日

放水回数	開始時刻
1回目	12日午後2時05分
2回目	午後3時02分
3回目	午後5時10分
4回目	13日午前7時35分
5回目	午後4時30分

(2) 成果

津波により、陸上から接近が困難な地域が広がり、被災者が孤立し連絡が取れない状況が多数発生する中、中型、大型航空機を早期に活用し、被害状況の把握、被災地域への部隊投入、救助活動を行うことで効果的な活動を展開した。

4 事業実施に当たっての課題等

(1) 課題

- ア 今後の大規模災害発生時に備えての航空消防体制の充実強化
- イ 消防救助機動部隊の新設、増強
- ウ 後方支援要領の強化による緊急消防援助隊の長期大規模派遣体制の充実強化

(2) 今後の展望

- ア 消防ヘリコプターの機動性を活かした航空消防体制強化(防災対応指針実行プログラム2012長期総合計画)
- イ 後方支援要領の強化(長期総合計画)

5 その他

(1) 苦労した点

大規模災害発生時には、ヘリコプターの需要が高くなる(情報収集、救助活動、物資搬送、救急患者の域外搬送など)。こうした需要に対し、発災初期には限られたヘリコプターに対し、ミッションが多すぎてヘリコプターの運用に苦心した。

(2) 担当者のコメント(派遣隊員手記から抜粋)

緊急消防援助隊として派遣命令を聞いたときは、これまで重ねてきた訓練を実戦で発揮するとき、消防救助機動部隊の存在意義を示すときだと素直に思った。

気仙沼市鹿折地区へ到着して津波による被害の甚大さを見たとき、救助活動をどこから着手すべきか、という思いが真っ先に頭をよぎった。

現場到着後、私たちは高齢者施設3か所から88人の要救助者を救助した。救助された方々は雪が降る極寒の中暖房もなく一晩耐えていた。発災から24時間近く救助を待つ身はさぞつらかったことだろうと思った。

それでも「もう東京から来たのかい。」「大変だったね。」「ありがとう。」と救出中のお年寄りから声を掛けられることがあり、本来であれば、被災した悲しみや不安などが口をついて出ると思われるが、まず相手を気遣うという気持ちに胸を打たれた。日本人・東北人の強さと優しさを感じた瞬間だった。

航空隊の派遣

東京消防庁 総務部 総務課

1 事業実施の経緯・背景

(1) 背景・きっかけ

東日本大震災の発生に伴い、平成23年3月11日午後3時40分、消防庁長官は全国20の都道府県知事に対して、消防組織法第44条第5項の規定に基づく緊急消防援助隊の出場指示(第一次派遣指示)を行った。

(2) 経緯・取組

消防庁長官の都知事に対する出場指示を受けて、東京消防庁の航空隊は、緊急消防援助隊として岩手県、宮城県、福島県、新潟県及び静岡県に派遣された。新潟県及び静岡県では顕著な被害が発生しなかったため、情報収集のみの活動となったが、地震及び津波により大きな被害を受けた東北3県(岩手県、宮城県及び福島県)では、3月11日から5月13日まで上空からの消火、情報収集、検索救助、救急搬送、人員輸送、物資搬送等の活動に従事した。

2 目的・内容

(1) 目的

ヘリの特性を生かした上空からの消火、情報収集、検索救助、救急搬送、人員輸送、物資搬送等のため

(2) 内容

ア 宮城県での活動

宮城県では沿岸部を中心に津波により甚大な被害を受け、仙台市消防ヘリポート及び仙台空港も被災したことから、仙台市消防航空隊をはじめ、緊急消防援助隊の航空部隊も、陸上自衛隊霞目駐屯地を活動拠点とした。

宮城県における主な活動場所は、霞目駐屯地から北東約105km(所要時間約35分)の位置にある気仙沼市であったが、3月12日には仙台市での活動にも従事した。気仙沼市では孤立地区からの救助活動、上空からの消火活動のほか、救急患者及び医師の搬送、物資輸送等を実施した。



陸上自衛隊霞目駐屯地飛行場



仙台市荒浜



仙台空港



気仙沼市被災状況①



気仙沼市被災地状況②



屋上からの救助①



建物の屋上に避難した人々



屋上からの救助②

イ 新潟県及び岩手県での活動

3月12日午前3時59分に発生した長野県北部を震源とする地震により、新潟県内で震度6弱を観測したため、消防庁長官指示により、航空隊は緊急消防援助隊指揮支援隊3人を搭乗させ、新潟県庁ヘリポートに向けて出場した。その後新潟県内では、大きな被害が発生していないことから、消防庁長官の転戦指示により岩手県へ向けて出場した。

東京消防庁の部隊は陸前高田市で活動することとなったため、航空隊は、いわて花巻空港を活動拠点として、情報収集、孤立地区からの患者及び医師の搬送、物資輸送等の活動に従事した。(写真1、2)

ウ 静岡県での活動

3月15日午後10時31分、静岡県で地震が発生し、静岡県で震度6強を観測した。消防庁長官の指示に

より、航空隊は指揮支援隊員を搭乗させ、緊急消防援助隊として静岡県へ出場した。16日午前1時に静岡県庁静岡ヘリポートに到着し、日の出を待ち、静岡市、富士宮市等の被害状況を調査した。静岡県内に大きな被害が発生していないことから、任務解除となり、静岡県での活動を終了した。

エ 福島県での活動

福島第一原子力発電所において放水活動等を実施する陸上部隊の後方支援隊として、迅速な補給支援を実施するため、航空隊が派遣された。

主な活動内容は、東京から四方木田臨着場(福島県いわき市)までの、化学機動中隊員や放射線測定器、遠距離大量送水装備(ホース延長車・送水車)(スーパーポンパー)用ホース等の輸送である。



(写真1)岩手県陸前高田市被災状況



(写真2)東京DMAT輸送

3 実績・成果

各県での航空機の活動概要については下表のとおりである。

			岩手県	宮城県	福島県	新潟県	静岡県
延べ派遣日数			56	13	4	1	1
延べ派遣航空隊員数			451	160	18	4	4
機体数			74	26	4	1	1
運航回数			146	76	9	2	2
運航時間(時間:分)			173:38	121:14	10:50	2:00	2:50
使用燃料量(リットル)			63,719	58,086	5,400	608	1000
活動種別	火災	消火回数	—	13	—	—	—
		散水量(リットル)	—	14,300	—	—	—
	救助	救助人員	—	271	—	—	—
		救急	患者搬送人数	25	14	—	—
	医師等搬送人数		41	7	—	—	—
	輸送	人員	28	62	16	3	3
		物資(キログラム)	888	750	105	—	—

4 事業実施に当たっての課題等

(1) 出場先の特定

被災地ではヘリサインの数が少なく、出場命令を受けて指令番地に飛行しても、土地勘がない上に現場の被災状況が甚大であり、地図と住所の照合が困難であった。

東京都ではヘリサインの整備が進み、被災したとしても2、3か所のヘリサインとの相対位置関係からおおよその位置を特定できるため、今後も継続した整備が望まれる。

(2) 燃料補給体制

活動拠点と救助現場までの移動時間が30分程度必要であったため、搭載燃料の少ない中型機では現地での活動時間に大きな制約があった。数十機の防災機関ヘリに対し、タンクローリー2台で対応するという状況もあり、給油完了まで2時間近く待機を強いられることがあった。

効率的な活動を遂行するため、また、燃料補給地の分散のために、いくつかの前進拠点におけるドラム缶等による燃料補給体制の必要性を感じた。

5 その他

担当者のコメント

(1) 救助活動

気仙沼中央公民館での救助活動の際、上空から見ると屋上には30人ほどの要救助者が確認できた。中型機で今日中にこの人達を全員救助するのは厳しいと感じながらホイスト降下したが、屋上入口から建物内部へ続く扉を開放したところ、立ったまま救助

を待っている人(400人以上)を見た時にはがく然とした。

数名ずつしか救出できないという焦りともどかしさのなかで救助活動を行ったが、救出した人々には助かったという喜びではなく、自分だけ助けられて良いのかという後ろめたい気持ちが見え隠れしていた。「みんなを助けてくれますよね。」救出後、同じような言葉を数人からもらい、「精一杯やります。」としか言えなかった。

公民館で孤立した方々の行動力には素晴らしいものがあり、現場に到着した際、すでに避難者の数は把握済みであり、避難者全員の氏名を書いたメモも用意されていた。その翌日には、避難者自らの判断で水が引くのを見計らい、公民館前のがれきを撤去し、ヘリの離着陸が可能なスペースが設定されており、これらの行動により、震災から三日目で全員が救助された。

(2) 機体の点検、整備

岩手県への派遣の際、大雪が降った。機体は格納庫ではなく野外での係留だったため、当然機体にも雪が積もった。機体にはカバーをかけていたものの、メインローター(プロペラ)用のカバーはなく除雪に大変苦労した。揚力を発生させる非常に重要でデリケートな部分であるため、振動や揚力分布の不均衡による機体への影響を考え、取り残しのないよう全て手作業で行った。手袋の中にまで水が染み込み、とても辛い作業ではあったが、被災地での活動のために万全の状態で機体を飛ばすのだという思いで慣れない寒冷地での整備作業に当たった。

原子力発電所対策

東京消防庁 警防部 警防課

1 事業実施の経緯・背景

(1) 背景・きっかけ

福島第一原子力発電所では、平成23年3月11日の地震発生直後の大津波により、原子炉1号機から5号機までの全交流電源が喪失状態となったため、冷却装置が使用不能となり、3月12日に1号機で水素爆発、同月14日には3号機で同じく水素爆発、同月15日及び16日には4号機で火災が発生し、各原子炉建屋内の使用済燃料の過熱が危惧される状況となった。

(2) 経緯・取組

東京電力株式会社(以下「東京電力」という。)だけでは原子炉建屋内の使用済燃料の冷却が困難となり、自衛隊や警視庁等による放水活動とともに、消防庁長官から緊急消防援助隊の派遣が要請され、3月19日から同月25日までの間に全国7の消防本部により3号機の使用済燃料プールへの放水活動が行われた。

東京消防庁は、消防機関として最初に現地での放水活動を行う部隊として活動するとともに、現地における関係機関等との調整及び他消防本部の放水活動の支援を行った。

2 目的・内容

(1) 目的

電源喪失により冷却装置が使用不能となり過熱が危惧される福島第一原子力発電所各原子炉建屋内の使用済燃料の冷却のため

(2) 内容

ア 部隊派遣の概要

3月12日に原子力安全・保安院から消防庁災害対策本部に対し、原子炉施設を冷却するための装備を持った部隊の派遣要請が入り、これを受けて、午後2時50分に消防庁長官から東京消防庁へ部隊の派遣要請がなされ、消防救助機動部隊等から8隊28名が現地に向けて出場したが、午後3時36分に1号機の原子炉建屋で水素爆発が発生したことから、出場要請が取り消され、午後6時00分に全隊引揚げとなった。

3月13日から翌14日にかけて、内閣官房長官指示により、消防庁から近隣消防本部に対し、消防ポンプ車の東京電力への貸与について協力要請がなされていた。東京消防庁へも3月16日に消防庁長官から特殊災害対策車の貸与について依頼があったため、第三消防方面消防救助機動部隊から特殊災害対策車が福島県いわき市に向けて出発したが、東京電力側の受入れ態勢が整っていなかったため、中止となった。

その間にも、原子力発電所敷地内では、使用済燃料の過熱の危険性が高まり、翌17日には自衛隊のヘリによる3号機の使用済燃料プールへの空中放水や、警視庁の高圧放水車による放水が実施されていた。

このような中、同日夜、内閣総理大臣から東京都知事に対し、施設の冷却を目的とした消防隊の派遣要請があり、都知事がこれを受諾、これを受け、18日午前0時50分に消防庁長官から東京消防庁に対して派遣要請が入った。

東京消防庁は、第六消防方面本部、第三、第六及び第八消防方面本部消防救助機動部隊、上野消防署の指定部隊等、計32隊139人を18日午前3時00分までに、第六消防方面本部消防救助機動部隊隊舎に集結させ、同3時20分に福島第一原子力発電所災害現場へ出場させた。

イ 想定訓練の実施

自衛隊や警視庁等による放水活動の状況等を踏まえ、東京消防庁独自に消防部隊による原子炉建屋内への放水活動を想定した活動部隊及び特殊車両の選定や効果的な放水戦術の事前検討が行われ、送水は、遠距離大量放水車(スーパーポンパー)を用い、放水は、高所からの放水を可能とする屈折放水塔車及び40m級はしご車を活用することとした。

さらに、隊員の被ばくを最小限とするため、短時間での活動戦術や放水効果等を検証するため、3月17日に、第六消防方面消防救助機動部隊訓練場において、7時間にわたり想定訓練を実施した。



第六方面消防救助機動部隊訓練場での想定訓練



荒川河川敷での放水訓練

ウ 放水活動準備

3月18日午前3時20分に出場した消防部隊は、午前7時35分にはいわき市消防本部平消防署四倉分署内に設置された現地対策本部に到着し、消防庁、双葉地方広域市町村組合圏消防本部及び東京電力とともに作戦会議が開かれた。

会議において、スーパーポンパーにより吸水した海水を最短距離で原子炉建屋付近に送水する作戦を示したが、最短距離による送水は、原子炉冷却用ホースを横断するため避けることとなり、迂回ルートに



現地対策本部での作戦会議

より送水することが決定された。

また、同日、四倉分署前において、はしご車及び屈折放水塔車を活用した放水訓練を実施し、現場では海風に左右されない屈折放水塔車を活用することに決定した。

エ 原発敷地内での活動

震災の発生から1週間が経過していたが、甚大な被害のため依然として情報は錯そうしており、現地対策本部においても原子力発電所内の詳細な状況は把握できていなかった。

3月18日午後3時00分に活動現場の調査を実施するため、先遣隊が原子力発電所へ出場した。先遣隊は、敷地内の放射線量を測定後、午後4時57分に原子力発電所正門前に到着した放水部隊と合流し、敷地内の状況から予定していたルート上にはがれきや流木が散乱し車両での通行が不可能であるため、一旦撤退し作戦を変更する必要があるとの結論に至った。

作戦を立て直した後、午後11時30分再度敷地内へ進入した。吸水地点から送水地点まで約800mの距離があり、車両により450m延長後、残り350mについては、1本50m、100kg超のホースを隊員数人がかりで延長、結合しながら送水態勢を整えた。

活動隊員の緊急避難用に特殊災害対策車(鉛で放射線を遮蔽)を活動最前線に配置し、測定専従隊員による放射線量を測定しながらの活動となった。

19日午前0時30分放水を開始し、屈折放水塔車の高さ約20mの位置にあるノズルから、地上約50mの3号機建屋の残骸を越え、地上約30mの使用済燃料プールに向かって、20分間、60tの海水を放水した。

19日午後2時05分から、2回目の放水を実施した。この放水は、屈折放水塔車の放水角度を固定しての無人放水により、13時間を超える長時間放水を実施した。この長時間にわたる放水作業により、屈折放水塔車の排気ガス浄化装置が目詰まりを起こし、短時間での修理は不可能なことから、3回目以降は同型の車両に交代し、放水時間等に配慮しながら活動することとなった。

主な時系列

日付	時刻	派遣経過等
平成23年3月17日	(夜)	内閣総理大臣から東京都知事へ緊急消防援助隊の派遣要請
3月18日	午前0時50分	消防庁長官 消防組織法第44条第2項による緊急消防援助隊の派遣要請
	午前2時00分	震災警防本部長命令 緊急消防援助隊出場命令
	午前7時35分	派遣隊 いわき市消防本部平消防署四倉分署に到着
	午後1時40分	先遣隊 Jヴィレッジに向けいわき市消防本部平消防署四倉分署を出発
		【1回目放水】
	午後3時00分	先遣隊 原子力発電所正門に向け出発
	午後3時35分	放水部隊 原子力発電所正門に向けJヴィレッジを出発
	午後4時22分	先遣隊 原子力発電所の正門に到着、敷地内の調査開始
	午後4時57分	放水部隊 原子力発電所正門に到着
	午後5時30分	先遣隊 現場確認の結果、予定していた作戦の実行が困難と判断し、放水部隊とともにJヴィレッジまで一旦引揚げ
	午後11時20分	放水部隊 原子力発電所正門に再集結、進入開始
3月19日	午前0時30分	3号機に対する放水開始
	午前0時50分	3号機に対する放水停止(放水量約60 t)
	午前1時30分	原子力発電所正門にて1次スクリーニング後引揚げ
		【2回目放水】
	午後0時45分	放水部隊 原子力発電所正門に到着、進入開始(午後1:50)
	午後2時05分	3号機に対する放水開始
	午後2時30分	放水は継続したまま、放水部隊員は免震重要棟に移動
	午後5時00分	放水部隊 屈折放水塔車の放水角度調整実施(午後5:35調整完了)
	午後6時00分	原子力発電所から引揚げ
	午後11時50分	原子力発電所に向けJヴィレッジを出発
3月20日	午前1時10分	原子力発電所内の免震重要棟に到着
	午前2時00分	屈折放水塔車の放水角度修正実施
	午前3時40分	3号機に対する放水(第2回目)停止(放水量約2,430 t)、引揚げ
		【3回目放水】
	午後5時50分	放水部隊 原子力発電所正門に向けJヴィレッジを出発
	午後9時30分	3号機に対する放水開始
	午後10:20	放水停止要員を除く放水部隊 原子力発電所から引揚げ
3月21日	午前3時58分	放水停止要員 3号機に対する放水停止(放水量約1,137 t)、引揚げ
		【4回目放水】
	午後3時35分	放水部隊 原子力発電所に向けJヴィレッジを出発、正門で待機
	午後6時45分	2号機の状況の変化から3号機に対する放水中止 引揚げ開始
3月22日	午後1時25分	放水部隊 原子力発電所に向けJヴィレッジを出発
	午後3時10分	3号機に対する放水開始
	午後4時00分	放水停止(放水量約150 t)、引揚げ
		【5回目放水】
3月25日	午後1時30分	川崎市消防局 3号機へ放水開始
	午後4時00分	川崎市消防局 放水停止(放水量約450 t)

3 実績・成果

(1) 実績(下表のとおり)

3月25日まで、合計5回の放水を実施し、総放水量は4000tを超えた。5回目の放水は、東京消防庁が設定した消防車両を活用して、川崎市消防局が実施した。

その後、消防機関による放水以外に、民間の建設業者が、高層建物建設時に使用する特殊なコンクリート流入用車両を活用して、当庁の方法と同様に、1号機、3号機及び4号機の使用済み燃料プールに放水を実施した。放水の状況は、下表のとおりである。

(2) 成果

3号機周辺の放射線量は、60mSv/hと非常に高い値であったが、その放射線は3号機の使用済燃料からだけではなく爆発により飛散したガレキに付着した放射線物質や格納庫容器内の燃料棒からも出ているため、放射線量から注水の効果を定量的に把握するのは困難であった。しかし、消防隊による放水前まで、3号機の使用済燃料プールの温度は上昇し続けていたが、放水後の水温の上昇が抑制され、注水が有効であったことが確認された。

4 事業実施に当たった課題等

(1) 課題

ア 都内のNBC災害対応能力の一時低下を受けて、NBC災害対応専門の消防救助機動部隊を新設、増強することによる消防救助機動部隊間の相互補完体制の確立

イ 悪路においても活動可能な車両の整備等、放射線災害時における消防活動能力の充実強化

(2) 今後の展望

ア NBC災害対応消防救助機動部隊の新設(第九消防方面本部消防救助機動部隊発足をもって課題に対する事業完結)

イ 特殊災害対策車の増強整備及び資器材の充実強化(高踏破偵察車の導入などにより本事業は完結)

5 その他

当時のエピソード

燃料プールへの冷却では、岸壁から3号機までの約800mのうち、ガレキなどで車両が通行できない350mについて、長さ50m、重さ約100kgのホースを隊員同士が手作業で延長せざるをえない状況となった。その後の測定で、東京消防庁は緊急時の人命救助のための被ばく量の最大基準100mSv/hを超えた隊員はいなかったが、車両でホースを延長するよりも隊員の被ばく危険は高くなり、より危険な状況下での活動となった。

	放水期間	放水時間	放水量
1回目	3月19日 午前0時30分から 3月19日 午前0時50分まで	20分	60t
2回目	3月19日 午後2時05分から 3月20日 午前3時40分まで	13時間35分	2,430t
3回目	3月20日 午後9時30分から 3月21日 午前3時58分まで	6時間28分	1,137t
4回目	3月22日 午後3時10分から 3月22日 午後4時00分まで	50分	150t
5回目※	3月25日 午後1時30分から 3月25日 午後4時00分まで	2時間30分	450t
	合計	23時間39分	4,227t

※5回目は川崎市消防局による活動

福島県自主避難支援

東京消防庁 警防部 警防課

1 事業実施の経緯・背景

(1) 背景・きっかけ

福島第一原子力発電所事故の発生後、平成23年3月15日からは、発電所から半径20kmから30kmまでは屋内退避区域であったが、3月25日に政府が屋内退避区域内住民の自主避難の促進の方針として打ち出した。

(2) 経緯・取組

これに伴い、入院患者等が区域外へ避難するための救急搬送需要の増大が予想されたことから、3月26日消防庁長官の指示により、緊急消防援助隊として救急隊が派遣されることとなった。

2 目的・内容

(1) 目的

政府による屋内退避区域内住民の自主避難の促進に伴う救急搬送需要に対応するため

(2) 内容

部隊の集結場所は、福島第一原子力発電所から50km以上離れた福島県消防学校(福島市荒井字仲沢7)及び福島県本宮市総合体育館(本宮市高木黒作1)の2か所であり、東京消防庁は、3月26日に第1次派遣として救急隊10隊等を、本宮市に派遣した。

緊急消防援助隊集結時、区域内の医療機関等の多くが避難を完了していたため、救急需要は予想を大きく下回った。

4月7日以降、救急車が津波により使用不能となった相馬市内の救急要請への対応及び「計画的避難区域」での自力避難困難者への個別訪問活動(自衛隊医師、福島県保健師、市役所職員等に救急救命士が同行)を実施した。

また、福島第一原子力発電所から30km圏内での活動となったことから、東京消防庁特殊災害支援アドバイザーの助言に基づき、個人線量計による線量管理、活動時の服装管理等、隊員の安全管理を徹底した。

4月21日以降は、待機場所を本宮市から福島市の

福島県消防学校に変更し、7都県隊による輪番制で救急要請に対応した。



東北自動車道走行中の派遣部隊



東京消防庁救急隊(本宮市総合体育館)



隊員の待機場所(本宮市総合体育館)



個別訪問活動の様子



活動後のスクリーニング



相馬市内での活動状況

3 実績・成果

(1) 実績

ア 派遣経過(下表のとおり)

イ 東京消防庁派遣隊による救急搬送実績

日付	搬送件数、人員
平成23年3月30日	1件1名
4月22日	2件3名
4月25日	1件1名
4月26日	2件2名
4月28日	1件1名
5月1日	2件2名
合計	9件10名

(2) 成果

屋内退避区域の住民の救急事案に対応するため、10隊規模の救急部隊を福島県本宮市総合体育館に派遣し、当該区域における救急需要に対応するとともに、個別訪問活動(自衛隊医師、福島県保健医師、市役所職員等に救急救命士が同行し巡回診療)を行うなど、きめ細かい対応を実施した。

4 事業実施に当たっての課題等

(1) 課題

東京DMA Tの運営、SCU(広域搬送拠点臨時医療施設)の運営及び消防隊への医学的支援のあり方の検討

(2) 今後の展望

ア 東京DMA T及びDMA T連携隊活動時の体制整備(防災対応指針、長期総合計画)

イ 消防隊への医学的支援体制の検討(長期総合計画)

ウ 広域医療搬送における連携体制の構築(長期総合計画)

5 その他

担当者のコメント

救急救命士が単独で活動する任務(自衛隊医師等と連携した巡回診療)では、救急救命士に血圧計、パルスオキシメーターの携行が必要であり、車両積載資器材により対応したが、緊急消防援助隊としての車両の整備も維持することが必要であることから、任務に応じた携行用資器材の準備が必要であったと感じた。

派遣日	部隊種別	隊数	車両数	人員
平成23年3月26日	1次派遣	13	13	40
3月29日	1期交替	13	3	40
4月1日	2期交替	13	1	40
4月6日	3期交替	13	4	41
4月11日	2次派遣	2	2	4
4月21日	4期交替	7	7	23
4月26日	5期交替	6	0	20
5月3日	3次派遣	1	1	2
5月13日	6期交替	7	7	22
5月20日	7期交替	6	0	20
5月27日	4次派遣	1	1	2
合計		82	39	254

2 医療等支援

医療等支援、救援物資等の福祉保健局の支援(インタビュー)

都は、東日本大震災の発災直後より、現場の持つ強みを活かし、ハイパーレスキュー隊や機動隊による決死の活動、人的・物的支援や避難者の受入れなど、東京の総力を挙げて被災地の復旧、復興を支援しました。

その中で、福祉保健局は、東京DMAT、医療救護班及び保健師等の人的支援を始め、救援物資や義援金等の支援、被災者の受入支援等の多面的な支援に取り組みました。

本稿では、当時の福祉保健局総務部総務課長にインタビューし、話を伺います。

【発災直後の経緯について】

Q：発災直後の様子について、お聞かせください。

A：14:46に発災後、マニュアルどおり、都内の医療機関や福祉施設の状況を確認するとともに、15:45に都内で被害のあった九段会館へ東京DMATの派遣等を行いました。

それと併せ、福祉保健局では、被災地へ様々な支援を実施しました。具体的な話は、本記録誌に譲るとして、ここでは特に印象に残った事業などについて、お話ししたいと思います。

まず、人的支援についてですが、福祉保健局は、発災直後から東京DMATのほか、医療救護班、薬剤師班、保健師チーム、こころのケアチーム、児童福祉司、児童心理司、検案医等々、様々な職種の職員を大量に派遣しました。

物的支援の毛布やクラッカー、アルファ化米など備蓄物資については、被災地に向けて、3月12日から東京都トラック協会の協力を得て搬送しました。

備蓄物資は東京都民のためのものであり被災地への提供は困難であるとの異論もありましたが、上層部の判断をいただき、被災地への提供に踏み切りました。

被災県内では市町村が壊滅的な被害を受けている中、義援物資が末端まで届かないという事態が生じていました。それを解消するために、都は、7月に東京路線トラック協会と協定を結び、義援物資を集約地点に集めないで運送会社を使って必要な地域に個別に届くようにしました。後からは、ファックスで受け付け、単品でも配れるように工夫しました。

【避難者受入れについて】

Q：避難者受入れに係る福祉保健局の支援事業について、お聞かせください。

A：透析患者の受入れについては、3月15日に都区

部透析医会災害情報ネットワーク等を通じて要請が来ました。突然、500人が東京に向かっているという連絡が入り、実際は399人でしたが、すぐに受け入れ場所の確保に動きました。場所は、年越し派遣村で使ったことのある国立オリンピック記念青少年総合センターを主な宿泊施設としました。

受入れに当たっては、避難患者等の人数や要介護度などの基本情報が無かったため、一度第一本庁舎5階の大会議場で待機してもらい、その後、各宿泊施設に割り振ることとしました。

一般の被災者の方については、3月17日から東京武道館と味の素スタジアムにおいて、受入れを開始しました。

避難所の運営に関し、他局からは福祉保健局が避難所運営を担当してほしいという意向がありましたが、当時、福祉保健局は放射能対応や現地支援で手一杯だったため、庁内での議論の結果、実際にイベント等を実施して利用者の様々な対応を熟知している各施設の所管局に運営を担当してもらうことにしました。福祉保健局は、避難所運営のノウハウを各局に伝えるとともに、各施設での放射能検査や保険業務を担当しました。

【被災地支援について】

Q：次に福祉保健局の被災地支援について、お聞かせください。

A：福祉保健局は、発災直後から、物資の提供、人材の派遣、ペット動物の捕獲など、非常に幅広い場面で被災地の支援を行いました。

その中で、特に印象に残っているのは、ご遺体の火葬支援でした。福祉保健局では、被災県からの依頼の前段階で、新型インフルエンザ対策用に備蓄してあった遺体袋・約8000袋を提供し、感謝されました。

その後、被災地では、火葬場の被災や燃料不足により、火葬場の処理能力をはるかに上回る数のご遺体を目の前にして、どう対応していくかが大きな問題となっていました。都の建設局は、4月1日から東京瑞江葬儀所において火葬支援を行い、福祉保健局も、4月11日から民営火葬場と公営火葬場の協力を得て、併せて860体(建設局分を含む)の火葬支援を行いました。

県外の火葬受入れは想定外でしたが、都内の火葬を請け負っている民間業者の申し出もあり、身元確認の済んでいるご遺体を受け入れました。建設局でもトラックを購入しましたが、福祉保健局も、ご遺体輸送用のトラックを1台購入しました。

ご遺族の心情を配慮しながら、輸送手段や受入体制等の確保に担当者が奔走する中、様々な関係者の思いと努力が結実して火葬協力が実現したと考えます。

平成27年2月18日
都庁本庁舎にて

元 福祉保健局総務部総務課長
平山哲也氏のインタビューより

【課題、教訓等】

Q：今回の経験で得られた教訓等をお聞かせください。

A：「人」ですね。

この人に言えば何が動くか、という点を見極めないと、結局のところ動きません。

如何にどんなマニュアルを作ろうとも、動かせる人同士がコミュニケーションをしっかりとらないと、何も決まらない、動かない、ということをつくづく感じました。

今回の震災で、福祉保健局は様々な局と密接に関わりましたが、総務課長同士のネットワークが極めて有効でした。

局内で心掛けたのは、情報の共有化、判断の迅速化であり、局長をヘッドとする縦系列の意思決定の一本化でした。総務局や知事本局(当時)から来る多くの情報や要請を整理し、他局と連携しながら福祉保健局が対応するには、迅速な意思決定が最も重要です。

今回のような、他県で発生した大規模な震災、津波被害、原発事故への対応は、すべてマニュアルのない手探りの状況での対応となったため、重要事項ごとに総務部の管理職の担当を決め、実働部隊である各部との連携、調整に当たらせました。毎朝局長室で、総務部メンバーによるミーティングを行ったことが印象に残っています。

東京 DMAT・医療救護班の派遣

福祉保健局 医療政策部 救急災害医療課

1 内容

発災25分後には防災無線ファックスを通じて東京DMAT指定病院に対し待機要請を出した。その後、東京消防庁からの要請に基づき、都内の災害現場や被災地で活動した。

平成23年3月14日から、宮城県気仙沼市の要請に基づき、医療救護班の派遣を始めた。

(1) 東京 DMAT

東京消防庁の緊急消防援助隊と連携して3月11日から同月19日まで宮城県気仙沼市に12隊、福島県第一原子力発電所に3月18日から同月28日まで2隊、3月11日及び同月12日に千代田区九段会館と町田市の大型スーパーにそれぞれ2隊、計18隊が出動した。

(2) 医療救護班

東京都医師会、東京都薬剤師会及び病院経営本部との連携により、被災地に医療救護班を派遣した。

医療救護班は、急性期から慢性期まで、その時々々の現地の医療ニーズに合わせて医師、看護師、薬剤師等を派遣した。あわせて、医療救護班に帯同して救急災害医療課の職員を被災地に派遣し、現地関係機関との調整や情報収集を行った。



老人ホームの3階に取り残された要救助者の救援に向かう東京DMAT



津波で取り残された要救助者を東京消防庁と共に医療機関へ搬送する東京DMAT



避難所へ向かう被災者を診察する東京DMAT

派遣実績(医療救護班)

場所		宮城県気仙沼市	岩手県陸前高田市	福島県相馬市	東京都内
期間		平成23年3月14日から6月30日まで	平成23年3月29日から6月17日まで	平成23年4月5日から5月10日まで	平成23年3月12日から同月14日まで
班数		29陣100班	19陣33班	5陣6班	7班
人数	内訳	医師	50	6	8
		看護師等	58	7	12
		事務	11	5	4
	合計	119	18	24	
派遣先		避難所(気仙沼総合体育館等)、気仙沼市立病院	県立高田病院仮設診療所、避難所等	相馬中央病院、避難所等	羽田空港SCU
備考					内閣府からの要請

2 事業実施に当たっての課題等

(1) 東京DMAT

今回の東京DMATの活動を通じて、被災地の厳しい環境の中で、自己完結型の活動が可能となる移動手段と、医療資機材や食料等の装備が活動現場では必要になると痛切に感じられた。そのため、現在では、すべての東京DMAT指定病院にDMATカーが配備されている。

(2) 医療救護班

現地で適時適切な医療救護活動を実施していく上

で、医療ニーズを的確に把握するとともに、それに合わせた医療救護班の編成・派遣や医薬品の投入等の調整を担う人材が必要であると感じられた。この経験も踏まえ、現在では、災害医療コーディネーターが設置されている。

また、地区医師会や区市町村等との緊密な連携体制が不可欠であることも現場での支援活動を通じて感じられたため、二次保健医療圏ごとに「地域災害医療連携会議」が創設された。

東京 DMAT・医療救護班・こころのケアチーム・医療支援職員の派遣

病院経営本部 経営企画部 総務課

1 事業実施の経緯・背景

(1) 背景・きっかけ

ア 東京DMAT

発災直後、福祉保健局から東京DMAT待機要請があり、平成23年3月12日より宮城県気仙沼市へ東京DMAT計3班(広尾病院、墨東病院及び多摩総合医療センター各1班)を派遣した。

イ 医療救護班

発災直後の平成23年3月12日より、羽田空港での広域搬送拠点臨時施設(SCU)立ち上げのために広尾病院から医師、看護師を派遣した。

同月14日以降、福祉保健局の派遣要請により都立・公社病院から宮城県気仙沼市及び岩手県陸前高田市へ職員を派遣した。

ウ こころのケアチーム

福祉保健局からの派遣要請により、平成23年3月30日から岩手県陸前高田市へ都立病院から職員を派遣した。

エ 医療支援職員

日本小児救急医学会及びいわき市医師会からの依頼により、小児総合医療センター及び病院経営本部から職員を派遣した。

(2) 経緯・取組

ア 東京DMAT

平成23年3月12日より広尾病院、墨東病院、多摩総合医療センターの東京DMATを派遣。3チームとも同日夕刻より宮城県気仙沼市に入り市営野球場

及び市内鹿折地区において医療救護活動を実施。

多摩総合チームは同月14日に活動を終了、同日出発し、同月15日4時30分に病院に帰着。

広尾、墨東チームは同月15日に活動終了、同月16日に各病院に帰着。

イ 医療救護班

地震発生翌日の平成23年3月12日に被災地の重症患者等を広域に搬送して対応するため、広域搬送拠点臨時医療施設(SCU)を政府の依頼に基づき都が羽田空港に設置。この設置・運用において広尾病院から医師、看護師等(期間合計21人)を派遣し、被災地から自衛隊機により搬送された9人の患者さんへの診療等を実施。

現地への派遣については、宮城県気仙沼市、岩手県陸前高田市へ都立・公社病院から医療救護班を派遣。平成23年3月14日から同年6月30日まで12病院(うち公社病院が6施設)から計179名を派遣。

ウ こころのケアチーム

平成23年3月30日(第3班)より派遣を開始。平成23年3月30日から平成24年3月17日まで8病院(うち公社病院が2施設)から計239名を派遣。

エ 医療支援職員

平成23年3月18日から同月26日まで、日本小児救急医学会からの依頼により、小児総合医療センターから医師3名を宮城県立こども病院等に派遣。

平成23年3月29日から同月31日まで、いわき市医師会からの依頼により、病院経営本部顧問1名を福島県いわき市に派遣。

2 目的・内容

(1) 目的

被災地(宮城県気仙沼市、岩手県陸前高田市等)に対する医療救護活動

(2) 内容

地震発生当日の夜に、災害医療派遣チーム(東京

DMAT)として、広尾、墨東、多摩総合医療センターの各病院から東京消防庁の緊急消防援助隊とともに宮城県気仙沼市に向かい、15日まで医療救護活動を実施した。



東京DMAT広尾



東京DMAT墨東



東京DMAT多摩総合

地震発生翌日の平成23年3月12日には被災地の重症患者等を広域に搬送して対応するため、今回の災害ではじめて実施された広域搬送拠点臨時医療施設(SCU)を政府の依頼に基づき都が羽田空港に設置された。この設置・運用では当初から広尾病院が医師、看護師等を派遣し(期間合計21人)、被災地から自衛隊機により搬送された9人の患者さんへの診療等を行った。(写真)



(写真)羽田空港 広域搬送拠点臨時医療施設(SCU)立ち上げ



被災地における継続的な医療支援のため、同月14日からは宮城県気仙沼市への医療救護班の派遣を開始。

4日間の日程で、都立病院、公社病院からは毎回3班、10人～12人程度が現地に入り、非常に厳しい環境の中で、被災者の診療、患者搬送等の医療救護活動を行った。医薬品や現地調達が困難な食料など医療救護活動に必要な準備も含め、医療スタッフや事務職も医療救護班の派遣に関わり、現地での活動が進められた。平成23年3月29日からは、岩手県陸前高田市にも医療救護班が派遣された。さらに、現地からの患者搬送のため、駒込病院から看護師が気仙沼市に出向き、搬送時の医療救護活動を行った。



気仙沼市での医療救護活動
(第一次医療救護班)



医療救護活動に必要な医薬品や食料などを
バスに積み込む

また、激しい災害に直面し、被災後の厳しい環境のなかで過ごす方々のこころのケアを行うため、都は「こころのケアチーム」を平成23年3月23日から派遣。都立病院では同月30日から松沢病院が各回8日間で継続した派遣を実施するほか、多摩総合医療センター等からも医療チームが派遣された。

このほか、小児総合医療センターからは3人の医師が宮城県立こども病院等で診療支援を行い、病院経営本部の高橋俊雄顧問は福島県いわき市において平成23年3月29日から医療支援を行った。

4 事業実施に当たっての課題等

- (1) 現地の情報不足
- (2) 職員派遣にかかるリスク管理(被ばく等)
- (3) 現場までの交通手段の確保
- (4) 装備品、携行品の不足 等

5 その他

担当者のコメント

- (1) 看護師(岩手県陸前高田市派遣)

今回の派遣で一番重要な仕事と感じたのは「災害医療ロジステックス」といわれる業務です。災害現場において医師・看護師の医療業務を全面的にサポートしていくことに加え、現地スタッフとの調整、どこにどれだけの支援が必要か見極める重要な仕事です。今回、福祉保健局の方々が勤められましたが、(たぶん)慣れない業務の中、真摯にサポートして頂き感謝しています。医療に携わるものは皆誰かのためにと思いを抱いている人ばかりです。ぜひ今後も私たちを有効活用し、支援を続けていって頂きたいと思います。

- (2) 医師(宮城県気仙沼市派遣)

今回のような医療救護班ですが、もっと長いスパンで派遣するようになった方がいいと思います。申し送りに時間がかかるので、他にやりたいことが中途半端になりがちです。また、長く被災生活を送っていると症状も慢性期に入ってきますから、特に今後は長期滞在できることが望ましいと考えます。

- (3) 医師(福島県いわき市派遣)

いわき市は他の被災地と違い、地震・津波のほかに原発事故による様々な被害を受けている地域でした。その風評被害で報道機関が入らないので、現地の状況が報道されず、現地で初めてその惨状を目の当たりにしました。様々な避難所を回りましたが、原発から逃れた方々の多いところはやはり暗く、何と声をかけていいか、大変気の毒でした。

被災地支援に行きたいという強い思いを持つ東京都の医師はたくさんいます。私は4月1日の東京医師アカデミー辞令交付式で被災地に関する話をしましたが、若い医師たちも真剣に話を聞いていました。しかし、個人で活動して力を発揮するのは非常に難しいですから、そうした医師たちをチーム化して派遣できるシステムの構築が必要だと考えます。

検案医の派遣

東京都監察医務院 事務室

1 事業実施の経緯・背景

東日本大震災により多くの方々が亡くなられ、御遺体の検視・検案が滞っていたことから、被災地からの要請に基づき平成23年3月13日から派遣することとなった。

2 目的・内容

(1) 目的

監察医を派遣し、被災地での検案業務を行う。

(2) 内容

被災地の体育館等で行われた検視・検案・身元確認の一連の流れの中で、当院は検案の部分を担当した。検案とは、事故や災害、死因が分からずに死亡した方等に対し死因を特定することで、これに基づき死体検案書(死亡診断書)が作成される。

被災地では、ライフラインが寸断されていたため日没とともに検案を終了しなければならなかったことや、多くの御遺体を傷みが進む前に検案する必要があったが、限られた時間の中で検案業務を鋭意行った。

また、御遺体をきれいにするための水もない状況で、アルコールや手袋など、検案に必要な物資も都から支援を行った。

3 実績・成果

(1) 派遣実績

派遣期間	派遣先	派遣医師数
平成23年 3月13日から同年7月 5日まで	岩手県	14名
	宮城県	39名
	福島県	6名

(2) 成果

検案数 545件

4 事業実施に当たった課題等

発災時に迅速な検案が行えるよう、検案医、燃料や各種資機材の確保に向けた対策について、関係機関も交え検討する必要がある。

5 その他

監察医務院から常勤医1名を被災地に常時派遣し、また非常勤医師も日本法医学会等の別ルートから被災地に派遣されている状況で、通常業務である23区内の検案業務の人的な体制を確保するのに苦勞をした。

医療救護班の輸送

交通局 自動車部 営業課

1 事業実施の経緯・背景

気仙沼市からの依頼により、福祉保健局及び病院経営本部からの医療救護班の災害派遣に係る輸送を交通局で所管した。

2 目的・内容

医療救護班の災害派遣を支援するため、観光バスによる医師、看護師、事務職員、医薬品及び機材の輸送を実施した。

3 実績

	日程	目的地	輸送内容	備考
1	平成23年 3月14日9:30から 同月15日16:30まで	岩手県一関市 宮城県気仙沼市	医師3名、 看護師6名、 事務1名ほか	警察車両先導のもと緊急車両以外通行禁止の東北自動車道を運行。
2	平成23年 3月17日7:20から 同月18日11:30まで	岩手県一関市	医師9名、 看護師7名、 事務3名ほか	出発日の朝、福島第一原発の影響を回避するため、福島県を迂回するように指示有。関越自動車道から日本海東北自動車道を経由し、山形県を抜け宮城県から東北自動車道へ入るルートで運行。計1,800km、28時間の運行。
3	平成23年 3月20日7:00から 同月21日6:40まで	宮城県気仙沼市 岩手県一関市	医師12名、 看護師9名、 事務4名ほか	前回のルート変更を踏まえ、事前に関係部署と調整を行い、東北自動車道を運行。第3陣からホテルで数時間の休憩が可能となる。
4	平成23年3月23日7:00から 同月24日6:00まで	宮城県気仙沼市 岩手県一関市	医師6名、 看護師9名ほか	
5	平成23年3月26日7:00から 同月27日6:00まで	岩手県一関市 宮城県気仙沼市	医師7名、 看護師9名ほか	第5陣以降、同じ内容の運行となる。
6	平成23年3月29日から同月30日まで	同上	医師7名ほか	
7	平成23年4月1日から同月2日まで	同上	医師5名ほか	
8	平成23年4月5日から同月6日まで	同上	医師3名ほか	
9	平成23年4月9日から同月10日まで	同上	医師5名ほか	
10	平成23年4月13日から同月14日まで	同上	医師4名ほか	
11	平成23年4月17日から同月18日まで	同上	医師2名ほか	
12	平成23年4月21日から同月22日まで	同上	医師2名ほか	
13	平成23年4月25日から同月26日まで	同上	医師2名ほか	

4 その他

担当者のコメント

緊急輸送ということで、運行内容の情報が錯綜する中、過酷な運行(特に第2陣)であったが、誰一人辛い顔をする事なく、無事故で役目を終えたことは本当に良かったと思う。

苦労した点は、運行予定が間際まで決まらない事や急遽変更になった事、また、第2陣では、燃料不足のため給油できるガソリンスタンドを探し回った事等がある。

被災地支援に東京都の一員として協力できたことを大切にしたい。

保健師チームの派遣

福祉保健局 保健政策部 保健政策課

1 事業実施の経緯・背景

(1) 背景・きっかけ

被災都道府県から国へ派遣要請があった場合、厚生労働省において被災都道府県からの派遣要請数が確認され、全国の自治体に対して派遣可否の照会が行われる。

保健師の派遣については、阪神・淡路大震災以降、中越、中越沖地震までは、都区合同の保健師チームを派遣してきた実績があり、実施内容は、避難所や地域の健康相談や健康調査といった直接被災住民に対応する保健活動が中心であった。

東日本大震災においては、平成23年3月12日に厚生労働省健康局から被災県への保健師等の派遣の可否について照会があり、同月15日に、都単独チームによる福島県田村市への派遣を開始し、被災地の避難所等における健康相談や衛生管理、在宅被災者の健康相談等の保健活動、被災自治体の保健衛生業務への支援を実施した。

(2) 経緯・取組

ア 経緯

平成23年

3月12日 厚生労働省健康局から被災県への保健師等の派遣の可否について照会

3月15日 都単独チームによる福島県田村市への派遣を開始

3月23日 都区合同チームを宮城県気仙沼市への派遣を開始

3月23日以降

被災3県9自治体(岩手県宮古市、宮城県気仙沼市、石巻市、東松島市、福島県田村市、相馬市、いわき市、双葉町及び広野町)へ、111チーム、延べ382名の職員(区市町村職員を含む。)を派遣

イ 取組

阪神・淡路大震災以降、中越、中越沖地震など、これまでの派遣においては、都区合同チームを編成していたが、東日本大震災では、被害が甚大かつ広範囲に及び、日々被害状況が明らかになっていく中で

班編成を増やしていく必要性があり、特別区の単独チームや市町村保健師の参加など、新たな体制を組んで取り組んだ。

また、町の保健師への支援や、公衆衛生チームとしての保健所への支援、地方自治法による長期派遣という新たな活動に取り組んだ。

さらに、原発事故により役場機能も含め全町避難となった自治体の連絡事務所に対する支援では、少数の職員で町民対応を担っていたことから、発災時の自治体の対応やその中で保健医療福祉の体制をどのように整備していくかといった役場機能そのものを支援する活動にも取り組んだ。

あわせて、被災地から都内への避難者のために東京都が設置した避難所において健康相談を担当した。

設置当初は、都及び特別区の保健師が相談対応をしていたが、避難所が増加し、被災地支援の派遣も増える中、都内避難所については、他機関等への委託により対応することとした。

※別表1「保健師派遣に至る経過」及び別表2「東京都内避難所」参照。

2 目的・内容

(1) 目的

被災者の健康管理及び被災自治体の保健衛生業務支援

(2) 内容

被災地の避難所等における健康相談や衛生管理、在宅被災者宅への家庭訪問による健康相談等の保健活動、被災自治体の保健衛生業務への支援を実施

ア 避難所での活動の様子



避難所での健康相談



避難所内を巡回しての健康相談、血圧測定

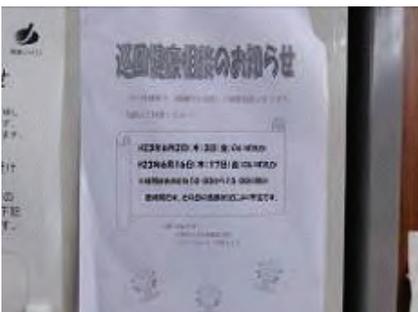


避難所でのラジオ体操



スタッフミーティング(毎朝実施)

避難所の感染予防に関しては、一般住民はもとより、避難所管理運営を担当していた職員も公衆衛生に関する経験は少なく、「消毒剤を手につければ、とりあえず大丈夫」といった状況があった。このため、ライフラインの制約を考慮しながらの手洗いの励行と、ポンプ式液体せっけんの常備、共有タオルの廃止、清潔区域と不潔区域のゾーニングを指導する等、感染症予防対策の普及に取り組んだ。



イ 家庭訪問による健康相談

(ア) 被災地域を一軒ずつ家庭訪問し、住民の方に声をかけ、健康相談を実施した。



(イ) 仮設住宅での巡回訪問による健康相談

住み慣れた地域から遠い仮設住宅に入らざるを得ない現状であること、生活スタイルが大きく異なること、また、生活の見通しの立たないまま仮設住宅に移っても避難所のように食べ物の支給はなく、光熱水費も負担しなければならないという現実があり、コミュニティづくりを意識した保健活動が必要であった。





3 実績・成果

(1) 実績

派遣期間：平成23年3月15日から平成24年3月31日まで

派遣実績：特別区を含め、保健師チーム111チーム、382名(他職種含む)のほか、公衆衛生チーム及び自治法による派遣を実施

ア 避難所での健康相談

地域	相談件数	内容
田村市	260	健康相談、心の相談、血圧測定、生活環境の改善、病院の受診調整や受診勧奨等、原発に対する避難者の思いの受け止め、避難所の衛生管理状況の確認と助言、感染症予防対策、避難所変更者(避難所集約による)の移動補助
相馬市	85※1	
いわき市	335※1	
気仙沼市	182	
石巻市	132	
宮古市		

※1 相馬市、いわき市の相談件数は「イ 家庭への巡回相談」の件数を含む。

イ 家庭への巡回相談

地域	相談件数	内容
相馬市	85※2	全戸家庭訪問による健康調査、健康相談、心の相談、血圧測定
いわき市	335※2	
気仙沼市	1,360	
石巻市	3,616	
東松島市	628 (215世帯)	

※2 相馬市、いわき市の相談件数は「ア 避難所での健康相談」の件数を含む。

ウ 仮設住宅健康調査、健康相談、心の相談、血圧測定(石巻市27世帯)

エ 被災自治体の保健活動体制の再構築に向けた支援(猪苗代町他)

(ア) 地区踏査(他県の派遣保健師も含めたマップ一覧表作成)

(イ) 次の派遣保健師のための手順書作成

(ウ) 関係機関等との意見交換及び調整(派遣

チーム、社会福祉協議会及び保健所)

(エ) 広報媒体、週間予定表の作成、様式等の作成(日報、事業実施報告、医薬品整理簿等)

(オ) 保健事業計画の作成、保健活動のまとめ

(カ) 他県へ移転した町役場本部との調整

(キ) 緊急雇用制度を活用した保健師が確保されるまで支援する方針を固め、保健師探しを併行、退職した保健師を紹介し、雇用手続き等までの支援を実施

(ク) 避難所を解消する平成23年9月末まで緊急雇用保健師による支援の継続

オ 被災自治体の保健事業再開に向けての支援(石巻市)

母子保健事業(2歳児歯科健診、1歳6か月児健診、3歳児健診他、乳幼児相談)の応援

(2) 成果

今回の震災は、被害が甚大かつ広範囲に及び、これまでの被災地支援の経験では対応できない状況であった。派遣要請が次々と入り、一時に複数の被災地へ複数のチームを派遣するという初めての経験となった。

また、直接被災住民に対応する活動に加え、町の保健師の活動への支援や、公衆衛生チームとしての保健所への支援、地方自治法による長期派遣という新たな活動を経験した。

発災時の自治体の対応やその中で保健医療福祉の体制をどのように整備していくかといった役場機能そのものを支援する活動に加え、町保健師の支援及び公衆衛生チームや保健所への長期派遣等新たな経験を通じて、発災時の保健所の役割や派遣活動のあり方を考える機会となった

4 事業実施に当たっての課題等

東日本大震災においては、複数チームの派遣が求められ、そのすべてに都の保健師が入ることは不可能であった。当初は、中越沖地震で調整したローテーションを基に都区合同チームでの派遣としたが、特別区からは早い段階から派遣班追加の意向が寄せられ、協議・調整の結果、特別区単独チームでの派遣となった。特別区では、保健衛生主管部長会が中心となり、保健衛生主管課長会、特別区長会事務局、保健師業務連絡会等と役割分担し対応することとなった。

自治体の違う区から区への交代による支援活動を有効に継続していくためには、情報集約や調整を担

い、現地状況や活動状況を総合的に判断する専従の職員を配置するなど、今後の体制整備が必要と思われる。

なお、特別区の活動の詳細については、「東日本大震災特別区被災地支援保健師等派遣に関する報告書」（平成24年3月 特別区保健衛生主管部長会）が発行されている。

また、今回の震災では、広範囲に甚大な被害があり、支援要請も多いことから従来の都区合同チームでは対応しきれないことを想定し、市町村へも派遣協力を依頼した。市町村は、急遽要請したこともあり、一部の自治体のみでの派遣となった。今後は全ての市町村において緊急時に対応できるよう体制を整備することが必要である。

支援活動を一定期間継続するためには、数日間での交代とならざるを得ず、派遣者間の引継ぎにより被災地へ負担をかけない配慮が必要とされるが、短時間での引継ぎには限界がある。支援期間全体を通して方向性を検討したり、課題解決を図っていくためには、全体を継続的に調整したり、自治体の違う保健師間の中継点となる機能が重要である。さらに、初めて被災地派遣を経験する市町村の保健師には、派遣の不安軽減のために事前説明会の実施や、現地からの報告を次班の派遣者に情報提供をするなどしていたが、普段関わりのない東京都には細々としたことは聞き難く、実際には、現地から所属自治体に度々電話で相談し、活動したという保健師もおり、各市町村におけるバックアップ体制の充実も今後の課題である。

5 その他

担当者のコメント

- (1) 今回の震災は、被災地が広範囲であり、同時期に複数の保健師チームの派遣を行った。派遣要請元も厚生労働省、東京都現地事務所等さまざまであり、派遣先や派遣者との調整に加え、都内に設置された避難所での健康相談の調整等も重なり、混乱を極めた。
- (2) 被災地までの交通手段や宿泊先の確保には大変な時間を要した。活動拠点が転々とし、物品等の移動にも右往左往した。持込の庁有車についても、各地で、平常時に運転業務をしていない職員に、長距離運転を担ってもらうこととなり、大変な苦勞をかけた。
- (3) 派遣に当たって、派遣開始当初は事前説明会

の開催ができず、電話やメール等による情報提供はしてきたが、派遣者にとっては、十分なものではなかったと思われる。前後の派遣者同士で自主的に連絡を取り情報収集をしていたということもあったようである。

派遣者への最終情報の提供は、保健政策課の担当者が、毎出発毎に集合場所へ旅費や現地での経費を持参し説明を行うという状況であった。

- (4) これまでの被災地支援活動では、終了後に総括する形での報告会を開催していたが、今回は、派遣期間も長期となり、全体としての最終報告会等はタイムリーには実施できなかった。都の保健所においては、各所で被災地支援に入った保健師の振り返りや、圏域で報告会を実施した所もあった。

ア 平成23年7月 平成23年度都区市町村保健師合同業務連絡会

都内での活動について都区市からの報告
「東日本大震災 東京では・・・」をテーマに都内での活動について都区市からの報告を行った。

イ 平成23年9月 東日本大震災被災地支援報告会都区市の保健師からの報告

ウ 平成24年3月 平成23年度災害保健研修
都区市から派遣活動の状況やその後の取り組みについてリレートーク

- (5) 派遣後の支援活動の振り返りや報告会、各自治体でのその後の取り組みの情報交換等の実施は、各自治体における災害時の保健師活動の充実はもちろん、被災地支援に入った職員のメンタルヘルスにもつながることから、今後も意識的に取り組んでいく必要があることを実感している。
- ア 平成23年7月に派遣者による意見交換会
イ 平成23年10月に派遣者による意見交換会

- (6) 今回の震災では広範囲に甚大な被害があり、派遣に関しても、区市町村や保健所、派遣先の県や市町村、厚生労働省や都庁内各部署との調整が混乱する中で、これまでの経験では対応できない状況も多く、課題が残ったのも事実である。今回の貴重な経験を教訓とするとともに、このような状況の中、派遣者及び派遣者を送り出してくれた職場の方々等、多くの皆様の協力に心から感謝したい。

別表1 保健師派遣に至る経過

月日	保健政策部の動き	区市町村調整
3月11日	<p>14時46分 東日本大震災発生 14時49分 津波警報 東京電力福島第一原子力発電所原子炉緊急停止 19時03分 原子力緊急事態宣言 21時23分 福島第一原発半径3km以内避難指示命令</p> <p>・過去の派遣報告書を基に職員派遣の流れ、必要物品の確認 ・第1班編成検討</p>	
3月12日	<p>福島第一原発の避難指示区域3kmが10km、20kmへ拡大</p> <p>・厚生労働省から保健師派遣についての照会 → 3月15日から保健師派遣が可能と回答</p>	<p>厚生労働省から特別区・政令市へも派遣の照会（回答は東京都へと指示あり） → 特別区保健衛生主管部長会へ連絡し、14日に詳細調整することとする。</p>
3月13日	<p>東京電力が計画停電の実施を発表</p> <p>・厚生労働省から福島県へ3月15日からの派遣要請受理</p>	
3月14日	<p>福島県へ連絡調整（派遣先、現地状況確認） ・派遣準備 移動手段（庁有車、借り上げハイヤー） 緊急車両証明取得 宿泊場所の確保 連絡体制（夜間土日含む）、派遣者用の資料作成 活動用品の購入 ・各保健所へ中越沖地震に続く順番で入選依頼</p>	<p>特別区保健衛生主管部長会へ連絡 先陣として東京都を派遣し、平成16年中越沖地震で調整したローテーションをもとに、第2班以降を都区合同チームを派遣する方針を確認 ・第1班までの該当区へ入選依頼</p>
3月15日	<p>東京都保健師チーム第1班 派遣（福島県田村市） ・第2班以降のメンバー調整 ・第1班から現地状況の報告、及び要請への対応 ・派遣通話No.1を発信 東京避難所開設に伴う健康相談体制の調整開始（以後継続）</p>	<p>・厚生労働省への各区分回答を順次受理、調整担当者名簿作成 ・第1班までの派遣者名回答を順次受理、派遣者名簿作成、派遣案内送付</p>
3月16日	<p>厚労省から連絡あり、福島県の活動状況等について照会あり 派遣先現地状況資料作成（次班以降派遣者の案内作成）</p>	<p>特別区より入選に差支えているとの連絡あり、派遣先が福島県であるための不安等の声もあり</p>
3月17日	<p>東京避難所での受入開始 健康相談体制整備（人員、物品） 武蔵野については、足立区と調整 味の素スタジアムは、東京都保健師2名体制とし人員調整 相談対応の考え方、後方支援等の調整 相談体制発足の検討調整</p>	<p>東京避難所（武蔵野）の相談対応について、22日まで足立区保健師が対応し、23日～31日まで特別区保健師のローテーションで対応することとし、特別区調整</p>
3月18日	<p>那珂事故への派遣職員的不安等を考慮し派遣先変更を検討 → 変更決定、厚労省へ連絡</p>	
3月19日	<p>・厚労省から田村市を変更して宮城県へ3月23日からの派遣要請受理 ・宮城県へ連絡調整 → 派遣先気仙沼市に決定 ・第2班日程調整、移動、宿泊先確保</p>	<p>保健衛生主管部長会及び第2班該当区へ連絡 福島県田村市への第2班（都区合同チーム）派遣を中止し、宮城県気仙沼市へ変更。大幅な予定変更を避けるため、第2班（気仙沼第1班）出発を23日からの3泊4日とすることとする。</p>
3月20日	<p>第1班帰庁</p>	
3月21日	<p>東京避難所追加（ビッグサイト）に伴う健康相談体制整備調整 開設時の体制整備後は委託による相談対応とする</p>	
3月22日	<p>東京避難所ビッグサイトでの受入開始 東京都保健師が開設時体制整備、相談対応</p>	<p>東京避難所（武蔵野）の相談対応について、各区分へ保健師派遣依頼文発送 → 23日～31日まで特別区保健師ローテーション対応</p>
3月23日	<p>都区合同チーム 派遣開始（宮城県気仙沼市）</p>	
3月24日	<p>東京避難所の相談体制委託、委託後には、相談業務、日報の受理、後方支援として専門機関との調整及び対応ケースの引継ぎ等を行う ビッグサイトを東京都看護協会へ委託開始 東京武蔵野を4月1日から東京都予防医学協会へ委託 味の素スタジアムを4月1日から平安堂健康館の会へ委託</p>	
3月25日		
3月26日		
3月27日		
3月28日		
3月29日		<p>厚労省からの要請を受け、派遣追加について、特別区保健衛生主管部長会と協議</p>
3月30日	<p>医療政策部から医療救護班に保健師同行の要請あり（福島県相馬市へ4月5日出発）</p>	
3月31日		
月日	保健政策部の動き	区市町村調整
4月1日	<p>被災地支援若手県事務所より宮古市への派遣要請の情報あり</p>	
4月2日		
4月3日		
4月4日	<p>・福島県相馬市への派遣について、医療救護班と一連の出発ではなく、7日より東京都保健師2名を派遣することとし、入選 ・若手県宮古市への派遣について、チーム編成、必要物品、移動手段、宿泊施設確保調整</p>	
4月5日		<p>特別区保健衛生主管部長会、特別区長会事務局と派遣チーム追加について調整 被災各県の要請に応えるためには中越沖、中越沖地震時に確立した都区合同チームの枠にとらわれず、特別区チーム、東京都チームとして機動的に対応することとする <確認事項> ・福島県相馬市派遣を東京都チームから特別区チームへ（4月12日から） ・宮城県気仙沼市派遣を都区合同チームから特別区チームへ（4月9日から） ・若手県宮古市（派遣調整中）を東京都チームとする</p>
4月6日	<p>・被災地支援対策課経由で宮古保健所担当者の連絡先情報あり ・宮古保健所へ活動について連絡調整、派遣者の案内、名簿作成 ・局長および保健所長へ派遣方針説明 今後保健師チームを増やしていく 保健師・事務以外の職員へ派遣協力の意向調査を実施 市町村へも派遣協力依頼をしていく</p>	
4月7日	<p>福島県相馬市への派遣開始 ・派遣先への飛行機チケット及び宿泊先確保を旅行社へ依頼 以後、旅行社へ電話にて手配し、直前にチケット及び宿泊予約の受取</p>	<p>特別区長会事務局と実務打ち合わせ 保健師活動調整業務の説明（保健師活動について、派遣の体制調整について、事務手続き、物品整理について）特に情報集約と調整を担う保健師が必要であることを強調 <確認事項> ・日報等は、派遣中の保健師から自らの保健所へ ・引継ぎは、派遣中の保健師から次回派遣の保健所へ ・厚労省報告は、派遣中の保健師が派遣最終日に作成し東京都に提出、東京都が取りまとめ厚労省へ</p>
4月8日		
4月9日	<p>若手県宮古市へ派遣開始（4班から特別区チーム）</p>	<p>特別区チーム 派遣開始（宮城県気仙沼市）</p>
4月10日		
4月11日	<p>・各保健所及び管内各所へ派遣協力調整依頼（4/13×4切）</p>	
4月12日		
4月13日		
4月14日		<p>26市保健衛生主管部長会幹事会にて保健師派遣協力依頼</p>
4月15日	<p>・被災地支援宮城県事務所から石巻市、東松島市への派遣について情報提供あり ・福島県相馬市の派遣報告及び今後の派遣地域拡大の可能性を考慮し、福島県相馬市への派遣を終了とし、若手県宮古市への派遣を特別区チームとする。</p>	<p>特別区保健衛生主管部長会と調整 保健師派遣の必要性を考慮し、相馬市派遣を終了とし、宮古市への派遣を特別区チームとする（事務担当者調整が難航を余り保健師のみ（事務担当者は東京都）とし、第4班から特別区チーム（4月26日から）とする）</p>
4月16日		
4月17日		
4月18日	<p>・福島県への支援が少ないとの情報あり、いわき市への派遣要請あり</p>	
4月19日		
4月20日	<p>・保健政策部内へ派遣協力調整4/25×4切</p>	
4月21日	<p>福島県いわき市と宮城県石巻市へ東京都保健師を派遣することとし、調整開始（いわき市については、政令市との合同チーム）</p>	<p>・26市保健衛生主管部長会及び町村会へ保健師派遣協力依頼 ・福島県いわき市への派遣について、政令市と調整</p>
4月22日	<p>・厚労省から東松島市への派遣要請あり 派遣チームを各保健所単位とし、派遣所内での編成依頼</p>	
4月23日	<p>宮城県石巻市への派遣開始 東京都内避難所（東京武蔵野、東京ビッグサイト）閉鎖 物品回収、個別相談記録等引継ぎ</p>	
4月24日		
4月25日		
4月26日	<p>都政令市合同チーム 派遣開始（福島県いわき市） 2班のみ 特別区チームとしての宮古市（4班）派遣開始</p>	
4月27日		
4月28日	<p>宮城県、被災地支援宮城県事務所、東松島市へ状況確認 4班を派遣することとする。</p>	<p>保健師派遣への協力回答のあった市町村へ、東松島市への派遣調整開始</p>
4月29日		
4月30日		

月日	保健政策部の動き	
5月1日	区市町村調整	
5月2日	東松島市派遣の内諾が得られた市町村へ派遣依頼	
5月3日		
5月4日		
5月5日		
5月6日		
5月7日		
5月8日		
5月9日		
5月10日	東松島市への派遣について事前説明会実施	
5月11日		
5月12日		
5月13日		
5月14日	東松島市へ派遣開始（市町村保健師）4班で終了（その後石巻市派遣を都町村合同班とする）	
5月15日		
5月16日		
5月17日		
5月18日	被災地支援 福島県事務所から福島県への派遣依頼あり、双葉町を東京都、広野町（5月23日から）を特別区の派遣とする。	特別区保健衛生主管部長会と福島県広野町派遣調整
5月19日	東松島市派遣終了に引き続き、石巻市派遣第9班（6/3～）以降を都・市町村合同チームとする。	保健師派遣への協力回答のあった市町村へ、石巻市への派遣依頼、調整
5月20日		
5月21日	福島県猪苗代町（双葉町支援）へ派遣開始 東京都内避難所（味の素スタジアム）閉鎖 物資回収、個別相談記録等引継ぎ	
5月22日		福島県いわき市（広野町支援）へ特別区チームの派遣開始
5月23日		
5月24日		
5月25日		
5月26日	石巻市派遣第9班（6/3～）以降の都・市町村合同チームへの事前説明会を実施	
5月27日	双葉町支援について局内保健師の派遣調整	
5月28日		
5月29日		
5月30日	以後、下記を継続 ・被災地自治体、現地事務所、厚生労働省との連絡調整 ・派遣活動の連絡調整 ・派遣者への情報提供、派遣者からの報告受理	以後、特別区については、下記を継続 ・特別区長会事務局と東京都におけるプレス発表内容の確 認調整 ・派遣チームからの報告受理 ・派遣先自治体からの連絡調整 ・厚生労働省との連絡調整（派遣報告、派遣状況等） ・特別区保健衛生主管部長会、特別区保健師業務連絡会との情報交換等
5月31日	・厚生労働省へ派遣報告 ・プレス発表連絡調整 ・区市町村との連絡調整	市町村についても適宜、連絡調整及び情報交換

別表2

東京都内避難所

避難所名 (所在地)	東京武道館 (足立区)	味の素スタジアム (調布市)	東京ビッグサイト (江東区)	旧グランドプリンス ホテル赤坂 (千代田区)	
開設日	平成23年3月17日 から同年4月24日まで	平成23年3月17日 から同年5月22日まで	平成23年3月22日 から同年4月24日まで	平成23年4月11日 から同年6月25日まで	
公的相談機関	当初の健康相談の実施方法	平成23年3月17日から同月31日まで東京都保健所・保健政策部保健師が相談を実施	平成23年3月22日から同月23日は、東京都保健所保健師が出向き、相談室の準備や相談を実施	平成23年4月11日から同月15日は、千代田区保健所保健師が出向き、相談を実施	
	委託について	平成23年4月1日から予防医学協会 ⇒保健師等2名体制（平成23年4月18日から1名体制）	平成23年4月1日から在宅保健師の会（フリーランスの会・さつき会） ⇒保健師2名体制	平成23年3月24日から東京都看護協会 ⇒保健師等2名体制	平成23年4月18日から予防医学協会 ⇒保健師等1名体制
	後方支援	東京都保健政策部保健指導調整係、精神保健福祉センター（下谷・中部・多摩）			
相談件数 (延べ)	253件	262件	88件	678件	
相談方針 転出者対応	「一時相談」、必要に応じ周辺医療機関、関係機関紹介 転出者に関しては、新たな居住地の保健所等関係機関に相談するようにと助言し、終了				

こころのケアチームの派遣

福祉保健局 障害者施策推進部 精神保健・医療課

1 事業実施の経緯・背景

- (1) 厚生労働省から、平成23年3月13日付事務連絡「東北地方太平洋沖地震にかかる『心のケアチーム』の派遣の可否について」にて照会あり
- (2) 「こころのケアチーム派遣」について部内調整
- (3) (総合)精神保健福祉センター、病院経営本部(各都立病院)へ職員の派遣についての調整
- (4) 医療政策部への情報提供及び宿泊先等の調整・依頼
- (5) 平成23年3月15日 派遣可能な旨、厚生労働省へ回答
- (6) 平成23年3月18日 厚生労働省と調整 派遣先が「岩手県」と決定
- (7) 平成23年3月18日 岩手県知事より東京都知事宛てに派遣要請あり
- (8) 派遣に伴う必要物品・診療用医薬品等の準備
- (9) 平成23年3月19日 岩手県と調整 派遣先が「陸前高田市」と決定
- (10) 平成23年3月22日 派遣職員向けの事前説明会・研修会(第1回)実施
- (11) 平成23年3月23日 第1班派遣 岩手県一関保健所及び陸前高田市にてオリエンテーションを受ける
- (12) 平成23年3月24日～ 「こころのケアチーム」支援活動開始

2 目的・内容

(1) 目的

被災によって機能しなくなった精神医療の補填、精神医療機関の業務支援や、被災した精神障害者・精神疾患患者への対応、災害のストレスによって新たに生じた精神的問題を抱える被災住民についての対応、支援者への支援など

(2) 内容

平成23年3月23日から平成24年3月30日まで、岩手県陸前高田市に医師、保健師、看護師、精神保健福祉士などからなる多職種のチームを62班、399名派遣した。

主に派遣されたのは都立の精神保健福祉センターや都立病院の職員であったが、東京都医師会及び東京精神科病院協会の協力により、11の民間病院からも参加した。

他の自治体からの応援によるチームや、地元の社会福祉法人などと連携して、被災者を訪問して相談を受けるだけでなく、こころのケア外来も実施した。

陸前高田市では市の職員の3分の1が死亡又は行方不明となっており、本来支援する側の職員の負担や疲労も大きいことから、現地の要請を受けてストレスチェックやカウンセリング等も実施した。

3 実績・成果

(1) 実績

62班、399名派遣

※別表「こころのケアチーム活動状況一覧」参照

(2) 成果

ア 発災後早期から、中長期的な支援の実施

イ 救急対応から継続的支援まで幅広い支援の実施

ウ 児童精神科医による子供の心の問題に対する継続的な支援の実施

エ 陸前高田市の被災住民や、市役所・病院職員等の支援者支援の実施

オ 福祉保健局内だけでなく、病院経営本部、東京都医師会、東京精神科病院協会、都内各精神科医療機関等の連携・協力により、多職種によるチームを編成し支援を実施

カ こころのケアチーム派遣終了に当たっては、市内に作られた心療内科等への引継ぎや、岩手県こころのケアセンターへの引継ぎにより、支援が途切れることのないよう対応

4 事業実施に当たっての課題等

(1) 現地での活動内容等の引継ぎ

(2) 派遣職員へのオリエンテーション、研修及び派遣後のフォロー

- (3) 派遣職員の健康管理、事件・事故発生時の対応、二次災害の防止
- (4) 支援当初より終了を視野に入れた活動の実施

医療救護班と日程が合わないときは夜行バスを利用した。

- ・冬場の東北の道路の運転は、慣れていないととても危険なため、10月から岩手県より運転技術の職員さんを派遣していただきとても助かった。
- ・派遣職員の方に、不安なく現地に行っていただきスムーズに支援に入っていただけるよう、毎回、派遣案内・行動予定・陸前高田市の状況・会計のしおり・派遣メンバー連絡先一覧等を作成し事前にお渡しした。現地の状況は各派遣職員より毎回情報を送っていただき、派遣案内等に反映していった。

5 その他

担当者のコメント

- ・被災後、初めて陸前高田市を訪れたときは、現実を目の当たりにして言葉も出なかった。
- ・「こころのケア」という看板では、受け入れていただくことが難しく、血圧を測りながら、「眠れていますか？」など、身体的な面からのアプローチをするなど工夫を要することもあった。
- ・東北新幹線が開通するまでは、交通局のバスか、

別表 ころのケアチーム活動状況一覧

月	班	メンバー	活動状況
平成23年3月	1～2班	東京都チーム(2班:8人) 奈良県チーム(1班:5人)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 活動に関するオリエンテーションを受ける ○ ころのケアチームの周知(ポスター、ちらし、医療チームミーティングへの参加等) ○ 希望ヶ病院等関係機関へ挨拶 ○ 避難所巡回・訪問(延57か所) <ul style="list-style-type: none"> ・ ころのケアチームの周知 ・ 不安な方への声掛け、傾聴等 ○ 個別相談等(89人):訪問・面接等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保健師チームからの依頼(要支援者、状況確認依頼対応) ・ 家族からの相談 ・ 本人からの相談等 ○ 救急ケース対応(2人):同行受診(要入院)
4月	3～10班	東京都チーム(8班:67人) 横浜市チーム(3班:3人) 千葉県チーム(4班:15人)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都・横浜市・千葉県・日赤・大洋会・NICCO等の多機関・多職種による合同のころのケアチームで活動 ○ ころのケアチームの周知(避難所の巡回、ポスター、ちらし、ミーティングへの参加等) ○ 災害後ころのケアに対する普及啓発(ちらし、ポスター、心理教育等) ○ 避難所巡回・訪問(延234か所) ○ 個別相談等(延250人):訪問・面接等 ○ 市職員健診(192人)、二次健診(4人) ○ 市職員健診の結果、ハイリスク者への二次健診のお知らせと啓発用資料作成・配布 ○ ころのケア外来を県立高田病院仮設診療所に設置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎週金曜日の午後 米崎CC(7人) ○ 児童精神科医がチームに参加 ○ 小友小学校・小友中学校にて心理教育等の実施(39人) ○ 市教育委員会等との児童・生徒の対応について意見交換
5月	11～17班	東京都チーム(7班:51人) 千葉県チーム(9班:45人)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都・千葉県・日赤・大洋会・NICCO等の多機関・多職種による合同のころのケアチームで活動 ○ 災害後ころのケア及び相談等に関する普及啓発(ちらし、ポスター、心理教育等) ○ 避難所巡回・訪問(延138か所) ○ 個別相談等(延211人):訪問・面接等 ○ 市職員二次健診(24人)・健康相談 ○ 社協職員健診(9人)、学校・高田病院職員相談(10人) ○ 中小企業従業員メンタル相談(16人) ○ ころのケア外来 毎週金曜日午後(米崎CC)(7人) ○ 学童保育指導員向けレクチャー(8人) ○ 県立高田病院職員向けレクチャー(60人) ○ 教育委員会 学校関係者ミーティング参加 ○ NICCO主催の「こころとからだの健康の集い」にOT参加(3回)

6月	18～ 25班	東京都チーム (8班:67人) 千葉県チーム (8班:35人)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都・千葉県・日赤・大洋会・NICCO等の多機関・多職種による合同のこころのケアチームで活動 ○ 災害後こころのケア及び相談等に関する普及啓発(ちらし、ポスター、心理教育等) ○ 保健師向けミニレクチャー ○ 高田病院看護師向けレクチャー「こころとからだのケア」 ○ 避難所巡回(6か所) ○ 個別相談等(延187人):訪問・面接等 ○ 高田病院職員健診・相談(77人) ○ 中小企業経営者向け研修会(14人)、従業員メンタル相談(12人) ○ こころのケア外来 毎週金曜日午後(米崎CC)(21人) ○ 市職員向け健康相談 毎週火曜日午後(給食C) ○ 県立高田病院看護職員向け講習会「こころとからだのケア」 ○ 養護教諭・学校関係者向け講習会「災害後の子供のこころのケア」(40人)
7月	26～ 29班	東京都チーム (4班:26人) 7月第2週から 小児チームは気 仙圏域(陸前高 田市・大船渡市・ 住田町)を担当 千葉県チーム (3班:12人)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都・千葉県・(日赤)・(大洋会)・NICCO等の多機関・多職種による合同のこころのケアチームで活動 ○ 災害後こころのケア及び相談等に関する普及啓発(ちらし、ポスター、心理教育等) ○ 米崎保育園保護者向け講演会「こどものこころのケア」(80人) ○ 小友小学校保護者向け講演会(30人) ○ 高田病院職員向け講演会「ストレス講座」(29人) ○ 市職員向け健康相談 7/12まで毎週火曜日午後(給食C) ○ 個別相談等(延79人):訪問・面接等 ○ こころのケア外来 毎週木曜日午後(米崎CC)(39人)
8月	30～ 33班	東京都チーム (4班:25人) 千葉県チーム (2班:6人)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都・千葉県・NICCO等の多機関・多職種による合同のこころのケアチームで活動(水・木・金) ○ 災害後こころのケア及び相談等に関する普及啓発(パンフレット等配布) ○ 個別相談・こころのケア外来(延84人):訪問・面接等
9月	34～ 38班	東京都チーム (5班:30人) 千葉県チーム (5班:15人)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都・千葉県・NICCO等の多機関・多職種による合同のこころのケアチームで活動(水・木・金) ○ 災害後こころのケア及び相談等に関する普及啓発(パンフレット等配布) ○ 個別相談・こころのケア外来(延80人):訪問・面接等
10月	39～ 42班	東京都チーム (4班:24人) 千葉県チーム (4班:11人)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都・千葉県・NICCO等の多機関・多職種による合同のこころのケアチームで活動(水・木・金) ○ 災害後こころのケア及び相談等に関する普及啓発(パンフレット等配布) ○ 個別相談・こころのケア外来(延54人):訪問・面接等 ○ 高田病院職員健診(ストレスチェックシート等の実施)
11月	43～ 46班	東京都チーム (4班:22人) 千葉県チーム (1班:4人)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 千葉県チームは第1週で終了 ○ 災害後こころのケア及び相談等に関する普及啓発(パンフレット等配布) ○ 個別相談・こころのケア外来(延41人):訪問・面接等
12月	47～ 50班	東京都チーム (4班:29人)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害後こころのケア及び相談等に関する普及啓発(パンフレット等配布) ○ 個別相談・こころのケア外来(延35人):訪問・面接等 ○ 高田病院職員ハイリスク者面接(13人)
平成 24年 1月	51～ 53班	東京都チーム (3班:14人)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 陸前高田市包括ケア会議出席 ○ 気仙地域精神医療保健調整連絡会参加 ○ 個別相談・こころのケア外来(延29人):訪問・面接等
2月	54～ 57班	東京都チーム (4班:18人)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個別相談・こころのケア外来(延38人):訪問・面接等 ○ 保育所訪問(4か所) ○ 気仙地域精神医療保健調整連絡会参加 ○ 継続ケースサマリー作成 ○ こころのケアチーム継続事例の市保健師・保健所への引継ぎ
3月	58～ 62班	東京都チーム (5班:18人)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 陸前高田市包括ケア会議出席 ○ 保育所訪問(3か所) ○ あすなるホーム職員向け講演会(12人) ○ 広田保育園職員向け講演会 ○ ひかみの園職員向け講演会「利用者支援に向けた心のケア」(22人)及び事後フォロー ○ 支援者セミナー「グリーンケアに関わる支援者の視点」(20人) ○ 個別相談・こころのケア外来(延32人) ○ 「岩手県こころのケアセンター」担当者と打ち合わせ ○ 地元の精神科医療機関の状況確認とケース引継ぎ依頼 ○ 継続支援ケース、地域の支援状況等すべてを大船渡地域こころのケアセンターへ引き継いで終了

児童相談所職員の派遣

福祉保健局 少子社会対策部 計画課

1 事業実施の経緯・背景

被災県からの要請により、被災した児童に関する相談やこころのケア等に対応するため、児童福祉司及び児童心理司を派遣した。

2 目的・内容

(1) 目的

被災県からの要請により、被災した児童に関する相談やこころのケア等に対応するため

(2) 内容(下表のとおり)



児童心理司 ミーティングの様子

3 実績・成果(以下、平成23年8月1日～平成24年3月31日 宮城県派遣 児童心理司の例)

(1) 実績

ア 乳幼児健診の場を活用し、保護者から震災の影響による子供の変化について相談を受ける業務を行った。相談を待つだけでなく、健診の「問診票」をもとに積極的に声掛けを行い、相談を受けた。

イ 東日本大震災を通じ、保護者をいずれも亡く

した、あるいは行方不明になった震災孤児が何人も確認されていた。派遣先の宮城県の中央児童相談所管轄内においても、そういった状況の子供が確認されていたため、その子供たちを中心に家庭訪問を行い、子供の心理的ケアやその養育者へのアドバイスを行った。

ウ 療育手帳判定や、育成・性格行動相談、虐待、非行相談等の、児童相談所における通常の児童心理司業務についても支援を行った。

(2) 成果

ア 保護者に対し、子供に接する際の助言を行い、保護者自身が深刻な悩みを抱えている場合には、その程度によって医療機関の受診を案内し、さらに専門的なケアにつなげた。

イ 震災で母を亡くし、心を閉ざしてしまった児童のケースでは、児童との直接的な接触が困難であったため、親族等に対し児童への接し方のアドバイス等を行うことで、間接的に児童への援助を行った。

4 事業実施に当たっての課題等

(1) 課題

こころのケアを必要とする人は潜在的に多く存在していると考えられるが、相談意欲が低いため、なかなかアプローチができないという問題がある。そこで、保育士や保健師、教職員など、子供と身近に接する専門職との連携を強化し、子供の心や行動の変化について早期に発見し、支援に結び付けていく取り組みが必要である。併せて、震災によるショックなどの影響で、結果的に保護者が育児に対し、ネグレ

	派遣場所	期間	派遣内容	
			児童福祉司	児童心理司
短期派遣	岩手県	平成23年3月26日から同月30日まで	1	1
	宮城県	平成23年4月12日から同月15日まで	2	0
		平成23年6月6日から同月10日まで	1	1
長期派遣	宮城県中央児童相談所	平成23年8月1日から平成24年3月31日まで	0	1

クトになってしまうといったケースも散見された。そういった保護者をどう支援に結び付けるかも重要である。

また、心の不安や悩みは震災による直接的な恐怖体験だけではなく、その後の住環境等の様々な要因が絡み合っているものと考えられるので、児童心理司による支援のみならず、生活全般に対する総合的な支援が必要であると考えられる。

(2) 今後の展望

当事業については終了している。ただし、震災で心に傷を受けた児童は、年月が経てば傷が癒えるとは限らず、逆に今まで普通に過ごしていた児童に症

状が出る場合も考えられる。これらに長期的に対応できる相談体制の維持が最も重要である。

5 その他

担当者のコメント

被災地派遣を体験し、東京都においても福祉・医療・母子保健・教育等、各分野の関係機関の連携が重要であると感じた。いざ震災が起こったとき、それぞれの機関だけでは対応できない案件もあると考えられるので、事前に各関係機関の連携を強化しておく必要がある。そのためには、お互いの機関の業務内容を把握しておく必要があり、それを通じて、より適切な機関へ繋げることができると考える。

薬剤師班の派遣

福祉保健局 健康安全部 薬務課

1 目的・内容

(1) 目的

医療救護班に同行し、医薬品の管理・調剤及び服薬指導等を行う。

(2) 内容

岩手県陸前高田市に平成23年3月29日から同年6月30日まで24班58名、宮城県気仙沼市には、東京都薬剤師会と交替することで平成23年4月29日から同年6月30日まで13班34名を派遣した。

2 成果

医療救護班と連携し調剤等を行っただけでなく、一般用医薬品の供給や公衆衛生業務にもかかわり、薬剤師本来の能力をいかした質の高い被災地支援ができた。また派遣元の都側で人員の輸送や宿泊等

の調整を行ったり、薬剤師会が実質的な活動調整を行うなどの役割分担がしっかりしていたため、派遣された薬剤師は業務に安心して専念することができた。

また、医療救護班全員がまとまって現地へ赴いたことで、往路の時間を活用してコミュニケーションを密に図ることができ、他職種との連携もスムーズにいった。

3 事業実施に当たっての課題等

平成10年に『災害時における薬剤師班活動マニュアル』を作成し、今回の薬剤師班活動でも利用したが、当時と医薬分業率が異なり、薬局・薬剤師の役割も大きく変わってきているため、改定の必要が生じた。そのため、平成26年3月にマニュアルを改定している。

スクールカウンセラー・臨床心理士等の派遣

教育庁 指導部 指導企画課
福利厚生部 福利厚生課

1 事業実施の経緯・背景

(1) 背景・きっかけ

東日本大震災が発生し、被災地県教育委員会等から児童・生徒の心のケアや教職員のメンタルヘルス

等について協力要請があったことから、東京都教育委員会ではスクールカウンセラー及び臨床心理士等の派遣を行った。

(2) 経緯・取組

平成23年

3月29日 宮城県教育委員会から教職員のメンタルヘルスケアについて支援要請

5月11日 福島県教育委員会から文部科学省宛て「東日本大震災に伴う緊急スクールカウンセラー等派遣要請について(依頼)」が発出され、同日、文部科学省から各都道府県教育委員会等宛て協力依頼を発出

2 目的・内容

(1) 目的

被災県の児童・生徒の心のケア及び教職員のメンタルヘルスケア

(2) 内容

ア 福島県教育委員会へのスクールカウンセラーの派遣

福島県教育委員会にスクールカウンセラーを派遣し、児童・生徒の心のケアを実施した。短期間の派遣という性質を踏まえ、個別の相談対応は現地のカウンセラーが担い、派遣したカウンセラーは教員とチームを組んで、学級を単位とする集団活用を中心に行った。

イ 宮城県教育委員会への臨床心理士等の派遣

東京都教職員互助会と連携し、宮城県教育委員会へ臨床心理士等を派遣し、教職員のメンタルヘルスケアを行った。

ウ 岩手県大槌町教育委員会への心理職の派遣

東京都教育相談センターの心理職及びスクールカウンセラーを派遣し、学校再開に当たっての今後の心のケアの方向性について課題の検討に当たった。

3 実績

下表のとおり

4 その他

担当者のコメント

(1) 福島県教育委員会派遣のスクールカウンセラー等

- ・現地のニーズをつかむこと、できることとできないことを明確に区別し無理をしないこと、全ての人材が臨床心理の専門家といえども、大規模な震災ということを考慮し、被災者は想定外の心的状況にあることを踏まえ、できれば複数で対応する体制を整えることが重要と感じた。

(2) 宮城県教育委員会派遣の臨床心理士等

- ・通信の不通から、訪問の趣旨が訪問先の学校に正確に伝わっていない状況もあり、趣旨を改めて丁寧に説明することがあった。
- ・訪問先学校のカウンセリング対象の職員の中には、カウンセリングしても変わらないという気持ちをもって職員もいたが、そのような職員でもカウンセリングを受けた後は見て分かるくらい表情が晴れやかになる場面があった。

(3) 岩手県大槌町教育委員会派遣の心理職

- ・避難所や学校を訪問して話を聞くと、自身も被災しているにもかかわらず、必死で在籍生徒の安否を確認し、昼食もままならず駆け回り、学校再開の準備をしている教員の姿があった。教員自身が疲弊しきってしまったときの子供への影響は計り知れず、教員への支援の必要性を感じた。
- ・心のケアは押し付けるものではなく、そばにいて共に活動することで自分の被災体験を語れるようになると実感した。

派遣先	派遣内容	期間	人数
福島県教育委員会	スクールカウンセラー等	平成23年4月18日から同月22日まで	延べ6名
		平成23年5月30日から同年6月17日まで	延べ58名
宮城県教育委員会	臨床心理士等	平成23年4月3日から同年12月2日まで	都職員1名、東京都教職員互助会職員4名(臨床心理士3名、事務職員1名)18班体制延べ88名
岩手県大槌町教育委員会	心理職	平成23年4月10日から同月13日まで	教育相談センター主任教育相談員1名、スクールカウンセラー1名

介護職員の派遣

福祉保健局 高齢社会対策部

1 事業実施の経緯・背景

厚生労働省からの要請に基づき、宮城県気仙沼市内の福祉避難所2か所に平成23年4月10日から同年7月28日まで、24陣にわたって介護職員延べ240名(うち事務1名を含む。)を派遣した。

2 目的・内容

(1) 目的

福祉避難所に介護職員等を派遣し、被災地を支援する。

(2) 内容

福祉避難所において高齢者に対し、食事や排泄の介助、その他の生活支援を実施した。

派遣された介護職員は都や区市町村の職員のほか、民間施設の職員で構成されていた。民間施設職員の派遣にあたっては、社会福祉法人東京都社会福祉協議会及び社団法人全国老人保健施設協会東京都支部(平成25年4月以降 一般社団法人東京都老人保健施設協会)に御協力をいただいた。



福祉避難所に寄せられた寄せ書き

3 実績・成果

(1) 実績

ア 派遣先：宮城県気仙沼市内 福祉避難所2か所(特別養護老人ホーム春圃苑、落合保育所)

イ 派遣期間：平成23年4月10日から同年7月28日まで

ウ 派遣人数：24陣にわたって介護職員延べ240名(うち事務1名を含む。)

(2) 成果

介護職員等の献身的な活動に対し、宮城県知事及び福祉避難所運営施設から謝意があり、福祉避難所の運営支援に一定の貢献ができたと考えている。現地に派遣された職員が、日頃から災害時を想定した施設運営や訓練が必要であるとの教訓を得たことも成果の一つである。

なお、東日本大震災における介護職員等の派遣を踏まえ、社会福祉法人東京都社会福祉協議会及び一般社団法人東京都老人保健施設協会と正式に、「災害時における高齢者の生活支援等のための介護職員等派遣に関する協定」を締結し、介護職員等の派遣体制を整備した。

4 事業実施に当たっての課題等

派遣第1陣に事務職員を派遣し、現地の情報収集や派遣体制の調整を行ったことは、その後の職員派遣に有効であった。

また、車両や必要な飲料水・食料・介護資材など、関係部署と調整の上、その都度調達した。都が被災した場合を想定し、自立的に活動できる体制の構築が今後の課題である。

福祉職員の派遣

福祉保健局 障害者施策推進部 居住支援課

1 事業実施の経緯・背景

(1) 背景・きっかけ

福島第一原子力発電所の事故による避難区域(20km圏内)に位置する障害者施設等が千葉県へ平成23年4月より順次3回に分けて避難することになった。

東京都は、厚生労働省を通じ福島県からの協力要請を受け、千葉県内の避難所に福祉職員等を派遣することとした。

(2) 経緯・取組

平成23年4月25日に厚生労働省から電話での要請を受け、福島県から千葉県に避難している知的障害者(児)の生活支援を行うため、同月27日より福祉職員等を派遣した。

派遣による支援を開始した平成23年4月27日当日に、千葉県の避難先近くの海で利用者が溺れてしまう死亡事故があった。こうした事故を防ぐためにも、見守りを強化し一人でも多くの福祉職員を派遣していくことが必要と考え、国を通じて福島県からの要請がある限り、東京都として継続して支援していくこととした。

2 目的・内容

(1) 目的

福島県から千葉県に避難してきている施設に対する人的支援をすることにより、施設利用者への処遇向上を図っていくことを目的とした。

(2) 内容

ア 支援対象者

福島県から避難している知的障害者・児(9施設、約280人)

イ 活動内容

千葉県内の避難所において、知的障害者の生活支援業務として、食事、トイレ、入浴等の介助及び日中活動や余暇活動の支援をはじめ、洗濯や清掃等の後方支援を行った。

3 実績・成果

(1) 派遣先

千葉県立鴨川青年の家(福島県障害者施設の県外避難所)

(2) 派遣期間

平成23年4月27日から平成24年1月20日まで

(3) 派遣職員

6泊7日を1クールとし、43陣延べ324名(うち事務1名を含む。)を派遣

(内 訳)

	派遣元	延べ人数
福祉職員	(社福)東京都社会福祉事業団職員	227名
	民間社会福祉法人職員	96名
事務職員	東京都職員	1名

(4) その他

派遣開始の1か月間は、事業団施設からのみ派遣、それ以降は民間施設からも増員して派遣



千葉県立鴨川青年の家

4 事業実施に当たっての課題等

- (1) 福祉職員の派遣については、千葉県や神奈川県等の他自治体からの派遣もあり、多いときには総勢30名規模となった。うち、都からも多いときには事業団だけではなく、民間施設からの派遣を加え10名以上を混成チームとして派遣したこともあり、まずは福祉職員間のコミュニケーションが重要であった。
- (2) 業務内容は上記2(2)のとおりだが、特に利用者支援においては、通常業務の支援方法が各派遣元施設により異なっていたため、大きなジレンマを感じる職員が多くいた。
- (3) 業務内容が生活支援業務と聞いて派遣されたが、洗濯や清掃といった後方支援に徹する日もあり、福祉専門職としての技術が活用できない場面もあった。
- (4) 疑問、問題が発生したとしても、避難してきている利用者へのサービス提供の主体は現地法人であるとの認識に立ち、あくまで福島県の要請に応えることを大原則として対応した。
- (5) 現地の施設職員、利用者全員が避難者であり、話題については配慮が必要だった。特に震災に関する話があった際、返答の内容に注意が必要だった。
- (6) 避難先の建物は障害者用に作られた建物ではないため、利用者把握が難しい構造であり、また、階段・浴室には手すりがなく、移動介助・入浴介助を行う際、安全への配慮に気を遣った。

5 その他

担当者のコメント

- (1) 厚生労働省から平成23年4月25日にあった電話による依頼から2日後には派遣が必要だったが、事業団の迅速な調整により対応ができた。その後、同年6月からは東京都社会福祉協議会からの協力も得て、多くの民間施設からも派遣が可能となり、長期に渡って派遣していくことになった。関係者の皆様方に感謝している。
- (2) 何回かの現地確認の際、見知らぬ土地で、慣れない建物、設備環境の中で、さらに、今後の見通しが立たない中でも、避難してきた現地の施設職員からは利用者を精一杯支援していくという気持ちや伝わり、自分も少しでも役に立ちたいという思いで派遣職員の確保、スケジュール調整や宿泊先確保などの調整を行うことができた。
- (3) 事業団をはじめ、(社会福祉法人)東京都知的障害者育成会、(社会福祉法人)武蔵野会においては、最後まで継続的に福祉職員を派遣していただいたこと、加えて、避難先に近い千葉福祉園においては、職員が精力的に派遣職員の取りまとめ等、技術的及び精神的な支援を行っていただいたことに、避難してきた施設は非常に感謝していた。
- (4) 避難してきた施設関係者だけでなく、福島県の職員とも調整する機会が多々あり、現在でも震災時の対応について参考になる話を教えてもらうこともあるなど、危機管理体制の構築に向けて役立っている。
- (5) 現地施設の管理者が福島県へ戻る際「東京都から多大なる支援をいただいたことに関しては、私は一生忘れない。私が生きている間、ずっと語り継いでいく。」と強く話されていた。

3 緊急復旧支援

緊急復旧支援等の建設局の支援（インタビュー）

都は、東日本大震災の発災直後より、現場の持つ強みを活かし、ハイパーレスキュー隊や機動隊による決死の活動、人的・物的支援や避難者の受入れなど、東京の総力を挙げて被災地の復旧、復興を支援しました。その中で、建設局は、総務局とともに先遣隊の派遣や、被災地の緊急復旧支援等に取り組みました。本稿では、当時の建設局総務部総務課長にインタビューし、話を伺います。

【発災直後の経緯】

Q：まず、発災直後の経緯について、お聞かせください。

A：建設局では、局幹部が議会棟から戻ってきた直後の3月11日午後3時13分に局の災害対策本部を設置し、同時に、各出先事務所にも災害対策本部を開設し、被害状況を報告するよう指令を出しました。

被害状況の確認に自動車を使用しましたが、渋滞に遭遇し、その日のうちに戻れない事務所もありました。また、自転車も、道路に車や徒歩で帰宅する人があふれており、押して歩かざるを得ない等、思うように点検作業が進まなかったようです。それらの事情により、被害状況の把握に明朝4時頃までかかり、詳細点検も含めると約1日を要しました。

結果として、建設局が所管する現場では大きな被害はなく、軽度の崖崩れ、公園の東屋や石灯籠の倒壊、街路灯の破損程度でした。

3月11日の17時頃ですが、部下に対し数日籠城する覚悟で食料の買い出しを指示するとともに、職員の中に妊婦がいたので、無理して帰らないように伝えました。食料はその後、店頭から消えましたので、極めて重要な要素であると思います。

【先遣隊の派遣】

Q：その後、都は被災地支援のため、先遣隊を派遣しますが、その経緯についてお願いします。

A：先遣隊については、15日深夜に総務局から話がありました。

派遣する目的は、①岩手県庁及び宮城県庁に行き、現地の状況を把握してこること、②仙台市内に現地事務所を開設するにあたって、その打診と、事務室確保の目途をつけてこること、③それぞれのカウンターパートを見つけ、顔つなぎをすることなどでした。

16日には、消防庁が先導し、福祉保健局がトラック隊で救援物資を運ぶので、これと一緒に行ってほしいとのことでした。

人選については当初、部課長級が想定されていましたが、建設局長の判断により理事級が行くことになりました。16日当日朝、道路監に依頼するとともに、担当の課長と、建設事務所のベテランドライバーにお願いし、メンバーが決定しました。

我々は、派遣する職員の寝袋や食料、カイロ、軍手などを至急用意し、庁有車に積み込みました。

出発前、局長室において局長が訓示を行い、局長室前では大勢の職員が見送りをしました。当初出発は16時の予定でしたが、諸事情により18時に延びました。東北道の蓮田サービスエリアに、先導の消防庁、トラック隊、先遣隊が集まり、岩手県に向けて出発しました。

原発の危険性もあり、最終的には、関越道経由にルートが変更になりました。

移動中の担当課長から、2、3時間おきにメールが届いたので、現在地を把握し、局長室前の地図に掲示しました。都庁内の職員は、やはり心配している様子でした。

折からの大雪で道路状況が相当悪く、18日朝、最初に岩手県庁に到着し、その後宮城県庁へ向かい、県庁の協力で仙台の現地事務所も無事確保することができました。

なお、先遣隊派遣当時から、宮城県において相当数のご遺体が被災地内に存在し、火葬協力をお願いできないか打診があったため、庁内で総務局及び福祉保健局と協議を始めました。

その後22日に、宮城事務所開設のための職員を派遣する際、建設局は庁用車を用意しました。それ以外に総務局はパソコンなど事務系のもの、建設局は寝袋、簡易ベッド、食料等のサバイバル系の物資を分担して準備しました。

当初は事務所内での寝泊りを想定していましたが、自分が現地に電話をかけまくったところ、風呂が沸かないという条件ながらも仙台市内のカプセルホテルが運よく確保できました。

【建設局の支援事業】

Q：緊急復旧支援等の職員派遣について、お聞かせください。

A：3月の段階ではまだ現地への職員派遣の話は具体化されていなかったと思います。

建設局では緊急部長会において職員派遣等の支援策について早めに案をまとめておくように指示が出ていました。具体的には、過去の災害派遣経験者リストによって人選を進め、局独自の判断で打診を始めていたため、総務局からの依頼に素早く対応することができました。

【課題、教訓等】

Q：今回のご経験で得られた教訓等をお聞かせください。

A：その場その場での判断を如何に早くするか、それに尽きると思います。即断即決で判断することと、各部の庶務担当課長と総務部の課長等を集めて常に総務課長席前で打ち合わせ会を開き、情報の共有化を心掛けました。

また、職員に安心して職務を遂行してもらうためには、ご家族の安否確認も重要であると感じました。

平成27年2月9日
都庁本庁舎にて

元 建設局総務部総務課長
片山謙氏のインタビューより

水道事業技術者の派遣

水道局 総務部 総務課

1 事業実施の経緯・背景

(1) 18大都市水道局災害相互応援に関する覚書に基づく支援

大都市にて災害が発生した際に相互に応援することを目的として、18大都市水道局災害相互応援に関する覚書を締結しており、同覚書に基づき、宮城県仙台市に応急給水支援及び応急復旧支援を行った。

(2) 日本水道協会からの要請に基づく支援

日本水道協会からの要請に基づき、福島県いわき市に応急給水支援及び応急復旧支援を行い、茨城県稲敷市に応急給水支援を行った。

(3) 千葉県水道局との災害相互応援に関する協定に基づく支援

千葉県水道局と災害が発生した際に相互に応援することを目的として締結した千葉県水道局との災害相互応援に関する協定に基づき、千葉県浦安市に応急復旧支援を行った。

2 内容

(1) 宮城県仙台市に対する支援

断水人口約50万人、断水率約50%、断水戸数約23万戸の被害が発生した仙台市に対し、平成23年3月12日から同年4月1日までの21日間、応急給水支援活動を実施した。

また、平成23年3月18日から同年4月1日までの14日間、応急復旧支援活動として水道管路の被害調査及び応急復旧を行った。



避難所での応急給水(仙台市)①



避難所での応急給水(仙台市)②



現地の浄水場で給水車に注水(仙台市)



病院の受水槽に応急給水(仙台市)

ア 応急給水支援活動

平成23年 3月11日	・仙台市水道局より、18大都市水道局災害相互応援に関する覚書に基づく、応急給水隊の派遣要請を受ける。
平成23年 3月12日	・午前2時に第1次応急給水支援隊(人員6名、給水車2台、特別緊急車1台)が都庁を出発(3月18日帰庁) ・午後1時15分に仙台市水道局庁舎に到着し、被害状況確認後、給水活動を実施 ・仙台市水道局より、給水車の追加要請を受け、午後3時30分に第2次応急給水支援隊(人員4名、給水車2台)が出発(3月18日帰庁) ・宿泊先(宮城県白石市)に13日午前0時30分に到着
平成23年 3月13日以降 の活動	・給水車4台、4班(1班2名)体制で、仙台市内の浄水場で給水車に充水し、小中学校等の給水拠点における応急給水、高齢者宅への戸別訪問による応急給水、医療施設等の受水槽への給水等の活動を行った。 なお、第3次応急給水支援隊以降の派遣は以下のとおり ・第3次応急給水支援隊 3月13日～18日(人員2名、緊急車、食糧等物資の補給及び東京都との連絡調整) ・第4次応急給水支援隊 3月16日～22日(人員4名、調査車) ・第5次応急給水支援隊 3月17日～23日(人員4名、調査車) ・第6次応急給水支援隊 3月18日～24日(人員2名) ・第7次応急給水支援隊 3月21日～24日(人員4名、調査車) ・第8次応急給水支援隊 3月22日～28日(人員4名、調査車) ・第9次応急給水支援隊 3月23日～29日(人員1名) ・第10次応急給水支援隊 3月26日～4月1日(人員4名、調査車) ・第11次応急給水支援隊 3月27日～4月1日(人員4名、ダブルキャブ) 第10次及び第11次応急給水支援隊は、3月31日に現地での活動を終了し、4月1日に帰庁した。

イ 応急復旧支援活動

平成23年 3月16日	・仙台市の被害状況を調査するため、第1次応急復旧支援隊2名を派遣(3月22日帰庁)
平成23年 3月18日	・仙台市水道局より、18大都市水道局災害相互応援に関する覚書に基づく、応急復旧工事に関する派遣要請受理 ・第2次応急復旧支援隊(局職員4名、請負業者12名、局有車2台、業者車両8台)を派遣(3月24日庁)
平成23年 3月19日以降 の活動	・青葉区錦が丘、みやぎ台、川平、吉成、旭が丘地区、泉地区の筈坂及び高森地区にて、復旧班と調査班に分かれて活動した。 なお、第3次応急復旧支援隊以降の派遣は以下のとおり ・第3次応急復旧支援隊 3月21日～28日(局職員3名、局有車1台) ・第4次応急復旧支援隊 3月22日～28日(局職員4名、局有車2台) ・第5次応急復旧支援隊 3月23日～29日(局職員4名、請負業者13名、局有車2台、業者車両10台) ・第6次応急復旧支援隊 3月26日～4月1日(局職員3名、局有車1台) ・第7次応急復旧支援隊 3月27日～4月1日(局職員4名、局有車2台) 第6次及び第7次応急給水支援隊は、3月31日に現地での活動を終了し、4月1日に帰庁した。



復旧班作業状況(仙台市)



調査班作業状況(仙台市)

(2) 福島県いわき市に対する支援

福島第一原子力発電所における事故の影響の拡大に伴い、当初応援を行っていた都市の撤退が相次いだため、日本水道協会本部から直接依頼を受け、応援派遣した。

派遣期間は、平成23年3月22日から同年4月7日まで及び同月12日から同月18日までの24日間、応急給水支援活動を実施し、平成23年3月26日から同年4月6日までの12日間、応急復旧支援活動として水道管路の被害調査及び応急復旧を行った。

なお、いわき市での活動に当たっては、福島第一原発から30キロメートル圏内に隣接した地域もあり、いわき市及び日本水道協会より累積型放射能測定器を借用し、累積線量を常時測定しての活動となった。

ア 応急給水支援活動

一隊5名、給水車2台体制とし、現地での活動は5日間、前後1日を移動日として、一隊の派遣期間を7日間とした。

平成23年3月22日から同月28日まで	第1次	・現地では、朝7時30分にいわき市水道局と給水場所等の打合せを行い、浄水場等で給水後、午後7時頃まで、病院の受水槽への給水、避難所でのウォーターバルーンへの給水、巡回給水等を行った。
平成23年3月27日から同年4月2日まで	第2次	
平成23年4月1日から同月7日まで	第3次	
平成23年4月12日から同月18日まで	第4次	・4月11日に福島県を震源とした震度6弱の地震が発生し、断水被害が発生したため、いわき市より支援要請を受けて派遣



避難所での応急給水(いわき市)



避難所のウォーターバルーンに注水(いわき市)

イ 応急復旧支援活動

一隊を局職員6名、請負業者12名、ユニック車2台、運搬車2台、ダンプトラック5台、乗貨車数台とし、派遣期間を7日間として、応急復旧支援活動を行った。

平成23年 3月26日から 同年4月1日まで	第1次	・勿来地区:市水道局職員の指示を受け、漏水箇所の位置の特定及び修理のため、通水、調査・修理及び排水を繰り返し、給水区域を広げた。
平成23年 3月31日から 同年4月6日まで	第2次	・八坂団地:全てが断水状態であったため、市水道局職員と共に通水、調査・修理及び排水を繰り返し、給水区域を広げた。 ・四倉地区:津波により大きな被害を受けた地域も含まれており、市の判断により、津波の被害を受けた地域を切り離す作業も行った。通水を行った地域については、他の区域と同様に調査及び修理等を行った。



漏水状況(いわき市)



調査状況(いわき市)

(3) 千葉県浦安市に対する支援

液状化により甚大な被害を受けた千葉県浦安市において、千葉県水道局との災害相互応援に関する協定に基づき、平成23年3月16日から同月22日までの7日間、被害水道施設の調査及び応急復旧を実施した。

応急復旧支援活動

局職員7名、請負業者12名を派遣期間7日間として、応急復旧支援活動を行った。

富岡地区(一丁目から四丁目まで)及び日の出五丁目の漏水調査及び修理を実施し、千葉県水道局への引継ぎを行い、平成23年3月22日に帰庁した。



バルブ操作による断水作業(浦安市)

(4) 茨城県稲敷市に対する支援

日本水道協会関東地方支部からの要請を受け、平成23年3月12日から同月14日までの3日間、応急給水支援活動を実施した。

応急給水支援活動

職員2名、給水車1台体制で、液状化により水道施設が大きな影響を受けた稲敷市内で、応急給水活動を行った。

応急給水支援隊は、平成23年3月13日に現地での活動を終了し、同月14日に帰庁した。



市役所桜川庁舎での取水(稲敷市)



漏水箇所の掘削(浦安市)



市役所東庁舎での給水(稲敷市)

2 実績・成果

(1) 実績

ア 応急給水支援活動

(ア) 仙台市

応急給水活動一覧(仙台市 平成23年3月12日から同月31日まで 20日間)

月日	給水車	人員	時間	給水箇所	注水
3月12日	2t	2	13:30~15:10	弘済病院	市水道庁舎
	2t	2	13:30~21:30	台原森林公園他	〃
3月13日	2t	2	6:00~0:30	泉病院	国見浄水場
	2t	2	6:00~1:30	弘済・赤十字病院他	〃
	2t	2	6:00~1:30	七北田小・赤十字	国見浄水場
	4t	2	6:00~1:30	幸コミュニティ・赤十字	市水道庁舎他
3月14日	2t	2	6:30~21:00	栗生小・一寿会他	国見浄水場
	2t	2	8:45~21:00	泉・安田病院	〃
	2t	2	8:45~21:00	木町病院・泉松クリニック	〃
3月15日	4t	2	8:45~21:00	黒松小・寺岡中・館中他	〃
	2t	2	5:30~21:00	栗生小・泉病院他	〃
	2t	2	5:30~21:00	若林体育館・加茂小	〃
	2t	2	5:30~21:00	泉松クリニック	〃
3月16日	4t	2	5:30~21:00	黒松小・寺岡中・住吉台小他	〃
	2t	2	5:30~21:00	栗生小・泉病院他	〃
	2t	2	5:30~21:00	加茂小	〃
	2t	2	5:30~21:00	泉松クリニック	〃
3月17日	4t	2	5:30~21:00	黒松小・寺岡中・住吉台小他	〃
	2t	2	7:00~21:00	グランディ	〃
	2t	2	7:00~21:00	黒松中他	〃
3月18日	2t	2	7:00~21:00	加茂小他	〃
	2t	2	7:00~21:00	加茂小他	〃
	2t	2	10:00~21:30	加茂中・東北整形外科	〃
	2t	2	10:00~21:30	桜ヶ丘小・加茂中	〃
3月19日	2t	2	10:00~21:30	宮校自動車学校	〃
	2t	2	10:00~21:30	将覧中央小	〃
	2t	2	5:30~21:00	加茂中	〃
	2t	2	5:30~21:00	グランディ	〃
	2t	2	5:30~21:00	宮校自動車学校	〃
3月20日	2t	2	5:30~21:00	将覧中央小	〃
	2t	2	5:30~21:00	中山市民センター	〃
	2t	3	5:30~21:00	北中山小	〃
3月21日	2t	3	5:30~21:00	南中山小	〃
	2t	3	5:30~21:00	グランディ	〃
	2t	3	5:30~21:00	北中山小	〃
3月22日	2t	3	5:30~21:00	南中山小	〃
	2t	2	6:30~21:00	南中山小	〃
	2t	2	6:30~21:00	黒松小	〃
	2t	2	6:30~21:00	すぎとや集会所	〃
3月23日	2t	2	6:30~21:00	北中山小	〃
	2t	2	6:15~21:00	南中山小	〃
	2t	2	6:15~21:00	錦ヶ丘8丁目東公園	〃
	2t	2	6:15~21:00	すぎとや集会所	〃
3月24日	2t	2	6:15~21:00	錦ヶ丘7丁目11番地	〃
	2t	2	6:15~21:00	国見ヶ丘2丁目そよ風記念公園	〃
	2t	2	6:15~21:00	錦ヶ丘8丁目東公園	〃
	2t	2	6:15~21:00	すぎとや集会所	〃
3月25日	2t	2	6:15~21:00	錦ヶ丘7丁目11番地	〃
	2t	2	6:15~21:00	国見ヶ丘2丁目そよ風記念公園	〃
	2t	2	6:15~21:00	錦ヶ丘8丁目東公園	〃
	2t	2	6:15~21:00	〃	〃
3月26日	2t	2	6:15~21:00	錦ヶ丘7丁目11番地	〃
	2t	2	6:15~21:00	国見ヶ丘2丁目そよ風記念公園	〃
	2t	2	6:15~21:00	錦ヶ丘8丁目東公園	〃
	2t	2	6:15~21:00	〃	〃

3月27日	2t	2	6:15~19:00	栗生一丁目南公園前	〃
	2t	2	6:15~19:00	日本中央バス停他	〃
	2t	2	6:15~19:00	錦ヶ丘8丁目東公園	〃
	2t	2	6:15~19:00	錦ヶ丘7丁目11番地	〃
3月28日	2t	2	6:15~19:00	栗生一丁目南公園前	〃
	2t	2	6:15~19:00	日本中央バス停他	〃
	2t	2	6:15~19:00	西仙台ハイランド他	〃
	2t	2	6:15~19:00	太白恵和町7-5	〃
3月29日	2t	2	6:15~19:00	栗生一丁目南公園前	〃
	2t	2	6:15~19:00	日本中央バス停他	〃
	2t	2	6:15~19:00	八木山小他	〃
	2t	2	6:15~19:00	折立中他	〃
3月30日	2t	2	6:15~19:00	青山二丁目44	〃
3月31日	2t	2	6:15~19:00	緑が丘第四町内会館	〃
	2t	2	6:15~19:00	恵和町14他	〃
	2t	2	6:15~19:00	折立県警住宅	〃
	2t	2	6:15~19:00	泉翔の里	〃

(イ) いわき市

応急給水活動一覧(いわき市 平成23年3月23日から同年4月6日まで・4月13日から同月18日まで 21日間)

月日	給水車	人員	時間	給水箇所	注水
3月23日	3.2t	3	8:00~19:30	いわき病院・かしま病院	泉浄水場
	2t	2	8:00~19:30	梅ヶ丘集会所・久之浜小他	四倉ポンプ所
3月24日	3.2t	3	8:00~18:00	梅ヶ丘集会所・久之浜小他	〃
	2t	2	8:00~18:00	大浦小・四倉地区他	〃
3月25日	3.2t	3	8:00~19:00	梅ヶ丘集会所・久之浜小他	〃
	2t	2	8:00~19:00	四倉駅周辺、上・下仁井田地区他	〃
3月26日	3.2t	3	8:00~19:00	梅ヶ丘集会所・久之浜小他	〃
	2t	2	8:00~19:00	四倉上・下仁井田地区他	〃
3月27日	3.2t	2	8:00~19:00	久之浜第一小、大野公民館他	〃
	2t	2	8:00~19:00	四倉下仁井田、梅ヶ丘地区他	〃
3月28日	3.2t	2	8:00~20:10	鹿島地区	上野原浄水場
	2t	2	8:00~18:45	久之浜第一小、大野公民館他	四倉ポンプ所
3月29日	3.2t	2	7:30~18:50	中央台鹿島地区	上野原浄水場
	2t	2	7:30~18:10	久之浜第一小、大野公民館他	四倉ポンプ所
3月30日	3.2t	2	7:00~18:10	中央台鹿島地区	上野原浄水場
	2t	2	7:00~17:40	久之浜第一小、大野公民館他	四倉ポンプ所
3月31日	3.2t	2	7:15~19:15	中央台鹿島地区	上野原浄水場
	2t	2	7:15~19:40	久之浜地区、大野公民館他	四倉ポンプ所
4月1日	3.2t	2	7:10~20:00	中央台鹿島地区	上野原浄水場
	2t	2	7:10~18:30	久之浜地区、下仁井田他	四倉ポンプ所
4月3日	2t	2	7:20~19:50	中央台鹿島地区	上野原浄水場
	2t	2	7:25~19:25	久之浜地区、上仁井田他	四倉ポンプ所
4月4日	2t	2	7:20~20:15	中央台鹿島地区	上野原浄水場
	2t	2	7:20~20:20	久之浜地区、上仁井田他	四倉ポンプ所
4月5日	2t	2	7:30~21:00	中央台鹿島地区	上野原浄水場
	2t	2	7:20~20:20	四倉、中央台鹿島地区	四倉ポンプ所
4月6日	2t	2	7:20~19:10	中央台鹿島地区	上野原浄水場
	2t	2	7:20~19:15	四倉、中央台鹿島地区	四倉ポンプ所
4月13日	2t	2	7:20~19:00	植田中	泉浄水場
	2t	2	7:20~20:00	自由が丘・中之作公民館	小名浜支所
4月14日	2t	3	6:20~21:00	洋向台中央公園、港ヶ丘地区	〃
	2t	2	6:20~21:00	折戸、安竜、川岸地区他	〃
4月15日	2t	3	6:35~19:15	江名小・中、常磐地区他	小名浜支所他
	2t	2	7:00~19:15	中之作、永崎地区	消火栓他
4月16日	2t	3	6:30~19:30	常磐藤原町地区	常磐消防署
	2t	2	6:30~19:45	常磐藤原町地区	〃
4月17日	2t	3	6:25~18:55	常磐藤原町地区	〃
	2t	2	6:25~18:55	常磐藤原町地区	〃
4月18日	2t	3	6:40~	常磐支所管内	〃
	2t	2	6:40~	常磐支所管内	〃

イ 応急復旧支援活動

- (ア) 仙台市 配水管本管φ400から配水管支管φ25～φ150までの計25件の修理
- (イ) いわき市 配水管φ40～φ150から給水管φ16～φ40までの計46件の修理
- (ウ) 浦安市 主に配水管φ75～φ200の計14件の修理

3 事業実施に当たっての課題等

- (1) 支援車両は、優先的に給油を受けられる環境であったが、車両燃料の確保が困難であった。
また、給油のための交通渋滞の影響も受けた。
- (2) 全天候型のタイヤを装備していたが、降雪により丘陵地域への給水に支障が生じた。

4 その他

担当者のコメント

- (1) 仙台市
 - ・小さなお子さんを抱えながら、何十本というペットボトルを抱えて何往復もされている方々が大勢いた。
 - ・初めての災害派遣を通じて、いかにライフラインが重要であるかということを知らされた。給水活動に従事している間、水は一滴も無駄にできない貴重な存在であった。
 - ・いろいろな地域の方が一体となり、復旧、給水支援活動等を昼夜問わず行う姿を見ることができ、水道事業に携わる方のチームワーク、現場力を再確認できた。
 - ・今までの経験や知識がなければ、仙台市から求められた今回の支援活動は出来なかったと思う。日々現場等で担ってきた経験や知識は大事な財産であることを、改めて身をもって経験、実感した。
 - ・復旧支援にあたって、仙台市水道局と東京都は定期的に震災訓練等により交流を行っているためか、職員が非常に協力的でこちらの活動もスムーズに進行することができた。仙台市水道局の方に改めて感謝したい。
 - ・余震が多く、あまり休息できず緊張感が継続した状態だった。このことを鑑みると、派遣日数の7日間というのは妥当な期間であった。
- (2) いわき市
 - ・一たび給水車で周りだすと、多くの住民が水を求めて集まった。給水車の広報を聞いて遠くからも住民が集まり、自宅の前に来てほしいと言われ、あらかじめ決めていた順路通りに進むことは非常に困難であった。

- ・大量の水を運ぶことが困難な高齢者や女性等が多く、玄関先まで容器に入った水を度々運んだ。
- ・巡回給水活動では、町会長が給水車に乗り込んで、一人暮らしの高齢者宅を指示して給水活動を行った。行政が巡回等によって給水できる住民には限界があり、自治会等と連携して給水活動を行うことが必要と考えた。
- ・子どもの字で「いわきのためにありがとう」と書いた給水用のポリタンクが家の前にあったのを見て、大変感動した。
- ・多くの住民が水を必要としている中で、自分たちが給水できる人数が限られていたので、最も必要な人に十分な量を公平に配ることの難しさを、常に感じながら仕事をしていた。
- ・津波で被災した方と直接接する機会もあり、今回の様な任務には水道事業に長けているだけでなく、被災された方の心情などを踏まえて配慮ある行動が取れるかどうかという資質も問われると感じた。

(3) 浦安市

- ・東京から水道を修理に来てくれたと解ると、「御苦労さま。」「どうもありがとう。」と沢山声をかけられた。なかでも漏水修理が終わると「ああ、1週間ぶりで風呂に入れるよ。」と言われたり、ベビーカーを押してきた若い夫婦からは大声で「本当にありがとうございます。」と深々お辞儀をされたりしたこともあった。被災者にとっては微力ながらも我々が必要とされているのだと胸が熱くなった。

下水道事業技術者の派遣

下水道局 総務部 総務課

1 事業実施の経緯・背景

東京下水道が有する技術力や組織力を生かして、被災地の下水道施設の復旧支援に迅速かつ積極的に取り組むという考え方のもと、「大都市災害時相互応援に関する協定」や「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき、被災した自治体の応急復旧や本復旧を支援した。

2 目的・内容

(1) 目的

ア 宮城県仙台市

甚大な被害を受けた下水道機能の早期回復を目的とした。

イ 千葉県浦安市

液状化等により閉塞・損傷した下水道管について機能回復を目的とした。

ウ 千葉県香取市

液状化等により閉塞・損傷した下水道管について機能回復を目的とした。



液状化によって突出した人孔(浦安市)



管路の清掃状況(浦安市)



液状化によって管渠内に堆積した土砂(香取市)



現場調査状況(仙台市)



調査データの入力(仙台市)



管路の清掃状況(香取市)

(2) 内容

ア 宮城県仙台市
下水道局職員の派遣

イ 千葉県浦安市
下水道局職員の派遣並びに東京都下水道サービス株式会社及び下水道メンテナンス協同組合の社員の派遣

ウ 千葉県香取市
下水道局職員の派遣並びに東京都下水道サービス株式会社及び下水道メンテナンス協同組合の社員の派遣

3 実績

(1) 宮城県仙台市
平成23年3月12日から同月27日まで延べ246人の下水道局職員を派遣した。
下水道管やマンホールの被害状況を把握するための目視による調査を112kmにおいて実施した。

(2) 千葉県浦安市
平成23年3月25日から同年4月11日まで延べ2,261人の下水道局職員等を派遣した。
下水道管内を清掃するとともに、被害状況を把握

するためテレビカメラを用いた調査を43kmにおいて実施した。

(3) 千葉県香取市

平成23年4月11日から同月18日まで延べ352人の下水道局職員等を派遣
下水道管内を清掃するとともに、被害状況を把握するためテレビカメラを用いた調査を2.3kmにおいて実施した。

4 その他

担当者のコメント

震災発生から支援隊の派遣まで時間がない中で、調達する物資の種類及び必要数の把握に時間がかかり、また調達する物資が都内において不足しているため、確保が困難であった。

現地においても、燃料や食糧の確保が困難であったが、派遣されていた各都市代表者のミーティングの際に、比較的容易に入手できる場所の情報交換をして対応した。

慣れない寒さの中での調査等大変なことも多かったが、派遣された職員が職種の垣根を越えて協力して作業を完遂できた。

地元の方から大変喜ばれ、温かいお言葉をいただくこともあり、調査の励みになった。

仮設住宅建設協力職員の派遣

都市整備局 都営住宅経営部 東部住宅建設事務所 西部住宅建設事務所

1 事業実施の経緯・背景

平成23年3月11日東日本大震災が発生した直後の同月17日から、都市整備局では、応急仮設住宅建設のため、都営住宅建設部門の職員を被災県へ派遣した。

応急仮設住宅は、平成3年雲仙普賢岳大噴火、平成7年阪神淡路大震災、平成16年中越地震にも供給されてきたが、今回ほど大量かつ大規模に建設した事例はない。

2 実績

平成23年3月17日から平成24年3月31日まで、累計103名(福島県へ98名、宮城県へ5名)を派遣した。
主な業務内容は、現地における建設候補地の事前調査、現場監督及び完了確認等である。

3 事業実施に当たっての課題等

応急仮設住宅は、震災発生後極めて短期間のうちに入居を求められる。その結果、担当者は計画から検査まで、あらゆる場面で即断、即決が必要である。また、その際以下のような点についても考慮する必要があると考えられる。

- ア 居住者ニーズを踏まえた建設計画
- イ 仮設住宅の供給方式の多様性
- ウ プレハブ工法の特長
- エ 仮設住宅の建築、設備の納まり
- オ 地域特性や居住者要望に応じた施工
- カ 応急仮設住宅建設に関する基準、マニュアルなどの整備

キ 応急仮設住宅建設に関する技術の継承、職員の育成

4 その他

担当者のコメント

被災地を見る機会を得て、自然の圧倒的な力と人間の無力さを目の当たりにした。しかし、悲しみの中で黙々と倒壊した家屋を片付ける人たち、行方不

明の方々を捜索する自衛隊員、不休で震災対策に取り組む自治体の職員の方々を見ると、わずかな期間支援業務に従事しただけで平常の生活に戻ってしまうことが申し訳なく歯痒い思いをしたが、大変貴重な経験だった。これからは東京にいても、私たちのできる形での支援を続けていきたいと思う。



仮設住宅の設置例

被災宅地危険度判定士の派遣

都市整備局 市街地整備部 民間開発課

1 事業実施の経緯・背景

(1) 背景・きっかけ

東京都では、平成13年度に都及び区市町村で構成する「東京都被災宅地危険度判定地域連絡協議会」を設置し、宅地の安全性の判定を迅速に行うための体制の整備を進めている。

被災宅地危険度判定実施要綱では、宅地が大規模に被災したときは、危険度判定の実施主体として区市町村に実施本部が設置され、都道府県には宅地判定士の派遣などの判定活動を支援する判定支援本部が設置される。

このため、平常時から宅地判定士を養成、登録し、被災時に速やかに宅地判定士を派遣する体制を整えていくことが必要となる。現在、東京都全体で1,770名を登録している。

なお、平成24年度末現在、全国で約28,400名が登録されている。

(2) 経緯・取組

平成23年

3月18日 宮城県から国土交通省に被災宅地危険度判定士の広域支援要請を打診
国土交通省より、関東甲信越ブロックの各都県に60名程度の派遣要請、派遣可能人員の照会あり、都から各区市町村に派遣要請
(最終的に台東区、世田谷区、豊島区、八王子市、町田市及び調布市が職員を派遣)

3月22日 都職員の派遣を決定

3月23日 都職員の応援派遣を報道発表

3月25日 派遣都職員都庁を出発

3月25日～

3月29日 被災宅地判定活動(東京都全体では3月22日から4月4日まで)

2 目的・内容

(1) 目的

被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定をすることによって、二次災害を軽減・防止し住民の安全を図る。

(2) 内容

ア 東日本大震災における被災宅地判定活動

- ・東日本の9県54市町村が約6,456宅地の判定活動を実施
- ・仙台市の約3,900宅地について、宮城県が国に広域支援の調整を依頼
- ・国は第一次支援を東日本に、第二次支援を西日本に割り振る
- ・北海道、東北、関東甲信越、中部北陸、関西の59公共団体1法人が延べ831名を派遣
(一次：平成23年3月23日から同年4月3日まで 二次：平成23年4月19日から同月22日)
- ・このうち東京都は、宮城県仙台市に平成23年3月25日から同月29日までの間、3名を派遣

県名	判定活動が実施された市町村名	調査数	危険+ 要注意
岩手県	一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、奥州市、山田町及び一戸町	379	217
宮城県	仙台市、角田市、岩沼市、川崎町、亶理町、山元町、松島町、利府町、大和町及び加美町	4,199	2,356
福島県	福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、桑折町、大玉村、天栄町、会津美里町、泉崎村、中島村、鮫川村、石川町及び古殿町	1,037	543
茨城県	土浦市、結城市、牛久市、ひたちなか市及び小美玉市	135	94
栃木県	宇都宮市、佐野市、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、さくら市、那須烏山市、益子町及び高根沢町	392	267
群馬県	桐生市及び渋川市	40	33
埼玉県	久喜市	131	27
千葉県	成田市及び香取市	37	28
新潟県	十日町市、上越市及び津南町	106	27

3 実績・成果

(1) 実績

- ア 派遣人員 1都3区3市が支援(全24名)
 東京都3人、台東区3人、世田谷区4人、豊島区3人、八王子市3人、町田市3人、調布市5人

イ 期間

平成23年3月23日から同年4月3日まで(12日間)

ウ 派遣先

宮城県仙台市太白区緑ヶ丘ほか、青葉区貝ヶ森ほか(市中心部から西方向に3~4km付近)

<仙台市 被災宅地判定広域支援要請対応表 都内>

公共団体	体制	3/22 (火)	23 (水)	24 (木)	25 (金)	26 (土)	27 (日)	28 (月)	29 (火)	30 (水)	31 (木)	4/1 (金)	2 (土)	3 (日)	4 (月)	延べ人数	備考	
東京都	調布市(2名) 3/29~(3名)	移動	2	2	2	2	2	移動	3	3	3	3	3	移動		25	庁有車	
	東京都(3名)				移動	3	3	3	移動							9	レンタカー	
	世田谷区(4名)						移動	4	4	4	移動					12	庁有車	
	町田市(3名)								移動	3	3	3	移動			9	庁有車	
	台東区(3名)									移動	3	3	3	移動		9	レンタカー	
	豊島区(3名)										移動	3	3	3	移動		9	庁有車
	八王子市(3名)									移動	3	3	3	移動		9	レンタカー	
計			2	2	2	5	5	3	7	7	13	15	15	6		82		
他道県市			27	27	39	48	45	42	54	51	45	39	42	39		498	北海道72、東北95、関東237、甲信越31	

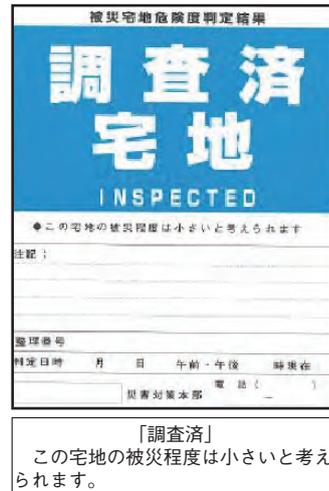
(2) 成果

東京都は228宅地について被災地判定を実施し、調査箇所25%の宅地が危険度大(宅地に立ち入ることは危険)、30%の宅地が危険度中(立ち入る場合は十分注意)、45%の宅地が危険度小(被災程度は少ない)との判定を行った。

また判定では、現地にも以下の判定ステッカーを外から望見可能な箇所に表示、居住者等の宅地の利用者への二次被害、隣接宅地の利用者や通行者等の第三者へ被害の軽減防止に努めた。

また一方で、危険又は要注意宅地の判定結果のあった宅地について、仙台市では個人所有を対象に宅地の復旧工事を行う場合に、「東日本大震災被災宅地復旧工事助成金制度※」を創設し、判定結果に基づき、助成金が交付されている。このように被害状況を迅速かつ的確に把握、住民へ情報を提供し、二次災害等の被害の軽減・防止のみならず、復旧対策の基礎資料として活用されている。

※ 仙台市HP (http://www.city.sendai.jp/jutaku/takuchihsai_040.html)



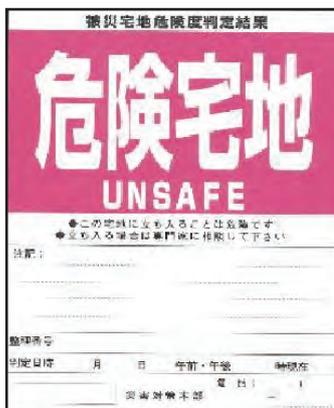
「調査済」
この宅地の被災程度は小さいと考えられます。



被災宅地危険度判定作業(仙台市内 平成23年3月)



判定結果表示状況(仙台市内 平成23年3月)



「危険」
この宅地に立ち入ることは危険です。



「要注意」
この宅地に入る場合は十分に注意してください。

4 事業実施に当たっての課題等

平時に取り決めていたマニュアル・手引き類と今回の支援業務における手続きや支援までの流れとでは、大きな差異が見受けられた。

本マニュアル類は、非常時の混乱を收拾するため、全国地方自治体の共通認識で統一したものを定めているものであり、もし実際の運用が困難であれば、今回の支援派遣の内容等を基に検証を行い、より実践的なものに改めていく必要がある。

(1) 被災地危険度判定士の派遣調整について

ア 区市町村等との連絡調整方法等について

平時は、区市町村の担当部署には基本的にメールで連絡することとなっているが、今回は金曜日の夕方に広域派遣の要請があり、加えて計画停電で機能していなかった庁舎もあり、結果として伝達が遅くなってしまった自治体があった。同時に判定士の多い順から約20自治体に電話連絡も並行して行ったが、直後から2時間ほど、問い合わせ等の電話が殺到し、混乱した。

今回は、現地条件が不明であり、厳しい条件が予見されたので、応援を即決できたのが調布市だけだったが、もし応援を即決する自治体が多い場合は、多数の自治体との対応が困難な状態に陥ることが予想される。

イ 移動手段の確保

初動時に車両燃料の確保が懸案となり、派遣要請への応諾が少なかった。

(2) 実施本部

東京が被災した場合、区市町村は実施本部を設置して判定活動をするが、判定士が10名に満たない自治体が14もあり、島しょに至っては判定士自体がない等、実施本部として機能するのか懸念される自治体もある。

また被災直後に被災宅地の分布を把握できるのか懸念される自治体もある。このため普段から管轄内の傾斜地や丘陵地の住宅・宅地を把握し、応援にきた宅地判定士に説明できるようにしておく必要がある。

5 その他

担当者(多摩建築指導事務所開発指導第一課からの派遣者)のコメント

調査現場は仙台市中心部から約5km離れた太白区及び青葉区の丘陵地を造成した住宅地で、我々は22宅地の危険度判定を行った。仙台市内だけでも2,000を超える調査対象宅地があるため、全国の自治体職員等が参集し判定業務に当たった。

連日の余震が続く中、損傷を受けた擁壁や崩壊のおそれのある宅地内での調査であり、しかも調査初日は降雪の中での作業のため困難を極めたが、2日目以降は手際よく判定業務を行うことができた。

被災現場においては日没前までに判定業務を終了させる必要があり、1日の作業時間は限られているため、判定作業と住民対応をスムーズに進める必要

があるが、土地・建物所有者への説明をする際に、「家の再建費用はどこから出するのか」「ガス・水道はいつ復旧するのか」、また近隣の方からは「自分の家屋も調査してほしい」など、被災者の切実な訴えがあり、判定作業以外にも被災された住民への丁寧な対応が求められた。

また、東京とは異なる気象条件や不慣れな土地での自動車運転、被災地での危険を伴う作業となるため、常に体調管理には留意しておくことが重要だと感じた。

被災地教育委員会の学校再開支援

教育庁 総務部 総務課
指導部 指導企画課
人事部 職員課

1 事業実施の経緯・背景

東京都教育委員会では、東日本大震災後直ちに実施可能な支援メニューの検討を進め、平成23年3月28日から同年4月8日までの間、岩手県、宮城県及び福島県の教育委員会へ部長級職員を含む延べ11名の職員を派遣し、被災県の教育ニーズの把握を行い、支援活動を実施した。

2 内容

岩手県の学校再開及び宮城県への教員派遣支援室運営等のため、指導主事・管理主事・学事事務職員等を派遣した。

また、宮城県教員派遣支援室の運営のため、豊島区・東村山市・小平市・東久留米市・八王子市・青梅市・あきる野市から職員を派遣するなど、都区市連携を図った。

3 実績・成果

岩手県の学校再開及び宮城県への教員派遣支援室運営等のため、職員派遣・指導主事・管理主事・学事事務職員等 延べ166名派遣

※被災地教育委員会への人的支援については、上記のほか、公立学校教員、スクールカウンセラー、臨床心理士、応急危険度判定等のための建築職の派遣を行った。

[他項目参照ページ]

- ・東京都公立学校教員の派遣 (P178)
- ・被災地教育委員会へのスクールカウンセラー・臨床心理士等の派遣 (P114)
- ・学校施設等の応急危険度判定調査等 (P139)、公共建築物の災害復旧支援 (P163)

被災地避難所運営等支援

総務局 人事部 人事課

1 事業実施の経緯・背景

(1) 背景・きっかけ

被災自治体においては、復旧・復興業務の発生や職員の被災等により、深刻な人手不足に陥っていた。

発災から数日が経過し、被災地で復旧活動が本格化していく中、一日も早い復旧・復興に向け効果的に活動できるよう、現地の活動を支援すべく職員の派遣を行うこととした。

また、平成23年5月からは福島県南相馬市、同年6月からは福島県庁、同年7月からは宮城県仙台市への短期派遣も開始した。

(2) 経緯・取組

都は、特に被害が大きく行政機能が著しく低下していた岩手県陸前高田市並びに宮城県南三陸町、気仙沼市及び石巻市に対し、現地に設置した被災地支援現地事務所から提供される被災地のニーズを基に、各自治体に対する職員短期派遣を行った。

職員7名程度で班を編成し、各班の派遣期間はおおむね1週間弱程度である。被災地では各自治体の指揮命令のもと、現場のニーズに沿った業務に従事した。

< 具体的経過 >

平成23年

- 3月22日 東京都被災地支援現地事務所へ事務所要員を派遣
石原元都知事が「現地の復旧、復興活動に役立つ人材を職員の中から、随時、派遣」する旨を発表
- 4月2日 宮城県へ派遣第一陣70名が出発
- 4月5日 宮城県へ派遣第二陣70名が出発
- 4月6日 宮城県第一陣が被災地より戻る。
- 4月7日 岩手県へ派遣第一陣30名が出発
- 4月9日 宮城県へ派遣第三陣70名が出発
岩手県へ派遣第二陣30名が出発
- 4月10日 岩手県第一陣が被災地より戻る。
宮城県第二陣が被災地より戻る。
(以下宮城・岩手へ随時対応)

- 5月15日 福島県南相馬市へ、派遣第一陣10名が出発
- 5月23日 福島県南相馬市派遣第一陣が被災地より戻る。
福島県南相馬市へ、派遣第二陣10名が出発
- 5月30日 福島県南相馬市派遣第二陣が被災地より戻る。
- 6月1日 福島県庁派遣第一陣2名が出発
- 6月6日 福島県庁派遣第二陣3名が出発
- 6月8日 福島県庁派遣第一陣が被災地より戻る。
(以下福島へ随時対応)
- 7月5日 宮城県仙台市派遣第一陣4名が出発
- 7月12日 宮城県仙台市派遣第一陣が被災地より戻る。
宮城県仙台市派遣第二陣4名が出発
(以下宮城県仙台市へ随時対応)

2 目的・内容

(1) 目的

現地の復旧・復興活動の支援

(2) 内容

- ア 避難所の運営サポート
救援物資の運搬・配付、清掃、駐車場の管理等
- イ 県庁における支援事務
生活支援交付金事務、罹災証明書の発行事務の補助、税務関係事務の支援、罹災証明・住民票発行・介護保険申請事務の支援等
- ウ 救援物資の分別
支援物資(食糧・古着等)の仕分けや搬入・搬出作業等
- エ がれきの撤去
道等を整備するための土砂のかき寄せや大きながれきを避ける作業等
- オ 仮設住宅関係業務
仮設住宅に入居する住民への説明会の調整、物資搬入準備等

- カ 生活再建支援業務
民間賃貸住宅の契約名義の書き換えに係る書類
審査・電話対応等
- キ 県外避難者支援業務
県外に避難している避難者の情報収集や対応指
示
- ク その他現地の要請に基づく業務

3 実績・成果

(1) 実績(下表のとおり)

(2) 成果

発災直後は、行政機能が低下していた各自治体において、義捐物資の仕分けや避難所の運営等、応急対策に柔軟に対応した。

また、発災から時間が経過し、復旧・復興作業が本格化していく中で、短期派遣職員に求められる業務も変化が見られ、徐々に仮設住宅に移動する住民への対応や罹災証明の発行などに移り変わっていった。

4 事業実施に当たっての課題等

交通網が寸断され、物資も非常に不足している被災地に職員を派遣するに当たり、現地事務所を通じた情報や参加者のアンケートを基に、派遣者に対し、常に派遣環境に関するフィードバックを行っていた。

携行品等においても随時見直しを図り、派遣された職員が安心して活動に専念できるよう努めた。

また、現場で作業をするに当たっての注意事項についても、刻々と変化する被災地の状況に合わせ、派遣職員に最新の情報が提供されるよう随時内容の見直しを図った。

更に、復旧・復興作業が進むにつれ、同一職員の中長期派遣など、復興計画の策定や運営に人的需要

が移り変わってきた。そのため、短期派遣は、平成23年11月の福島への短期派遣にて終了した。

5 その他

(1) レンタカーの活用

公共交通機関が麻痺した被災地で支援活動を円滑に行うため、レンタカーがよく使用された。しかし、被災地の路面状態は著しく悪化しており、パンクが頻発した。また、街中の信号機が停止し、交差点では十分な安全確認が求められた。特に夜間は、ガードレールや照明が損壊した状況の中、慎重な運転が求められた。

(2) 食糧の確保

被災地が深刻な物資不足に陥っている中、派遣職員用の食糧等は都内で事前調達し、現地に赴く必要があった。しかし、物流の混乱により都内でも携行食品が不足状態に陥り、インスタントラーメンなどの確保は困難であったため、当初は缶詰や乾パン等を携行しての派遣となった。

5月以降は、被災地の食料品店や飲食店が営業を再開したり、宿泊所にて食事の提供が可能になったため、地元経済への貢献も兼ねて、派遣職員の食糧は現地調達方式に徐々に切り替えた。

(3) 宿泊場所の確保

被災地の旅館・民宿が営業を中止していたため、派遣職員は事務所の床や避難所などに寝袋で泊まり込み、入浴もできない環境下での復旧・復興作業となった。

5月以降は、ビジネスホテルや民宿が営業を再開しており、宿泊場所として活用が可能となった。当初より滞在環境が改善したため、派遣日数を増加した。

(単位:人)

平成23年		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	計
岩手県	陸前高田市	210	160	40	5	0	0	0	0	415
宮城県	南三陸町	328	129	74	55	0	0	0	0	586
	気仙沼市	10	49	16	12	0	0	0	0	87
	石巻市	160	140	71	68	20	0	0	0	459
	仙台市	0	0	0	16	0	0	0	0	16
福島県	南相馬市	0	20	0	0	0	0	0	0	20
	福島県庁	0	0	29	23	13	11	12	4	92
計		708	498	230	179	33	11	12	4	1,675

現地での活動状況(岩手第二陣)



引継ぎ風景



合同庁舎(宿泊所)



陸前高田市災害対策本部(給食センター)



高田小学校



学校施設等の応急危険度判定調査等①

教育庁 都立学校教育部 営繕課

1 事業実施の経緯・背景

(1) 背景・きっかけ

東日本大震災により被災県では学校施設等の多くの公共建築物が被災し、建物の被害状況や安全性の確認等が必要となった。このため、宮城県教育委員会及び岩手県大槌町教育委員会からの要請に応じ、東京都教育委員会では被災地における支援の一環として文教施設の被害状況の実態把握調査のため職員を派遣することとした。

(2) 経緯・取組

平成23年4月7日から同月29日まで宮城県へ建築職を派遣

平成23年4月10日から同月13日まで及び平成23年5月1日から同月3日まで岩手県に建築職、土木職、電気職及び機械職を派遣

2 目的・内容

(1) 目的

被災県の文教施設被害状況の実態把握

(2) 内容

被災県において文教施設の現地確認が十分にできない状況の中で、応急危険度的な視点やそれ以外の様々な技術的な視点から、建物の安全性を確認し、今後の対応等について施設管理者に対して十分な説明を行った。

3 実績・成果

(1) 実績

岩手県及び宮城県の学校施設等の応急危険度判定のため、建築職、土木職、電気職及び機械職を8班延べ20名派遣した。

(内訳) 岩手県6人、宮城県14人 (※財務局及び都市整備局の職員を含む。)

(2) 成果

文教施設について応急危険度的な安全性の確認を行い、施設管理者等へ説明を行うことで、学校再開へ貢献した。

4 事業実施に当たっての課題等

(1) 施設間移動のための交通手段や宿泊施設の確保、応急危険度判定資機材の調達

(2) 調査を実施する際の施設避難者への配慮

5 その他

担当者のコメント

- 多くの文教施設で建物の被害を受けながらも各施設管理者が創意工夫を凝らして震災直後から避難所として使用したり、新学期に向けて着々と準備を進めていた。
- 非構造部材の破損等による避難所等としての機能を低下させないよう日常から取り組む必要性を実感した。



建築職による建物調査

学校施設等の応急危険度調査等②

都市整備局 市街地建築部 建築企画課

1 事業実施の経緯・背景

東北地方太平洋沖地震発生時は、学校施設については春休み期間のところが多く、すぐに学校施設として使えるかどうかの判断は求められていなかった。

発災から1か月が経ち、学校施設等について、今後の復興に向けて修繕や工事の必要が生じることが予想された。しかし、人員や予算の見通しを早期につける必要があったものの被災県だけでは人員の目途が立たなかったため、現地調査を行う職員の派遣が要請された。

2 目的・内容

(1) 目的

東北地方太平洋沖地震で被災した教育施設の早期復興に寄与するため、教育施設の被害の調査を行い、併せて、調査地域の別の建物や地盤の被害調査、被災地域の行政庁へのヒアリングなどを行い、復興に向けた今後の施策へ役立てることを目的としている。

(2) 内容(下表のとおり)

ア 岩手県派遣者の取組

平成23年4月7日 大槌町から岩手県に教育施設の被害について調査結果を提出

4月11日～12日 大槌町学校5校について、大槌町の調査結果などを踏まえながら、応急危険度判定など、現地調査を実施

イ 宮城県派遣者の取組

宮城県から被害状況調査の支援要請があり、この要請に基づき、被災地の支援に当たった。

平成23年4月10日及び同月11日仙台市、大崎市、美里町の学校5校について、被災状況調査、応急危険度判定など、現地調査を実施

3 事業実施に当たった課題等

通常、応急危険度判定は発災した直後に行うものであるが、1か月後の判定活動となったため、通常の判定と異なる部分があったことに加え、年度初めでもあり、人員の確保が困難であった。

調査地点までは車により移動を行ったが、発災後1か月経っても道路渋滞などがあり、容易に移動ができなかった場合があった。

4 その他

担当者のコメント

地元の自治体の職員は寝る間も惜しんで積極的に対応を行っていたことから、派遣職員も、モチベーションを高くして、調査を行うことができた。

	岩手県	宮城県
期間	平成23年4月10日から同月13日まで	平成23年4月9日から同月12日まで
調査地域	大槌町	仙台市、大崎市、美里町
内容	4月11日:大槌小学校(大槌町)、大槌中学校(大槌町) 4月12日:安渡小学校(大槌町)、赤浜小学校(大槌町)、大槌北小学校(大槌町) 応急危険度判定による調査	4月10日:仙台三桜高校(仙台市)、宮城広瀬高校(仙台市)、仙台第一高校(仙台市) 4月11日:松山高校(大崎市)、小牛田高等学園(美里町) 被災状況調査を実施及び今後の技術的支援について、ヒアリング及び調査内容の整理を行い宮城県教育庁施設整備課へ調査結果の報告

被災建築物応急危険度判定

都市整備局 市街地建築部 建築企画課

1 事業実施の経緯・背景

(1) 背景・きっかけ

平成23年3月11日14時46分及び同年4月7日23時32分頃に発生した地震による被害に対する二次災害を防止するため、平成23年4月19日に10都県市被災建築物応急危険度判定協議会幹事県の茨城県より、「被災建築物応急危険度判定支援要請」があった。

この要請を受け、翌20日に判定員を宮城県に派遣することを決定。業務を主管する建築企画課において、都から派遣する人員を確保するため、庁内他局及び特別区職員へ連絡をするとともに、交通手段の確保、装備の準備などを行った。

また、庶務担当である調整課において、旅費や経費の手当てなどの対応を行った。

(2) 経緯・取組

都から5名、特別区から8名の計13名を派遣することとした。

また、判定作業初日(平成23年4月23日)は午前8時30分に宮城県女川町立女川第二小学校に設置されている災害対策本部に参集する必要性から、前日の4月22日午前11時36分、東北新幹線にて東京駅から福島駅、東北本線で福島駅から仙台駅へ向かい、仙台にてレンタカー4台に分乗し、現地に向かった。

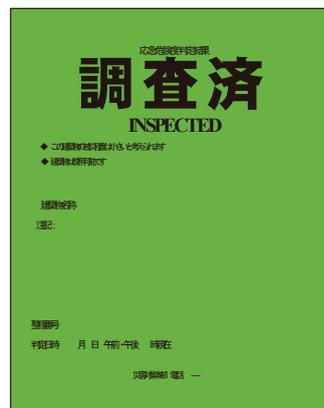
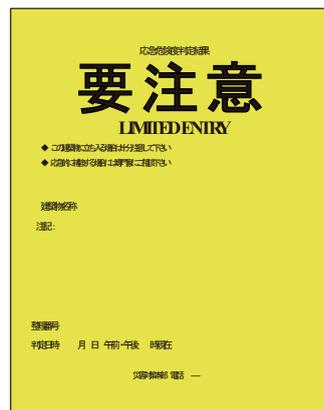
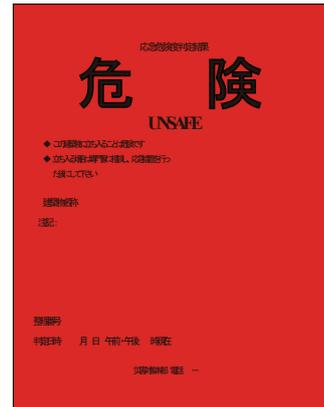
2 目的・内容

(1) 目的

大地震により被災した建築物を調査し、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定することにより、人命に関わる二次的災害を防止することを目的とする。

(2) 内容

判定結果は、危険(赤)、要注意(黄)、調査済(緑)のステッカーにより建築物の見やすい場所に表示され、居住者はもとより付近を通行する歩行者などに対してもその建築物の危険性について情報提供する。



3 実績・成果

(1) 判定初日(平成23年4月23日)の判定活動

【現地天候：雨時々強い雨、班編成：2名/班 計6班、調査区域：浦宿・針浜】

4月23日午前8時15分頃、現地災害対策本部のある女川第二小学校に到着する。

約10分程度対策本部の説明を受ける。東京都のチーム総勢13名は、女川町内「浦宿・針浜地区」（以下「調査区域」という。）を担当することになり、打合せ終了後の午前9時40分頃、調査区域に4台のレンタカーにて出発する。

浦宿地区の1軒を利用し全員で判定手順の最終確認をした上で、各班とも午前10時10分より持ち場へ移動し調査を開始。午後5時までに災害対策本部へ当日の報告をする必要性から、両地区とも未判定の建物があったが、午後4時30分に判定業務を終了した。

調査区域は、JR石巻線浦宿駅東側の浦宿地区と万石浦を挟んで宿舎の対岸の針浜地区であり、浦宿地区は4班、針浜地区は2班が判定を行った。浦宿地区は、駅に近い住宅、事務所、工場などが混在している地区であり、判定建物もS造やRC造も多く判定が困難な地区であった。また、針浜地区は、海岸沿いと谷筋に住宅等が散在しているため時間がかかる地区であった。

両地区とも、居住者以外の避難者がいる住宅や建物が多くあり、避難している人から被災を受けた調査区域外の自分の家も判定してもらえないかと声を掛けられるなど、判定活動に対しては好意的であった。

建物の被害状況は、地盤の悪い海寄りに建つ建物でも、大きな被害の建物はほとんどなく、危険と判断されたものは、瓦や外壁の落下の危険性による建物や傾斜地で地盤の変状によるものが多かった。

当日は、朝方から雨が降り始め午後には風雨が強くなるという条件の悪い中、判定活動は初めてという判定員たちが頑張って平均以上の判定数をこなした。

(2) 判定2日目(平成23年4月24日)の判定活動状況

【現地天候：快晴、班編成：2名/班 計6班、調査区域：浦宿・針浜・鷺神浜】

4月24日午前7時30分から津波の被災地を調査し

た後、災害対策本部に参集し、昨日の判定状況を報告。災害対策本部から、昨日の調査地区内にある未判定建物及び新規に「鷺神浜地区」を担当するよう指示があった。

午前8時40分頃に隊内の打合せ終了後、調査区域に向かう。各チーム共、おおむね午前9時00分には現地に到着。直ちに応急危険度判定活動に着手。正午に与えられた調査区域の調査を全て終了し、集計作業終了後、午後1時30分に災害対策本部に報告を行い2日間の活動を終了した。

判定中の建物の使用者からは、今回の地震や津波に対する恐怖と多発する余震への不安の声が聞かれた。また、津波により多くの建物が流失した今回の地震では、危険と判定されても大きな変状がなければ「使用したい。」とか「貸してほしいと言われた。」などの切実な声もあった。

鷺神浜地区の建物の被害状況は、判定区域の境では判定対象建物が流失して無いものもあったが、近年開発されたらしい丘陵地であることから、土留め擁壁等の状況により危険とされた建物、平成23年3月11日の地震によるものか基礎の破壊された建物や基礎と土台が乖離した建物など、地震の強さを伺わせる壊れ方をしているものが多かった。

また、住宅地であることから、ブロック塀等が破壊されていて危険とされたものも多かった。



擁壁崩壊、基礎の著しい被害(Cランク)

(3) 平成23年4月23日及び同月24日の2日間の
調査結果

調査結果集計表 (判定地域:浦宿・針浜・鷺神浜 判定員数:延べ24名)

	判定済(緑)	要注意(黄)	危険(赤)	合計
木造	76	45	42	163
S造	16	6	3	25
RC造	3	2	0	5
合計	95	53	45	193

4 その他

担当者のコメント

マグニチュード9の巨大な海洋型地震と巨大津波は、広域災害に対する対応など直下型地震とは違った新たな課題を提示した。津波による行方不明者は発災後1か月を過ぎた当ても1万人を超えており、被害の全貌は明らかになっていなかった。女川町周辺は上水道などもライフラインが未だ回復せず、地盤が約1mも沈降して下水道などに新たな問題も生じており、住民の生活は困難なままであった。

通常は発災後2,3日以内に判定を始めるとされているが、被害の大きさ等により大きな余震から数えても、2週間を経過してからの判定という特殊な状況での判定であった。判定隊はこのような特殊な状況下でも、13名が一丸となって応急危険度判定活動に従事した。判定活動は初めての隊員が多かったが、隊員相互の協力により対策本部から指示された調査区域の調査を完遂することができた。

対策本部では、群馬県の職員が受付を担当していたり、遠く鹿児島県の応援隊がいたり今回の災害の大きさを感じさせることも多かったが、阪神大震災で始まった応急危険度判定活動の体制も確立されたと感じられた。

被災地である女川町周辺は、1か月以上たった当時でも津波によるがれきが散乱していたり、津波で転倒させられた杭基礎のビルなどがまだそのまま、地震と津波のエネルギーがいかに大きいかが判る状況であった。被災地が一刻も早く復興を遂げることを願うとともに、大都市東京では、沿道建築物をはじめとする都内の建築物等の耐震化の推進をはじめ、被害を最小限にする対策の推進が急務であると改めて痛感した。

4 その他の人的支援

災害廃棄物(生活ごみ)処理支援

環境局 資源循環推進部 一般廃棄物対策課

1 事業実施の背景・経緯

(1) 背景・きっかけ

東京都は、東京23区の清掃事業を東京都清掃局が所管していた平成7年当時、阪神淡路大震災の被災現場で災害廃棄物(災害を受けた家財道具等の生活ごみ)の収集運搬を行った経験を活かし、平成12年の清掃事務の区移管後に発生した、新潟県中越地震(平成16年)及び新潟県中越沖地震(平成19年)においても、都内区市町村や業界団体の協力を得て調整・取りまとめを行い、災害廃棄物処理支援を行ってきた。

こうした経験から、発災当初は生命の安全確保とともに、し尿処理対策が重要となるが、発災から3～4週間後には、復旧に向けごみ処理が大きな課題になってくることを理解していた。このため都では、発災直後から大規模な災害廃棄物の処理支援のための方策や体制の構築に向けた準備を進めていた。

東京都は、全国19の政令指定都市と災害時の相互協力に関する協定(20大都市災害時相互応援に関する協定)を締結しており、宮城県仙台市も協定参加者に入っていた。京都市などの政令市が収集運搬の支援に動き始めている中、これまで災害時に大量のごみを短期間で収集運搬する支援を実現し貢献してきた東京都として、未曾有の災害により被災した仙台市をまず支援すべきと、都が窓口となって都内区市町村等に声をかけて協力を得ながら、東京都レベルでのまとまった支援に取り組むこととした。

(2) 経緯・取組

発災後の3月下旬には仙台市等に事前調査隊を派遣したが、津波被害に遭った地域では、生活の再建を図る住宅から、海水に浸った布団や畳、衣類、電化製品、家具類などの生活ごみが通常の50倍以上排出され、道路や家の庭先に山のように野積みされていた。この災害廃棄物の量や種類を見ると、被害にあった仙台市だけではとても処理しきれない状況ではなかった。



津波被害の状況



家から運び出された家具類

この現状から、都は広域自治体として、都内区市町村及び業界団体に協力を呼び掛け、「災害廃棄物処理支援に係る協議会」を開催した。関係者が連携して支援にあたる必要があることを提唱し、事前調査隊の結果や仙台市からの依頼内容等も踏まえて、支援内容の検討・調整を図った。

仙台市からの東京都に対する「20大都市災害時相互応援に関する協定」に基づく正式な支援要請を受けて、津波被害に遭った浸水地域(仙台市若林区及び宮城野区)や一次仮置場(地震により破損した家財道具類が出された公園や運動場)から、二次仮置場や清掃工場まで災害廃棄物を収集・運搬する支援を、都内区市町村及び業界団体の協力を得て実施した。

< 具体的経過 >

平成23年

3月18日 「災害廃棄物処理支援に係る協議会」を開催

- 3月29～30日 仙台市内及び宮城県内へ事前調査隊を派遣(調査隊：9名(東京都職員4名(運転手2名を含む。)、区職員3名、業界団体2名))
- 4月1日 仙台市環境局長から、東京都環境局長に対し、「20大都市災害時相互応援に関する協定」に基づく支援要請
- 4月4日 仙台市からの依頼を受けて、都知事名で、特別区長会、東京都市長会、東都町村会、東京廃棄物事業協同組合、社団法人東京環境保全協会及び社団法人東京リサイクル事業協会に対し、東日本大震災に伴う災害廃棄物の処理支援について依頼
- 4月11日 仙台市環境局、東京都環境局及び都内業界団体により、「仙台市における災害廃棄物の処理支援に係る協定」を締結
- 4月14日 「仙台市に対する災害廃棄物(生活ごみ)処理の支援について」プレス発表
- 4月17日～5月7日(延べ21日間)
第1次隊から第3次隊までに分けて実施
- 6月1日 仙台市へ支援実績報告

2 内容

仙台市の早期復旧に向けて、東京都が全体調整を行い、東京23区、多摩地域市町村及び関係団体の協力を得て支援を行った。

(1) 支援期間

- ・第一次隊：平成23年4月17日から同月23日まで
- ・第二次隊：平成23年4月24日から同月30日まで
- ・第三次隊：平成23年5月1日から同月7日まで

(2) 支援内容

仙台市内において、地震や津波浸水被害に遭った家財道具や生活ごみ等の災害廃棄物を被災現場や一次仮置場で収集し、二次仮置場や清掃工場まで運搬する作業

(3) 支援規模

- ・清掃車両(パッカー車、ダンプ車等)延べ100台程度
- ・収集作業員・運転手等 延べ300人程度

(4) 支援団体(協力団体)

東京23区、東京多摩地域市町村、社団法人東京環境保全協会、東京廃棄物事業協同組合、社団法人東京都市リサイクル事業協会

3 実績・成果

(1) 実績

ア 第一次隊(平成23年4月17日から同月23日まで)

(ア) 派遣規模

- ・清掃車両(パッカー車、ダンプ車等)42台
- ・収集作業員・運転手等 112人

(イ) 作業内容

収集運搬作業を平成23年4月18日から同月22日まで実施(17日現地到着後及び23日現地出発前は各班及び全体でのミーティング等を実施。なお、17日は、当初は現場確認のみを行う予定だったが、作業を行いながら安全確認も併せて行った。)

① 津波浸水地域からの災害ごみの収集運搬

仙台市の指示に基づき、災害ごみをごみ種別ごと(可燃系ごみ、不燃系ごみ、金属くず、家電等)に収集し、仙台市が整備した二次仮置場(沿岸部)まで運搬。現場に出された家財道具類を収集する際には、住人に声をかけ確認の上収集し、住人の確認がとれない場合には収集しない。

- ・配車先：若林環境事務所(若林区)
- ・搬入先：海岸公園(若林区) 蒲生地区(宮城野区)

② 一次仮置場からの災害ごみの収集運搬

一次仮置場(津波浸水地域以外の公園や運動場等)に分別されているごみを積み込み、仙台市が指定する清掃工場に運搬

- ・配車先：太白区(公園)、青葉区(公園)、若林区(運動場)
- ・搬入先：葛岡清掃工場(青葉区)、今泉清掃工場(若林区)

イ 第二次隊(平成23年4月24日から同月30日まで)

(ア) 派遣規模

- ・清掃車両(パッカー車、ダンプ車等) 33台
- ・収集作業員・運転手等 92人

(イ) 作業内容 第一次隊と同様

ウ 第三次隊(平成23年5月1日から同月7日まで)

(ア) 派遣規模

- ・清掃車両(パッカー車、ダンプ車等) 39台
- ・収集作業員・運転手等 105人

(イ) 作業内容 第一次隊と同様



浸水地域での災害ごみの積み込み



一次仮置場での災害ごみの積み込み



作業開始前の仙台市とのミーティング



二次仮置場への搬入



広大な二次仮置場(分別され配置)

※ 災害廃棄物の迅速な処理には二次仮置場の確保が不可欠であり、仙台市はこの近くに仮設焼却炉を設置し、被災地の中でも一早く処理を完了した。

仙台市への派遣実績

	第一次隊	第二次隊	第三次隊	合計
派遣期間	4月17日～4月23日 (7日間)	4月24日～4月30日 (7日間)	5月1日～5月7日 (7日間)	21日間
収集作業期間	4月18日～4月22日 (5日間)	4月25日～4月29日 (5日間)	5月2日～5月6日 (5日間)	15日間
総車両台数	42台	33台	39台	114台
区部 (収集車)	14台	12台	14台	40台
多摩地域 (収集車)	14台	10台	9台	33台
業界団体・東環保 (収集車)	3台	3台	3台	9台
業界団体・東廃協 (収集車)	3台	3台	3台	9台
業界団体・東リ協会 (収集車)	1台	1台	6台	8台
区部 (連絡車)	2台	2台	3台	7台
多摩地域・東廃協 (連絡車)	5台	2台	1台	8台
総人員	112人	92人	105人	309人
区部 (運転・収集)	48人	42人	48人	138人
多摩地域 (運転・収集)	45人	30人	24人	99人
業界団体・東環保 (運転)	3人	3人	3人	9人
業界団体・東廃協 (運転・収集)	6人	6人	6人	18人
業界団体・東リ協会 (運転・収集)	2人	2人	12人	16人
区部 (管理部隊)	7人	8人	10人	25人
東京都 (管理部隊)	1人	1人	2人	4人

(2) 成果

総車両台数114台、総人員309人による延べ15日間に及ぶ運搬作業により、「20大都市災害時相互応援に関する協定」に基づく大規模な支援を行うことができた。仙台市から要請のあった「一般家屋からの多量の家財道具、畳等のごみを、短期間で集中して収集したい。」との依頼に貢献できたと考える。

4 事業実施に当たっての課題等

(1) 課題

ア 早期の体制づくり

東京都は清掃事業を所管していないため、支援体制を構築するには事業を実施している区市町村や関係団体の協力を早期に得ることが必要となる。

イ 被災現場での作業計画

清掃作業は収集するごみ量を算定し、そのごみを効率よく収集場所から空け場まで運搬する作業計画が必要になる。今回は23区が担当した。

ウ 清掃車両の燃料供給体制

現地での清掃車両の燃料供給に当たり、仙台市側がスタンドを準備してくれたことが、円滑な作業に大いに役立った。

(2) 今後の展望

被災地復旧の第一歩はライフラインの復旧と災害廃棄物の早期撤去である。これは、都内が被災した場合も同様であり、区市町村や関係団体と連携し、

災害時を想定したマニュアルづくりが重要である。都はこの経験から平成24年度に「東京都震災がれき処理マニュアル」を策定した。

5 その他

(1) 都内区市町村や業界団体との協力と広域自治体としての役割

支援を検討していた平成23年3月中下旬は、都内では、計画停電の影響や燃料の確保が困難である中、ごみの取り残しが発生するなど、清掃作業に支障が出ている状況であったが、区市町村及び業界団体との大きな協力のもと、東京都レベルでのまとまった支援を行うことができた。また、現地での作業を検討する上で、新潟県中越地震や新潟県中越沖地震で支援を行った経験のある業界団体等からの情報提供が大きく役立った。

都は広域自治体として、区市町村や業界団体への声掛けや連絡調整、作業員の運搬・交代用バスや宿泊場所の手配などの調整機能を積極的に果たし貢献した。

(2) 被災地との調整

支援について調整を始めた当初は、先方が遠慮がちになる面があったが、生活復旧に向けたごみの処理は早急に行う必要があるため、相手と早い段階で接触を持つことが積極的な支援を行う上で重要であることを改めて認識した。

(3) 被災現場にて

ア ごみの分別

仙台市は一次仮置場での分別を徹底して行っていた。持ち込む住民への周知や仮置き場での作業員による分別指導により、生活ごみが、燃やすごみ・燃えないごみ・家電リサイクル品などにきちんと分別されて置かれた。これによって排出がスムーズに行うことができた。災害発生時には、必要な面積の仮置場を確保するとともに、市民からの生活ごみの受入れ時での徹底した分別指導体制を整えることの有効性を痛感した。

イ 収集運搬作業の現場にて

家屋から津波被害に遭った家財等を積み込むときは、できる限り住民の立会いのもと清掃車に積み込んだが、時折、それは残して欲しいという声が掛かった。思い出の品だったのかもしれない。

また、支援現場では、未だ大きな余震が続いている時期であり、収集現場は津波被害に遭った地域で

の作業が多かった。このため、全ての清掃車両に無線機を積み込み、安全確認を行いながらの作業であった。このような作業環境の中でも、都内区市町村及び業界団体から派遣され業務に従事した方々は毎日の作業を計画どおり実施した。現場の状況を見ると、一早く災害廃棄物を撤去したいという想いであったと思う。

都民ボランティアの派遣

生活文化局 都民生活部 地域活動推進課

1 事業実施の経緯・背景

(1) 背景・きっかけ

東日本大震災により被害の大きかった地域、被災者を支援するため、都は東京ボランティア・市民活動センターと連携し、都民ボランティアを被災地に派遣する「都民ボランティア事業」を実施することとした。

都民ボランティア事業は、被災直後、交通網や施設等が甚大な被害を受け、一般のボランティアによる活動が困難な時期に、被災地に負担をかけることのないよう、現地への交通手段、宿泊先、活動用物資等を確保した上で被災地に入り活動を行う「自立型ボランティア」を派遣するプログラムである。

(2) 経緯・取組

都民ボランティア事業の実施に当たり、都と東京ボランティア・市民活動センターとの間で「都民ボランティアの派遣による被災地支援に関する協定」を締結した。この協定では、都民ボランティア事業における都の役割を財政支援、被災地自治体との調整等とし、東京ボランティア・市民活動センターの役割を活動の企画・運営、ボランティアの募集・選任等として、各被災県や各市町村の災害ボランティアセンター等の協力を得て、平成23年4月5日から同年7月15日までの3か月半にわたり、本事業を実施した。

<都民ボランティア事業の経過>

平成23年

- 3月25日 被災地にボランティアを派遣することを決定
- 3月31日 都と東京都社会福祉協議会で「都民ボランティアの派遣による被災地支援に関する協定」を締結
- 4月5日 宮城県利府高校に拠点を開設
- 4月5日 都民ボランティア1期出発
- 4月6日 都民ボランティアが東松島市と石巻市で活動開始
- 4月7日 M7.4の余震が発生 拠点は停電、断水
- 4月10日 気仙沼市にて活動開始
- 4月11日 2期出発 M7.0の余震が発生 再度、拠点は断水

- 4月16日 気仙沼市災害ボランティアセンターにコーディネーターの派遣を開始
- 4月17日 3期出発 岩手県一関市に拠点を開設
- 4月20日 一関市立旧津谷川小学校にて炊き出し活動開始
- 4月23日 4期出発
- 4月24日 宮城県社会福祉協議会から依頼があり岩沼市にて活動
- 4月29日 利府町の拠点を閉鎖
- 4月29日 5期出発 宮城県黒川高校に拠点を開設 松島町に拠点を開設(松島大観荘)
- 4月30日 気仙沼市災害ボランティアセンターの依頼によりフェリーで大島に渡り活動開始
- 5月1日 岩手県陸前高田市にて活動開始、コーディネーターの派遣開始
- 5月3日 気仙沼市立小泉中学校にて炊き出し活動開始
- 5月5日 松島町の拠点を閉鎖
- 5月5日 6期出発
- 5月10日 黒川高校の生徒会と交流会を開催
- 5月11日 7期出発
- 5月15日 陸前高田第一中学校にて足湯ボランティアを開始
- 5月17日 黒川高校の拠点を閉鎖
- 5月17日 8期出発 大島に拠点を開設(宿泊：民宿椿荘花月)
- 5月23日 9期出発
- 5月29日 10期出発
- 6月4日 11期出発
- 6月5日 ひこばえの森交流センターにて森は海の恋人植樹祭開催 都民ボランティアもボランティアとして参加
- 6月10日 12期出発
- 6月16日 13期出発
- 6月20日 大島で避難されている島民の方と花火大会を開催
- 6月22日 14期出発
- 6月28日 一関市室根保健センターに隣接する特別養護老人ホーム「孝養ハイツ」の職員

と交流会を開催

- 6月28日 15期出発
- 7月4日 16期出発
- 7月10日 17期出発
- 7月15日 一関市の拠点を閉鎖
都民ボランティア17期の派遣を持って
ボランティア派遣終了

宮城県東松島市、石巻市、気仙沼市、岩手県一関市、陸前高田市

ウ 拠点

- (ア) 宮城県東松島市、石巻市等
利府高等学校、黒川高等学校、大観荘
- (イ) 宮城県気仙沼市、岩手県一関市、陸前高田市
ひこばえの森交流センター、室根保健センター、ふるさとセンター、椿壮花月

2 目的・内容

(1) 目的

東日本大震災の被災地への都民ボランティア派遣及び被災地でのボランティア活動を実施することにより、被災地の早期の復旧及び復興を支援する。

(2) 内容

都民ボランティアを一週間単位として被災地に派遣し、現地の高校や保健センター、旅館等を拠点として、各被災県・市町村の災害ボランティアセンターの協力の下、ボランティア活動を実施した。

ア 実施期間

平成23年4月5日から同年7月15日まで

イ 主な活動地域

エ 派遣の流れ

- ホームページに募集要項を掲載・参加者募集
- ↓
- 選定・参加者決定・通知
- ↓
- 事前ガイダンスの実施
- 参加者名簿等の作成、チーム分け
- ↓
- 出発(バスにより現地に移動)
- ↓
- ボランティア活動実施
- ↓
- 活動終了(バスにより都に移動)

3 実績

(1) 参加者数 1,207人(男性762人、女性445人)

全期参加者年代別内訳

	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	不明	計
女性	7	116	147	82	16	7	0	70	445
男性	15	201	187	138	62	65	2	92	762

(2) 延べ参加人数 1,535人

期	派遣期間	参加者数
1期	平成23年4月5日から同月11日まで	63
2期	平成23年4月11日から同月17日まで	62
3期	平成23年4月17日から同月23日まで	111
4期	平成23年4月23日から同月29日まで	102
5期	平成23年4月29日から同年5月5日まで	200
6期	平成23年5月5日から同月11日まで	127
7期	平成23年5月11日から同月17日まで	116
8期	平成23年5月17日から同月23日まで	83
9期	平成23年5月23日から同月29日まで	81
10期	平成23年5月29日から同年6月4日まで	81
11期	平成23年6月4日から同月10日まで	80
12期	平成23年6月10日から同月16日まで	65
13期	平成23年6月16日から同月22日まで	75
14期	平成23年6月22日から同月28日まで	71
15期	平成23年6月28日から同年7月4日まで	71
16期	平成23年7月4日から同月10日まで	74
17期	平成23年7月10日から同月15日まで	73
計		1,535

第2節 応急対策期

1 医療等支援

公衆衛生チームの派遣

福祉保健局 保健政策部

1 事業実施の経緯・背景

(1) 背景・きっかけ

震災後、宮城県内では、8つの保健所を6名の医師で運営している状況が続いており、大分県から平成23年4月末まで公衆衛生医師が派遣されていた。その後を受ける形で、厚生労働省健康局から宮城県への派遣要請があった。

(2) 経緯・取組

都派遣の公衆衛生チームは、被害の甚大さにより行政機能が相対的に低下した状況において、現地避難所等への直接的支援にとどまらず、「被災地における公衆衛生システムの再構築」を使命に掲げ、長期間、医師をはじめとして、保健師、薬剤師等による多職種チームによる支援を行うこととして取り組んだ。

支援に際しての基本的スタンスとしては、「寄り添ってともに考える、支援的立場の貫徹」が特徴であったといえる。

2 目的・内容

(1) 目的

被災地における公衆衛生システムの再構築

(2) 内容

市町村の地域保健対策に関する情報分析、中期的計画策定の支援、関係機関の意見交換の支援。

3 実績・成果

(1) 実績

宮城県石巻保健所への派遣

派遣期間：平成23年5月7日から平成24年3月30日まで
(平成23年10月1日から同年11月26日までを除く。)

派遣実績：24チーム、59名

支援のフェーズは大きく三つに整理でき、それぞれのフェーズにおける課題の解決に向けて取り組んだ。

ア フェーズ1 (平成23年5月から同年6月まで)

派遣実績：平成23年5月7日から同年7月2日まで：8チーム(医師 計16名)

チーム編成：医師2名(1週間交替)

主要課題：被災情報の分析・保健復興計画の策定支援

活動拠点：石巻市役所健康推進課

支援地域：旧石巻市中心

支援内容：石巻市の災害業務、地域保健システムの再構築への企画調整支援

- ・感染症避難所サーベイランス支援
- ・食品衛生、悪臭、害虫対策
- ・業務継続計画策定への助言 等

イ フェーズ2 (平成23年7月から同年9月まで)

派遣実績：平成23年7月2日から同月29日まで：

4チーム(医師5名、歯科医師1名、薬剤師1名、歯科衛生士1名 計8名)

平成23年7月31日から同年9月30日まで：8チーム(医師10名、保健師

8名、薬剤師8名、獣医師1名、衛生監視員2名、栄養士2名 計31名)

チーム編成：医師、保健師、薬剤師、他の公衆衛生職種(1週間交替)

主要課題：総合的な情報分析及び再構築した支援業務の進行管理

活動拠点：石巻保健所

支援地域：保健所管内3市町

支援内容：保健所管内の災害時業務及び地域保健システム再構築への企画支援

- ・感染症、食中毒対策支援
- ・仮設住宅の被災者生活支援(こころのケア)
- ・薬事監視業務への支援
- ・管内市町への保健活動支援 等

ウ フェーズ3 (平成23年10月から平成24年3月まで)

派遣実績：平成23年11月27日から平成24年3月30日まで：4チーム(医師 計4名)

チーム編成：医師1名(平成23年12月から平成24年1月まで 4週間交替制)

主要課題：保健所の総合的な企画・調整機能強化支援・個別具体的実務支援

活動拠点：石巻保健所

支援地域：保健所管内3市町

支援内容

- ・地域の医療と福祉の連携に係る今後の方針と体制づくりの支援
- ・震災に係る活動記録取りまとめの支援
- ・被災者の感染症対策の支援 等



避難所での公衆衛生医師による健康相談



避難所での公衆衛生医師による巡回健康調査(保健活動支援)

(2) 成果

管内の災害時業務、地域保健システムの再構築への企画調整支援、管内市町への保健活動支援等の保健所支援活動を通じて、①被災地支援体制・活動の見直し、②災害時対応に向けた保健所体制・活動の見直し、③「地域防災計画」「保健所マニュアル」の見直しにつなげることができた。

また、今回の取り組みから

- ① 急性期を過ぎるにつれ、医療だけでなく保健や福祉のニーズが高まり、保健・医療・福祉の総合的な支援が必要となること
- ② 本部機能(情報連絡、コーディネート)の体制整備が必要であること

③ 区市町村、関係団体との平常時からの関係構築が重要であること

④ 実働と企画調整の双方を継続的に支援できる多職種による派遣チームを準備しておくことが必要であることが改めて認識でき、今後の災害時対策の充実に向けての貴重な教訓となった。

4 事業実施に当たった課題等

宮城県では、平常時から保健所長の欠員が存在し、石巻保健所長も他保健所を兼務している状況があった。この状況において、平成23年9月の時点で、下記の課題等が明らかになり、東京都としては、保健所に公衆衛生医師が経常的に在籍していることが重要という結論に至った。

短期的派遣による支援では、長期的課題の把握や提言は困難であり、継続的な会議出席等も困難である。

また、現地自治体の職員から長期的視点からの支援を期待されない。一方、中期的派遣を行うことは、災害復興における公衆衛生上の課題及びその対策についての情報、ノウハウの獲得等において、東京都としてメリットがあることから、支援業務の経常化に伴い、一か月単位での派遣を23年度末まで継続することとした。

(1) 地域包括ケアシステムの構築

多くの医療機関・介護施設が被災した中で、保健所が介入し、主導で構築していかなければならないため、管内医療機関・市町へのヒアリング、会議体の設置など、保健所の広域的専門的支援が重要となる。

(2) 職員の派遣期間

1週間毎の派遣では、受け入れる石巻保健所の業務量も増大する。毎週のオリエンテーション、計画表の作成、資料のコピー等それなりの負担となっており、派遣職員自身も短期間では、業務内容についての関わり方が難しいと感じている。

(3) 業務の進め方の相違

石巻保健所では、事務的な部分や新規事業に対する進め方など、都保健所と違う部分が多く、こちらからのアドバイスに対して現地の保健所職員側が戸惑うことがある。

- ・事例：感染症関連(感染症情報の発行)

感染症予防対策の一環として感染症情報誌の

発行が課題であった。この支援として、東京都の医師が「石巻保健所感染症情報」のフォーマットを作成し、以後は、毎週の発生分を入力し、トピック文章を追加すれば毎週発行できる状況にしたが、「誰が入力し、文章を作成するのか」が解決できず、毎週ではなく月1回発行となった。

5 その他

担当者のコメント

災害時の保健所への支援活動は初めての経験であった。

現在の保健所は、全国的に見ると福祉事務所等との合併などが進んでおり、公衆衛生活動だけを担っているとは限らない。保健所における活動も業務体制や市町村との連携状況等地域による違いが大きい。都保健所が考える地域保健システムとは異なる体制の中で、災害後の体制整備を支援していくため

には、交替職員による支援では限界がある。どんなに引継ぎをしても、その地域の特性を理解し、共に考えていけるようになるには、支援者も支援を受ける側にも一定の時間が必要である。公衆衛生チームとそれに続く、同じ保健師による半年間の地方自治法派遣、その後の医師の2年間の地方自治法派遣では、現地の職員に寄り添い、共に働く中で、市町精神保健体制整備等への支援や保健所活動の充実に向けた支援等、災害後の体制整備への直接的な支援を行った。また、平常時の保健所の体制や市町村との連携の重要性等多くを学ぶことができた。

悩みに悩んだ公衆衛生チームとしての短期中期派遣とその後の長期派遣から、現地が求めているもの、真に必要な支援は、言葉にならない中に見え隠れしていることを痛感した。そのようなことが汲み取れる支援のあり方を考えていく必要があるのではないかと強く感じている。

動物保護班の派遣

福祉保健局 健康安全部 環境保健衛生課

1 事業実施の経緯・背景

環境省及び福島県からの要請を受け、福島第一原子力発電所から半径20km圏内に設定された警戒区域内における犬猫の保護活動について、全国の自治体に先立ち、平成23年5月21日から同月24日まで動物愛護相談センターの職員2班6名（獣医師2名、技能員4名）を派遣した。

2 目的・内容

(1) 目的

犬猫を置いて避難した飼い主の一時帰宅に合わせ、警戒区域に立ち入り犬猫を収容する。

また、放れた犬の野犬化を防止するため、捕獲器等を用いた捕獲収容も併せて実施する。

(2) 内容

現地では保護した動物を収容・搬送するための専用車や捕獲器材等も不足していたことから、都の庁有車に捕獲器材や動物用医療器具等を積み、車両込みでの派遣となった。警戒区域内に都職員が立ち入るのは東京消防庁等災害対応職員以外では震災後初めてであり、現地の状況が不透明な中、環境省及び

福島県との調整を経て派遣に至った。警戒区域内では防護服を装着するため、長時間飲食ができずトイレにも行けず、特に暑さの中での作業は困難を極めた。さらに、線量計を身につけ、常に放射線量に神経を尖らせながら犬猫の保護活動を行った。

その後も平成23年7月8日から同月18日まで交替で2班8名（獣医師4名、技能員4名）、平成24年3月7日から同月13日まで交替で2班6名（獣医師2名、技能員4名）を警戒区域内での犬猫の保護活動に派遣した。

また、環境省及び福島県からの要請を受けて、福島県が保護収容している犬猫の受入協力を行うため平成24年1月に1班3名（獣医師1名、技能員2名）、同年5月に1班3名（獣医師1名、技能員2名）を福島県に派遣し、平成23年10月に日野市に開設した東日本大震災東京都動物救援センターに被災犬を搬送した（平成24年1月に犬4頭、5月に犬4頭）。なお、24年3月に警戒区域内に派遣した班は併せて犬1頭の搬送も実施している。



保護した猫のスクリーニング検査の様子



捕獲器設置作業の様子

3 実績・成果

(1) 実績及び成果(下表のとおり)

派遣班	派遣期間	支援内容
第1班	平成23年 5月21日から同月24日まで	住民一時帰宅に伴う警戒区域内での動物救援活動 保護:犬5頭、猫15匹(うち7匹捕獲)
第2班	平成23年 7月8日から同月13日まで	住民一時帰宅に伴う警戒区域内での動物救援活動 保護:犬7頭(うち1頭捕獲)、猫4匹
第3班	平成23年 7月13日から同月18日まで	住民一時帰宅に伴う警戒区域内での動物救援活動 保護:犬10頭(うち1頭捕獲)、猫10匹
第4班	平成24年 1月16日から同月17日まで	福島県収容動物の受入れ搬送(犬4頭)
第5班	平成24年 3月7日から同月11日まで	警戒区域内での動物救援活動
第6班	平成24年 3月11日から同月13日まで	警戒区域内での動物救援活動 保護:猫2匹(捕獲) 福島県収容動物の受入れ搬送(犬1頭)
第7班	平成24年 5月23日から同月24日まで	福島県収容動物の受入れ搬送(犬4頭)

その他、福島県被災動物保護施設における飼養管理支援も行った。

4 事業実施に当たっての課題等

当初、放れている犬の捕獲収容を行う計画が、一時帰宅する飼い主が係留した犬等の保護が中心の業務に変更となった。このような計画変更に対しても、現地の置かれている状況を考慮し柔軟に対応する必要があった。

また、実際には放射線量は低いものであったが、定められたルールに沿って行動しなければならず、その場の状況で臨機応変に対応しなければならない犬の捕獲等の作業は、時間的制約により困難な場合があった。

5 その他

担当者のコメント

震災後、早い段階で福島県が動物収容に関する支援要請を発信していたが、環境省は支援体制を速やかに示せなかった。福島県の窮状を鑑み環境保健衛生課では、機動力を持つ動物愛護相談センターと協議を行い、東京都として可能な支援体制を構築して環境省に示し、国からの支援依頼を求めた。これを受けた環境省は全国に支援依頼を通知し、ようやく支援が実現することとなった。

前例のない問題への対応に際して、現場の士気と本庁の調整力により迅速な対応ができる良い例になったと考えている。

手話通訳者の派遣(聴覚障害者への支援)

福祉保健局 障害者施策推進部 自立生活支援課

1 事業実施の経緯・背景

(1) 背景・きっかけ

発災後、国(厚生労働省)は、聴覚障害当事者団体及び支援者団体等からなる「東日本大震災聴覚障害者救援中央本部」等と連携し、手話通訳者等の公的派遣に係る支援体制を構築した。

平成23年3月30日付事務連絡で、厚生労働省から都道府県へ手話通訳者等の派遣に対する協力依頼があり、自治体、視聴覚障害者情報提供施設、社会福祉協議会の職員を登録するよう通知された。

(2) 経緯・取組

国からの通知を受け、都では区市町村及び関係団体に呼びかけたところ、東京手話通訳等派遣センター(以下「派遣センター」という。)より登録票の提出があった。今回の派遣対象が「自治体、視聴覚障害者情報提供施設、社会福祉協議会の職員」であったことから、派遣センターの登録票は国で一旦無効扱いとなったが、平成23年4月下旬、改めて国から都に派遣センターの手話通訳者の派遣について打診

があり、都として手話通訳者を派遣する方向で調整を進めることとなった。

2 目的・内容

(1) 目的

被災地に居住する聴覚障害者支援

(2) 内容

避難所等における手話通訳の実施

3 実績・成果

(1) 実績

平成23年6月2日から同月7日まで 福島県相馬市へ派遣センターの手話通訳者2名を派遣

(2) 成果

市内に居住する聴覚障害者宅の訪問調査(7件10名)、地域の聴覚障害者協会が主催する情報交換会及び相馬市主催「放射能に関する説明会」において手話通訳を行った。

介護保険事務支援職員の派遣

福祉保健局 高齢社会対策部

1 事業実施の経緯・背景

平成23年5月下旬に、被災地の介護保険所管部署も他部署同様、職員が各種業務に追われているとの情報を得たため、高齢社会対策部として支援策を検討していた。

被災県に対する全庁的な職員派遣(短期派遣)において、高齢社会対策部職員が派遣される際には、介護保険部署への派遣を希望し、宮城県派遣第16班(平成23年6月6日から同月14日まで)から、現地の要請に基づき石巻市介護保険課へ派遣されることとなった。

同市同課への全庁的な職員派遣は平成23年7月末で終了したが、高齢社会対策部としては、石巻市の介護保険事務について支援することとし、職員の短期派遣を継続した。

2 内容

石巻市介護保険課における各種申請書の窓口受付及び証明書の発行・交付事務の支援

(1) 「介護保険被保険者証再交付申請書」受付及び

再発行事務

(2) 「介護保険利用者負担額免除申請書」受付及び証明書発行・交付事務

(3) 「介護保険施設等における食費・居住費免除申請書」受付及び証明書発行・交付事務 など

3 実績

平成23年8月2日から同年9月13日までの期間、高齢社会対策部及び所管事業所(東村山老人ホーム、板橋ナーシングホーム、東村山ナーシングホーム)の職員計6人を派遣した。

4 その他

介護保険制度に関して知識のある職員を派遣したが、介護保険の被保険者は、市(区)町村であり、現地の窓口業務は、都職員の通常業務とは異なる。派遣された職員が業務マニュアルを作成して、次の職員に引継ぎを行うことにより対応した。

2 緊急復旧支援

下水道事業技術者の派遣

下水道局 総務部 総務課

1 事業実施の経緯・背景

被災地からの支援要請に基づき、下水道施設復旧業務のため職員を派遣する。

2 目的

地震により損傷した下水道施設の復旧を図る。

<宮城県仙塩浄化センターの被災等状況>



水処理施設の状況



送風機棟地下1階浸水状況



送風機棟1階送風機設備被災状況



災害査定業務の状況

<仙台市の下水道管の被災等状況>



震災直後には異常が見られなかったが、付近の汚水量が増加し被災が判明した路線



路面状況(液状化による異常は見られない)



人孔B 汚水の滞水状況



人孔A 汚水の流水状況



下水道工事現場での災害査定業務



災害査定業務

3 実績

(1) 宮城県

- ア 平成23年5月16日から同年12月31日まで
土木職 2人を派遣(災害査定業務の支援)
 - イ 平成23年7月1日から平成24年3月31日まで
機械職 1人、電気職 1人を派遣(下水処理場の
工事設計・施工管理業務の支援)
 - ウ 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで
機械職 1人、電気職 1人を派遣(下水処理場の
工事設計・施工管理業務の支援)
- 宮城県職員が作成する査定設計のまとめや復旧
工事の起工等の調整を行った。
下水処理場の工事設計・施工管理業務の支援を
行った。

(2) 仙台市

- ア 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

土木職 1人を派遣(下水道管の設計・積算業
務等)

- イ 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
土木職 1人を派遣(下水道管の設計・積算業
務等)

下水道管の設計・積算業務等を行った。

4 その他

担当者のコメント

必要な記録が残っておらず、工事のために調達し
た資材の行方が分からなくなる事態等が発生してお
り、発災直後は相当混乱していたものと思われた。

東京都では、設計部署と工事部署が分かれている
ため、個人の業務内容がコンパクトになっている。
一方、仙台市では設計から工事完了までの一連の業
務を個人で行っているため、業務の幅の広さに戸惑
いを覚えた。

また、作図ソフトや積算のために使うシステムの
使い勝手が大きく違ったため、慣れるまでに時間を
要した。

積算価格と実勢価格に乖離が生じており、着工し
た工事において、受注者から施工工程での変更を求
められることが多々あった。

また、作業員や資材が不足しており、工事が思う
ように進捗しないなど、工程管理に苦勞した。

港湾・漁港施設復興協力職員の派遣

港湾局 総務部 総務課

1 事業実施の経緯・背景

(1) 背景・きっかけ

平成23年3月下旬に全国知事会を通じて、東日本大震災の被災自治体(岩手県、宮城県及び福島県)から人的支援要請の依頼があったことによる。

当該被災自治体は、東日本大震災により甚大な被害を受けており、東京都も一地方自治体として支援すべきと判断した。

また、復興支援を通じて、東日本大震災から教訓を見出し、技能を蓄積することで、将来的な首都圏の被災に備えることも東京都としての責務であると考え、発災直後から今日まで、被災自治体に対して、継続的な人的支援を行っている。

(2) 経緯・取組

ア 平成23年度

平成23年3月下旬の被災自治体からの協力要請を受け、港湾・漁港の復興協力職員派遣の準備を進めていった。

その後、最初に受入調整が完了した福島県に対して、港湾・漁港の復興協力職員派遣の第1陣として、平成23年5月9日付けで、職員1名の派遣を行った。

このときの支援業務内容は「被災した漁港の防波堤、護岸施設について、現地で調査・測量を行い、被害状況を把握し、復旧に係る金額・時間の算定(災害査定)業務の支援を行う」というもので、震災から2か月が経過してもなお、被災地が、被害状況の把握すらままならない苦境に立たされていることを痛感させられるものであった。

その後、同年6月には、岩手県、宮城県とも派遣受入の調整が完了し、それぞれ各2名の職員派遣が開始された。

さらに同年8月には、福島県への派遣職員も当初の1名から2名に増員され、被災3県に対して、計6名の職員が派遣されるようになった。こうして、平成23年度においては、岩手県の沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター、沿岸広域振興局宮古地域振興センターに各1名、宮城県の仙台塩釜港湾事務所、東部地方振興事務所水産漁港部に各1名、福島県の

相馬港湾建設事務所に2名の体制で、復興協力職員派遣を行った。支援内容についても、当初は被害状況の把握が中心にならざるを得なかったが、徐々に、復旧工事の積算・設計及び工事監督業務へと移っていった。平成23年度は延べ16名の港湾局職員が港湾・漁港の復興協力に従事した。

イ 平成24年度

平成24年度も各県2名体制での復興協力職員派遣が継続された。協力先の内訳について、岩泉1名、宮古1名、塩釜1名、相馬2名は、平成23年度からの継続となったが、宮城県東部地方振興事務所水産漁港部への派遣は0名となり、代わりに宮城県庁本庁への派遣が開始された。宮城県庁での業務内容は、県内の全漁港についての総括的な復興業務、国との調整業務に関するものであり、少しずつではあるものの、確実に業務の力点が復興へと移りつつあることが感じられた。平成24年度は延べ21名の港湾局職員が港湾・漁港の復興協力に従事した。

ウ 平成25年度

平成25年度も宮城県及び福島県からは引き続き、復興協力への人的支援が要請されており、各県2名ずつ、計4名の派遣体制を継続している。派遣先の内訳は平成24年度と同様、塩釜1名、宮城県庁1名、相馬2名となっている。平成25年度は延べ18名の港湾局職員が港湾・漁港の復興協力に従事した。なお、平成26年9月現在も、岩手県に1名、宮城県に2名、福島県に3名の職員を派遣している。

2 目的・内容

(1) 目的

港湾・漁港の復旧に関する人的支援を通じて、被災自治体の復興の推進を支援すること及び復興支援を通じて、東日本大震災から教訓を見出し、技能を蓄積することで、将来的な首都圏の被災に備えること

(2) 内容

平成23年5月9日付けの福島県への職員派遣を端緒として、今まで継続的に人的支援による復興協力を行ってきた。

被災直後の被害状況の把握が中心とならざるを得なかった時期を経て、徐々に、復旧工事の積算・設計及び工事監督といった、具体的な復旧プロセスが進展し、これまでの取組の成果が確実に形になりつつある段階である。

<平成24年7月の福島県派遣者からのレポート写真>



損失板岸壁の倒壊



写真手前が復旧前で、50cm 沈下し、50cm 海側へ傾いている
写真奥側はコンクリートを 1m 打設して完了

<平成25年4月の福島県派遣者からのレポート写真>

旧当番館の進捗状況

【1-1、1-2ベース 41号工事（工事監督）】



1号埠頭

被災直後



【被災直後】

現在(2025.8.21)
(竣工済み)



【現在】

5月竣工済み

【1-4、1-5ベース 28号工事（工事監督）】

【1-4、1-5ベース 28号工事（工事監督）】



1号埠頭

被災直後



【被災直後】

現在(2025.8.21)



【現在】

8月竣工

【1-6ベース 42号工事（工事監督）】



<平成25年4月の宮城県庁派遣者からのレポート写真>

【被災・復旧状況】現地視察など



気仙沼市(2013.4.25)



女川漁港周辺(2013.6.20)



東松島市大塚東名(2013.4.18)



石巻漁港復旧工事状況(2013.4.18)

3 実績・成果

(1) 実績

港湾・漁港の復旧に係る人的支援：延べ55名※
※平成26年3月末時点での、港湾・漁港の復興支援に係る港湾局技術職員の派遣者数

(2) 成果

福島県においては、相馬港の岸壁復旧の推進に寄与した。平成25年度末までに、全13バースのうち、12バースが復旧した。

宮城県においては、水産庁との手続き等、県内の全142漁港の復旧に関する総括的な業務のほか、仙台塩釜港の復旧の実務に従事し、県内の港湾・漁港の復興の推進に寄与した。

4 事業実施に当たっての課題等

(1) 課題

被災から3年以上が経過し、被災した港湾・漁港はある程度の機能を取り戻しつつある。しかし、復旧工事全体としての進捗率は低水準に留まっており、復興までの道程は依然として険しいものとなっている。

(2) 今後の展望

復興に向けてのこれまでの取組が確実に形になりつつある一方で、復興までの道程は依然として険しいものがあり、今後も当面は被災自治体からの支援要請が続くことが見込まれる。繰り返しになるが、それらの要請に応えつつ、教訓を引き出し、将来的な首都圏の被災に備えることが東京都としての責務であると考えられる。

5 その他

被災地派遣の経験の共有を図るため、港湾局では被災地派遣経験者を講師として、局研修「東北派遣者報告会」を実施している。

派遣前は、多くの派遣者が少なからず不安を抱えていたものの、派遣終了後には、派遣先での経験について大きな充実感を感じている点が印象的だった。

道路・河川等の災害復旧支援

建設局 総務部 技術管理課

1 事業実施の経緯・背景

(1) 背景・きっかけ

都は東日本大震災発災直後から、職員を短期で派遣していたが、被災自治体の行政機能の回復とともに、人的支援のニーズが地域を支えるインフラの本格復旧対策へと移行してきたことから、全国知事会を通じた中長期での職員派遣の要請を受け、職員派遣を決定した。

(2) 経緯・取組

被災自治体の要請に応じて、都職員の中長期派遣を安定的に継続する手法を検討した結果、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の規定に基づく派遣を行うこととした。

2 目的・内容

(1) 目的

現地において、被害を受けた道路や河川等の復旧に必要な技術職員が不足していることから、職員を派遣し、一日も早い災害復旧・復興を実現する。

(2) 内容

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号。以下「国庫負担法」という。)に基づく各申請書の作成
- イ 災害査定準備に伴う積算・設計業務
- ウ 国土交通省との調整
- エ 災害査定の立ち会い
- オ 実施設計書及び入札書類の作成
- カ 工事の施工監理

3 実績・成果

(1) 実績

- ア 岩手県 延べ20名の職員を派遣
- イ 宮城県 延べ29名の職員を派遣
- ウ 福島県 延べ16名の職員を派遣

<具体的経過>

- 平成23年6月1日 岩手県及び宮城県へ職員を派遣(岩手県4名、宮城県5名)

平成23年9月1日 宮城県への派遣職員を増員(8名)

平成23年9月1日 福島県へ職員を派遣(3名)

平成24年4月1日 派遣者数を見直し(岩手県3名、宮城県4名、福島県2名)

平成25年4月1日 派遣者数を見直し(岩手県3名、宮城県2名、福島県2名)

(2) 成果

国庫負担法に基づく各申請書の作成、災害査定準備に伴う積算・設計業務、国土交通省との調整、災害査定の立ち会い、実施設計書及び入札書類の作成、工事の施工監理等の業務に携わり、復旧・復興事業を推進した。

4 事業実施に当たっての課題等

- ・ 年度途中からの派遣となった場合、事務分担等を見直す必要があり、派遣元となる部署、事務所との調整(派遣期間等)が課題となった。
- ・ 積算システムや積算基準、事務手続きの手順等、都と県で異なっており、修得に時間がかかる。

5 その他

担当者のコメント

- ・ 県のプロパーの職員や他の派遣職員との業務分担や調整等に苦労した。
- ・ 災害査定の業務量が膨大で、健康管理に苦慮した。
- ・ 事務用品等が現地で不足して、業務に支障があった。
- ・ 震災直後の派遣については、宿泊場所の確保が困難で、通勤時間がかかった。
- ・ 各被災地において人員が増強された結果、執務室が手狭となっている。
- ・ 資材や人件費等の物価上昇により、工事の入札で不調が多く発生しており、再起工の事務で時間をとられている。
- ・ 同時進行する事業が多数あるため、設計時点の条件に未確定事項が多く、工事の際に設計変更業務が多く発生している。

公共建築物の災害復旧支援①

教育庁 都立学校教育部 営繕課

1 事業実施の経緯・背景

東日本大震災により被災県では学校施設等の多くの公共建築物が被災し、住民の生活再建や教育活動再開に向けて早急な復旧が必要となった。このため、宮城県からの要請に応じ、公共建築物の復旧支援のため建築職の職員の派遣を行った。

2 内容

平成23年6月1日から平成24年3月31日まで宮城県に延べ2名の職員を派遣し、次の内容を実施した。

- (1) 県立学校施工工事
 - (ア) 現地調査
 - (イ) 発注設計図書業務支援
 - (ウ) 工事発注業務支援
 - (エ) 工事監理業務補助

(オ) 完成検査立ち会い

(カ) 目的物引渡し

(2) 市町村立公立文教施設災害復旧関連業務支援

- (ア) 市町村施設現地調査
- (イ) 文部科学省ヒアリング
- (ウ) 市町村の事業計画書作成指導
- (エ) 現地調査立ち会い
- (オ) 内部審査

3 実績・成果

国の災害復旧補助事業等の申請手続きや施設補修等の円滑な実施に貢献した。

4 事業実施に当たっての課題等

派遣する職員の身分や服務等の取扱い

公共建築物の災害復旧支援②

都市整備局 市街地建築部 建築企画課

1 事業実施の経緯・背景

東北地方太平洋沖地震発生により、学校施設等被災した公共建築物が多く、住民需要から考えると、早急に復旧する必要がある。

被災県だけでは人員の目途が立たなかったため、設計や補助金算定等を行う職員の派遣が必要となった。

2 目的・内容

- (1) 目的

東北地方太平洋沖地震で被災した宮城県施設の早期復興を目的とする。

- (2) 内容
 - ア 派遣先 宮城県土木部

イ 期間及び人数 平成23年9月1日から同年12月31日まで 1名

ウ 調査地域 石巻市や栗原市から東松島市・大崎市・仙台市内と広範囲にわたる。

エ 調査施設 高等学校・支援学校・県税事務所・ラッセル車庫・排水ポンプ場など計6件

オ 内 容 被災した県施設修復の①調査→②設計→③補助金の災害査定→④現場監督

カ 実際行った業務 ②設計→③補助金の災害査定

3 実績・成果

担当者が関わった案件で工事着手まで携われたのは、6件中1件

4 事業実施に当たっての課題等

(1) 課題

土木部全体で全ての工事案件を同じスケジュールでこなそうとした結果、複数案件を同じ時期に入札に掛けたため時間がかかった割に不調に終わった案件が多かった。

(2) 今後の展望

緊急度に優先順位を付けて設計に取り組むことと、国が補助金の災害査定を行うにせよ簡素化して県に一任する体制が整わないと、被災住民の早期復旧の要望に応えることは難しい。

5 その他

担当者のコメント

東京都と宮城県の業務内容や組織風土の違いや各都道府県の職員間の仕事に対する認識の違いで、円滑な業務執行に当たり困難な部分があった。

水道事業技術者の派遣

水道局 職員部 人事課

1 事業実施の経緯

被災地からの支援要請に基づき、水道施設災害復旧事業のため職員を派遣する。

災市町村の水道事業体が災害復旧事業に係る補助金の申請を行う上での厚生労働省との調整や書類の審査を行った。

2 内容

(1) 派遣先

岩手県 環境生活部 県民くらしの安全課

(2) 主な業務内容

東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧費国庫補助関連

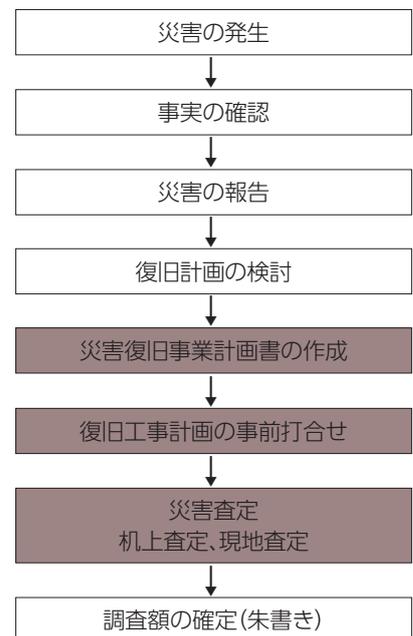
具体的には、岩手県自体は水道事業を行っておらず、各市町村が水道事業を行っていることから、被

○ 各年度における派遣職員の業務

平成23年度、24年度では右の災害査定フロー図のとおり、被災した水道施設の被害額を確定させるために14市町村で災害査定が実施された。

派遣職員は災害査定に必要な査定設計書、災害復旧事業計画書の審査や国庫補助に関連する事務処理を行い、国や被災市町村と調整を行った。

主な業務(平成23、24年度)	
<ul style="list-style-type: none"> ・災害査定設計書の審査業務 ・災害復旧事業計画書の審査 ・国庫補助事業事務処理 	
実績	
平成23年度 <原形復旧及び応急仮工事> ・岩手県災害査定(第1～8次) 平成23年9月から平成24年3月まで	平成24年度 <原形復旧及び応急仮工事> ・岩手県災害査定(第1～3次) 平成24年7月から同年9月まで <災害復旧費の特例に基づく協議設計による災害査定> ・特例査定(第1～3次) 平成24年7月から同年9月まで



■災害査定フロー

○ 災害復旧費の特例に基づく協議設計について

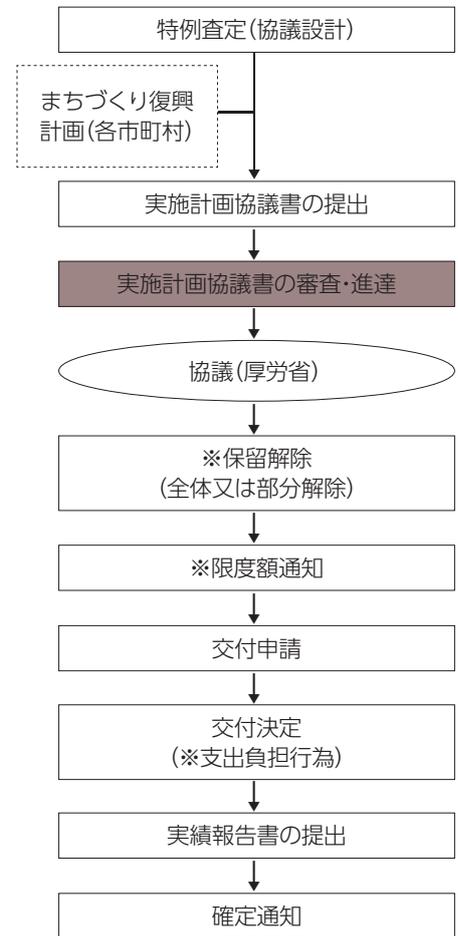
東日本大震災により被災した沿岸部の水道施設等に係る災害復旧事業であって、被災自治体の復興計画が策定中で復旧方法を確定することができず、災害査定の実施が困難な場合に協議設計の特例が設けられた。

※協議設計の特例とは

被災した水道施設を仮に原形復旧するものとして災害査定を受けるが、復旧方法が確定するまでは事業は保留され、復旧方法は申請者(被災市町村)と厚生労働省が協議して決定するもの

平成25年度以降は、平成24年度で実施した「災害復旧費の特例に基づく協議設計による災害査定」を基に、保留されていた水道施設の災害復旧事業をまちづくり復興計画に併せて行っている。

主な業務(平成25年度以降)	
○実施計画協議書の審査 自治体が策定するまちづくり復興計画を勘案し、保留されていた水道施設の災害復旧事業を解除するために、実施計画協議書を水道事業者(市町村)が作成し、県に提出する。県では実施計画協議書の審査を行い、内容が整ったら厚労省水道課へ進達する。 実施計画協議書の審査項目は次のとおり	
<ul style="list-style-type: none"> ・実施計画協議書の内容が補助対象として適正であるか等の確認 ・申請様式の確認 ・設計書、図面の審査 ・設計根拠資料の確認 	
○補助事業事務処理 限度額通知から確定通知までの事務処理を行い、必要の都度、水道事業者(市町村)や厚労省と調整を行う。	
○東日本大震災被災市町村における水道施設整備計画に係る技術的指導 水道事業者(市町村)が作成する実施計画協議書に関して、水道施設の整備方針について技術的指導を行う。	
実績(実施計画協議件数)	
平成24年度 2件 (2市町2水道事業)	平成25年度 19件 (6市町村7水道事業)



■災害復旧事業(特例)のフロー概要

3 派遣実績

年度	派遣期間	人数	職種	業務内容
23	平成23年8月から同年10月まで	1名	土木	・災害査定設計書の審査 ・災害復旧事業計画書の審査 ・国庫補助事業事務処理 ・23年度災害査定(第1次～8次)
	平成23年8月から同年12月まで	3名		
	平成23年12月から平成24年3月まで	3名		
	平成23年10月から同年12月まで	1名	電気	
	平成24年1月から同年3月まで	1名		
24	平成24年4月から平成25年3月まで	2名	土木	
		1名	電気	
25	平成25年4月から平成26年3月まで	1名	土木	
		1名	電気	

4 派遣に当たっての課題等

- 派遣に当たりまず、県のシステムやルールに慣れる必要があった。
また、県の職員、他県の応援職員と一緒に業務を行うことから、仕事の進め方について戸惑うことが多かった。
- 派遣元の水道局でも国庫補助金事務に携わった経験が無かったため、国庫補助の仕組み、一連の業務を理解することにとっても苦労した。
- 水道施設災害復旧事業はまず国や県、市町のまちづくり復興計画ありきで、水道は「いつまでに・どこまで」という計画が前もってできないことから、非常に難しい環境下に置かれている。このた

<陸前高田市水道事業>



竹駒第1水源地(概観)



竹駒第1水源地(ポンプ設備)

め、他の復興関連事業を遅らせないためにも、実施計画協議書から保留解除までの期間をなるべく短くすることが必要と考え、実施計画協議書の内容を充実し、誰が見ても分かりやすい協議書の作成に努めた。

- 業務を進めるに当たっては、突然思いがけない相談を水道事業者から受けることも多く、対応に苦慮することもあった。災害復旧事業(特例)は通常の災害復旧とは違い、同じ場所に原形復旧が不可能なため、別の場所に形状等を置き換えて復旧することができるが、施設の増強等は認められていないため、その制度を理解していただくまでに時間や労力を要した。



竹駒第1水源地(井戸内部清掃中)



竹駒第1水源地(電気計装設備)



竹駒第1水源地(応急復旧)



竹駒第2水源地(概観)



仮設配管(L=126.0m)



長部水源地(概観)



災害査定(机上査定)



市役所中央監視室



災害査定(現地査定)

被災自治体の行政事務支援職員の派遣

総務局 復興支援対策部 被災地支援課

1 事業実施の経緯・背景

(1) 背景・きっかけ

都は、東日本大震災発災直後から、被災地のニーズを確認しながら職員を短期で派遣し、医療救護、ライフラインの応急復旧、避難所の運営支援など応急対策支援に機を逸することなく取り組んできた。

その後、被災自治体の行政機能回復とともに、人的支援のニーズは、地域を支えるインフラの本格復旧、被災者の生活再建策の企画と実施など、復興を見据えた本格復旧対策へと移行してきたが、被災地のマンパワー不足は依然として深刻な状況にあり、被災自治体、全国知事会等からはこれまでの1、2週間単位の短期派遣から中長期での職員派遣が求められるようになった。

※本項では、事務職の職員(一部他職種を含む。)が行政事務支援に従事した内容について記載する。

(2) 経緯・取組

ア 岩手県

復興施策を着実に展開していくため新たに設置された復興局に対し、平成23年7月11日から事務職員の中長期派遣を開始した。その後、ニーズに沿った形で派遣先部局の拡大、変更を行っている。

イ 宮城県

平成23年6月1日から技術職員を派遣していたが、被災した中小企業に対する国庫補助事業等に係る計画審査、補助金交付業務等(いわゆる「グループ補助金業務」)の業務増に伴い、経済商工観光部新産業振興課に対し、平成24年10月1日から事務職員の中長期派遣を開始した。その後、ニーズに沿った形で派遣先部局の拡大を行っている。

ウ 福島県

東京電力福島第一原子力発電所の事故により

復旧が遅れていたが、行政機能回復とともに派遣要請がなされ、災害対策本部等に対し、平成23年8月1日から事務職員の中長期派遣を開始した。その後、ニーズに沿った形で派遣先部局の拡大、変更等を行っている。

エ 仙台市

都は発災以降、応急的な支援先として宮城県南三陸町、石巻市等を支援したが、支援の対象が市町村業務となっていたことから、これらの支援先に関する長期支援は、都内の区市町村に引継ぎ、都は政令指定都市である仙台市の支援に注力することとした。震災復興本部や健康福祉局等に対し、平成23年8月1日から事務職員の中長期派遣を開始した。その後、ニーズに沿った形で派遣先部局の拡大、変更等を行っている。

記者発表資料
平成25年11月5日
(担当) 総務企画局人事課
(内線) 700-2210
(直通) 214-1213

震災復興に係る他都市の応援職員の派遣要請を終了します

平成23年6月から震災復旧・復興業務に対応するため全国の自治体から多くの職員を派遣いただいておりますが、今年度末で終了し、来年度に向けた職員派遣の要請は行わないことといたします。

1 応援派遣職員数(平成25年4月1日現在)
27自治体から63名(事務職25名、技術職38名)
※地方自治法に基づく派遣(本市職員の身分を併せ持つ中長期間の派遣)

2 これまでの応援派遣職員数(平成25年11月1日現在)
(1) 平成23年度: 24自治体 82名(事務職48名、技術職34名)
(2) 平成24年度: 31自治体 92名(事務職40名、技術職52名)
(3) 平成25年度: 27自治体 66名(事務職27名、技術職39名)
※23年度~25年度までの延べ人数 224名(1名の方が複数年度の派遣の場合は1名で計算しています)

3 派遣受け入れ終了日
平成26年3月31日

4 その他の派遣職員
上記の他に短期派遣(派遣元身分のまま出張による応援派遣)や20大都市災害時相互応援協定、18大都市水道局災害相互応援に関する覚書その他に基づき、185団体(国及び地方公共団体)から概ね28,000名程度の応援をいただきました。

仙台市の応援職員派遣要請終了の報道発表資料

た形で派遣先部局の変更等を行ってきたが、仙台市からの派遣要請が終了したことに伴い、平成26年3月31日をもって職員派遣を終了した。

オ その他被災市町村

平成24年度の1年間、宮城県気仙沼市に事務職員を派遣し、建設部にて被災市街地復興土地区画整理事業を担当した。

一人ひとり、ひいては組織の行政経験として共有・蓄積され、大規模災害への備えとして、現在又は将来の都民に還元されるという副次的効果を有するため

(2) 内容

被災自治体の派遣要請に応じ、地方自治法第252条の17の規定に基づき、職員を中長期(2か月～12ヶ月)で派遣している。

2 目的・内容

(1) 目的

- ・被災自治体からの派遣要請に対し人道的見地から応えるため
- ・今までに経験したことのない未曾有の災害に対応することにより、被災自治体での業務が職員

3 実績・成果

(1) 実績

ア 年度別・自治体別 派遣職員総数
下表のとおり

(単位:人)

	岩手県	宮城県	福島県	仙台市	気仙沼市	合計
平成23年度	10	0	13	11	—	34
24年度	8	1	18	10	3	40
25年度	8	4	9	3	—	24
合計	26	5	40	24	3	98

イ 派遣先自治体での主な従事業務内容

派遣実績(平成23年度)

平成24年3月1日現在

岩手県(10名)

配属先	人数	従事業務
復興局 生活再建課	4名	避難所・義援金担当業務及び支援金担当業務等
秘書広報室 広聴広報課	1名	災害からの復旧・復興に係る広報業務
保健福祉部 保健福祉企画室	2名	復興ビジョン・計画の策定、災害関係の国に対する要望、被災地における保健医療福祉サービスのあり方の検討等
保健福祉部 長寿社会課	2名	被災施設の修繕・再建等、高齢者居宅サービスの供給力向上、地域支え合い体制づくりの実施等
保健福祉部 障がい保健福祉課	1名	「こころのケアセンター」(仮称)の設置に伴う、被災地における「こころのケア」のコーディネートの実施等

宮城県(0名)

福島県(13名)

配属先	人数	従事業務
災害対策本部 情報収集班	1名	避難所及び避難者情報の収集、公表業務等
災害対策本部 活動支援班 県外避難者チーム	3名	県外避難者の支援に関する業務等
災害対策本部 住民避難安全班	1名	警戒区域一時立入と計画的避難の支援等
災害対策本部 原子力班 総合調整チーム	1名	班内各チームの横断的調整・県民説明資料の作成・報道機関の取材対応、県民電話相談対応・測定等機材の管理等
災害対策本部 原子力班 モニタリングチーム	2名	空間線量モニタリングの企画、データ整理、公表・オフサイトセンター(放射線班)との連絡調整等
生活環境部 除染対策課	1名	市町村の除染計画の策定支援、除染土壌等の仮置場の設置促進、国等関係機関との調整、県管理施設の除染等
生活環境部 環境センター 調査分析課	1名	海や川における水質調査分析・工場や産業廃棄物最終処分場に係る水質調査分析等
保健福祉部 健康管理調査室 (県立医科大学駐在)	1名	原子力災害の影響に係る県民の健康管理調査
保健福祉部 食品生活衛生課	1名	食品の放射性物質モニタリング調査に関する業務
県中地方振興局 県民環境部 環境課	1名	水質汚濁防止法、大気汚染防止法等に関する事業者の指導、騒音・振動・悪臭対策・環境事故対応等

仙台市(11名)

配属先	人数	従事業務
震災復興本部 震災復興室	6名	被災者再建支援
健康福祉局 仮設住宅調整室	1名	応急仮設住宅関係業務
健康福祉局 健康福祉部 社会課	3名	災害義援金・災害救助法精算業務
都市整備局 公共建築部 市営住宅課	1名	災害公営住宅関係業務

派遣実績(平成24年度)

平成24年10月1日現在

岩手県(8名)

配属先	人数	従事業務
復興局 企画課	3名	復興交付金事業計画作成業務等
復興局 産業再生課	1名	産業再生特区事業者指定業務等
復興局 生活再建課	2名	被災者支援業務等
環境生活部 廃棄物特別対策室	1名	災害対応(災害廃棄物処理)業務
保健福祉部 保健福祉企画室	1名	被災市町村の後方支援、国、関係機関の連絡調整

宮城県(1名)

配属先	人数	従事業務
経済商工観光部 新産業振興課	1名	被災した中小企業に対する国庫補助事業等に係る計画審査、補助金交付、履行確認業務等

福島県(18名)

配属先	人数	従事業務
企画調整部 復興・総合計画課	1名	復興計画・総合計画の改定等に関する業務
企画調整部 地域振興課	1名	福島復興再生特別法に関する業務
生活環境部 原子力賠償支援課	1名	原子力損害賠償に係る電話相談対応等業務
生活環境部 一般廃棄物課	1名	災害廃棄物処理事業費補助金申請に係る審査
生活環境部 国際課	1名	原子力安全に関する福島閣僚会議に関する事務的業務
生活環境部 避難者支援課	2名	県内及び県外避難者の支援等に関する業務
生活環境部 環境センター	1名	環境関連の調査・分析業務
災害対策本部 原子力班 (生活環境部 原子力安全対策課)	2名	環境放射能モニタリング等の災害復旧業務
生活環境部 除染対策課	2名	除染対策業務
保健福祉部 健康管理調査室 (県立医科大学駐在)	1名	県民健康管理調査業務
保健福祉部 食品生活衛生課	1名	放射性物質汚染食品に関する業務
商工労働部 雇用労政課	1名	被災者等の雇用対策に係る業務
商工労働部 産業創出課	1名	再生可能エネルギー産業の推進等に関する業務
農林水産部 農産物流通課	1名	農林水産物の風評被害対策業務
土木部 建築指導課	1名	仮設住宅関係業務(民間借上住宅の管理・支払い業務等)

仙台市(10名)

配属先	人数	従事業務
復興事業局 震災復興室	1名	震災復興・震災総括・事業調整業務
復興事業局 生活再建支援部 生活再建支援課	6名	震災復興・被災者支援業務
復興事業局 復興まちづくり部 移転用地課	1名	震災復興に係る用地関係業務
都市整備局 公共建築部 市営住宅課	1名	震災復興に係る復興公営住宅関係業務
消防局 防災企画課	1名	震災復興に係る企画調整業務

気仙沼市(3名)

配属先	人数	従事業務
建設部 都市計画課	3名	被災市街地復興土地区画整理事業に係る準備段階の各種調査事業の設計・発注及び交付金申請等の関係庶務、管理及び補償事務の初期準備

派遣実績(平成25年度)

平成25年4月1日現在

岩手県(8名)

配属先	人数	従事業務
復興局 総務企画課	3名	復興交付金事業計画作成業務等
復興局 産業再生課	1名	産業再生特区事業者指定業務等
復興局 生活再建課	2名	被災者支援業務等
沿岸広域振興局 土木部 用地課	2名	用地取得業務(防潮堤・復興道路・災害公営住宅等)

宮城県(4名)

配属先	人数	従事業務
経済商工観光部 新産業振興課	2名	被災した中小企業に対する国庫補助事業等に係る計画審査、補助金交付、履行確認業務等
土木部 仙台土木事務所	2名	道路、河川等の公共土木施設の災害復旧工事等に係る用地補償

福島県(9名)

配属先	人数	従事業務
企画調整部 復興・総合計画課	1名	福島復興再生特別措置法、避難解除等区域復興再生計画に関する業務等
生活環境部 原子力安全対策課 放射線監視室(災害対策本部 原子力班)	1名	空間線量率の随時モニタリング、環境放射線モニタリング市町村交付金に関すること等
生活環境部 避難者支援課	1名	県外避難者向け雇用促進住宅等の借上げ、高速道路無料化制度等
保健福祉部 食品生活衛生課	1名	食品の放射性物質検査、食の安全に関する事務等
商工労働部 雇用労政課	1名	ふくしま産業復興雇用支援助成金事業等
商工労働部 産業創出課	1名	再生エネルギー集積推進会議、再生エネルギー産業フェア等
商工労働部 産業創出課 医療関連産業集積推進室	1名	医療関連産業集積プロジェクト補助金事業、メディカルクリエーションふくしま(イベント)等
農林水産部 農産物流通課	2名	各種復興支援イベント、農産物路拡大活動事業等(流通担当) 農林水産物の輸出促進、「新生!ふくしまの恵み発信事業」等(消費担当)

仙台市(3名)

配属先	人数	従事業務
復興事業局 復興まちづくり部 移転用地課	1名	震災復興に係る防災集団移転関係業務(防災集団移転促進事業に係る用地の取得)
復興事業局 復興まちづくり部 事業調整課	1名	震災復興に係る浸水地域助成関係業務
都市整備局 公共建築部 復興公営住宅室	1名	震災復興に係る復興公営住宅建設関係業務

(2) 成果

派遣職員は、これまでの行政経験を生かし、派遣先自治体の各ポストにて復旧・復興事業の進捗に成果を上げている。

4 事業実施に当たっての課題等

(1) 課題

震災の風化とともに、被災地への派遣を希望する職員が年々減少している。

(2) 今後の展望

引き続き、職員派遣を継続し、一日も早い復旧・復興を後押しする。

5 その他

(1) 公募制人事の実施

被災地支援に対する強い意欲を持つ職員を派遣するため、平成24年度からの派遣職員については、毎年度、「被災自治体への派遣職員公募制人事」で応募者を募り、書類選考、面接を経て派遣者を決定している。

(2) 派遣職員に対する支援

ア 現地事務所でのサポート

派遣期間が長期(平成24年度以降は原則として1年間)にわたることから、現地事務所による職務報告会や業務ヒアリングを実施するなど、派遣職員の仕事面、生活面にわたり、相談しやすい環境づくりを行っている。

イ 派遣元所属への一時帰庁

職員管理、健康管理等の観点から、派遣元所属に対し、1か月から2か月に1回程度、派遣職員を一時帰庁させ、所属長等との面談の機会を設けるよう、徹底を図っている。

ウ メンタルヘルス講習会の開催

被災地での業務に従事する職員の「こころの健康」を保持・増進するため、東京都職員共済組合に協力を依頼し、現地事務所職員及び各自自治体への派遣職員を対象としたメンタルヘルス講習会を平成25年度から開催している。

被災自治体への派遣職員公募制人事
実施についてのお知らせ

東日本大震災被災地への一日も早い復興に向け、現在東京都では被災自治体に対し人的支援を行っております。

今年度に引き続き、来年度も被災自治体では支援を必要としています。現地における様々な課題の解決に向け、皆様の積極的な応募をお待ちしています。

なお、「平成23年度庁内一般職員公募制人事」に申し込んでいただいた方も、重複申込が可能です。そちらに申込みをされた方も積極的な応募をお待ちしております。

募集期間：平成23年11月14日(月)～同年12月5日(月)【必着】

公募の対象となる職員

技能系・業務系、運輸系を除く。4級職相当以下の職員

(応募できない方)

- ・技能系、業務系及び運輸系職種の方
- ・公募日現在、条件付採用期間中の方、結婚休業中及び休職中の方、産前産後休暇中及び育児休業中の方、他団体へ派遣されている方(平成24年3月31日までに派遣が終了する見込みの方を除く。)

派遣期間

原則として、平成24年4月1日から1年間

公募制人事 実施についてのお知らせ
平成24年度派遣職員を募集(23年度実施)

農地・農業用施設等の災害復旧支援職員の派遣

産業労働局 農林水産部 農業振興課

1 事業実施の経緯・背景

(1) 背景・きっかけ

東日本大震災での地震による大津波では、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県沿岸沿いの農地を流失、冠水させる甚大な被害をもたらした。

農地・農業用施設の被害は、岩手県、宮城県、福島県の3県に集中(約90%)しており、農地の流出や土砂の堆積、農道の流出や破損、ため池や農業水路の損壊、ビニールハウスの損傷、農作物の枯死など、その被害額は約7,500億円(平成23年11月現在)に上った。

甚大な被害を受けた3県では、被災直後から農林水産省に対して、農地・農業用施設における災害復旧のための技術者(農業土木職員)の派遣及び都道府県に対する派遣調整の要請を行い、平成23年6月から農林水産省と道府県の技術者派遣が開始された。

(2) 経緯・取組

東京都では、被災県や農林水産省からの要請に対し、未曾有の大災害における被災県の深刻な技術者不足に応じるため、課内の限られた人員体制等を勘案したうえで、派遣可能な人数や期間等を回答した。農林水産省では、各都道府県の回答に基づき、派遣する県や地域、人数、期間等の調整を行い、平成23年度における農林水産省及び都道府県の派遣職員の配置が決定された。

東京都は、宮城県からの派遣要請及び農林水産省の調整により、宮城県仙台地方振興事務所に配置され、平成23年度は短期派遣で1名、平成24年度からは地方自治法に基づき土木職員1名を派遣している。

〈職員派遣経過〉

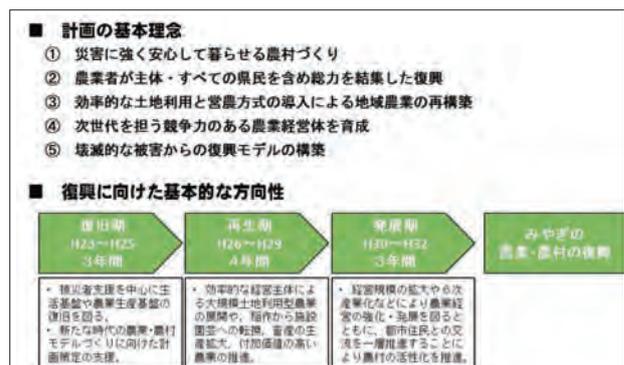
平成23年9月から1か月	土木職1名
平成24年4月から6か月	土木職1名
平成25年4月から6か月	土木職1名
平成26年4月から6か月	土木職1名

2 目的・内容

(1) 目的

宮城県では、「宮城県震災復興計画」における農業分野の個別計画として、平成23年10月に「みやぎの農業・農村復興計画」を策定した。

農業・農村の復興に向け、緊急かつ重点的に取り組む具体的な施策を定めたこの計画に基づき、宮城県、農林水産省、派遣元都道府県の職員が一丸となって、農地・農業用施設の早期復旧・復興を図ることが目的であった。以下に、「みやぎの農業・農村復興計画」の概要を示す。



「みやぎの農業・農村復興計画」より引用

(2) 内容

東京都の職員が配置された宮城県仙台地方振興事務所では、4市4町(仙台市の一部、名取市、岩沼市、塩竈市、亘理町、山元町、松島町及び七ヶ浜町)を管轄しており、平成23年度から、農地・農業用施設等に係る災害復旧工事を実施し、早期営農再開を最優先に取り組んだ。

担当業務は経過と共に変更はあるが、災害査定の実施、測量設計委託の積算・監督、災害復旧工事の積算・監督、災害査定後の計画変更などであり、割り当てられた地区の災害復旧工事に係る業務を行った。災害復旧工事の実施及び内容についての概要は、以下のとおりとなっている。

ア 災害査定

国(農林水産省及び財務省)に対し、被害を受けた農地や農業用施設等の復旧内容・復旧金額等を

申請し、国が現地又は机上にて査定を行い復旧内容・復旧金額等が決定される。



現地で災害査定を受ける都職員(右から2番目)

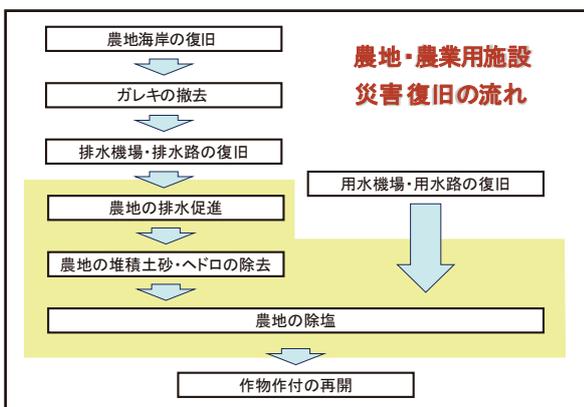
イ 農地・農業用施設等の復旧工事

営農の再開には、農地だけでなく、農業用施設等の機能を復活させる必要があり、以下の内容及び流れによって復旧した。

(ア) 基本的な復旧内容

農地【田・畑】
津波によって海水・土砂等が農地に流入し、この土砂・泥土の塩分濃度が高く、さらに、泥の種類によっては硫化物が含まれているため、堆積土砂、泥土が作土に混入すると、 土壌が酸性化し作物栽培に適さない土壌になることが懸念されるため撤去する。
農道
津波によって海水・土砂等が農道に流入し 堆積した土砂は、降雨時の走行性に支障を及ぼすため原則撤去する。 また、流出した敷砂利については、堆積土砂と流入した敷砂利の撤去と併せて新たに施工を行うものとする。
水路
津波によって海水・土砂等が水路に流し 堆積した土砂は、用水の取水及び排水に影響を及ぼすため原則撤去する。 また、水路が 露出・破損した箇所については、布設替え及び新設を行うものとする。
除塩
農地の表土の塩分(塩素)濃度0.1%以上(畑は0.05%以上)の 塩害農地を、地域の土壌特性を踏まえ作物の生育に影響がない程度以下の塩分(塩素)濃度に除塩する。

(イ) 基本的な災害復旧の流れ



(ウ) 農地復旧の流れ



(エ) 派遣された職員の活動状況



現場で災害復旧工事の施工管理を行う都職員

3 実績・成果

(1) 実績

早期の営農再開を最優先に、震災直後から農地・農業用施設災害復旧工事が開始された。都職員が配置された宮城県仙台地方振興事務所管内では、農地が90%、農業用施設が80%（ともに平成25年12月現在の）の復旧工事が着手された。

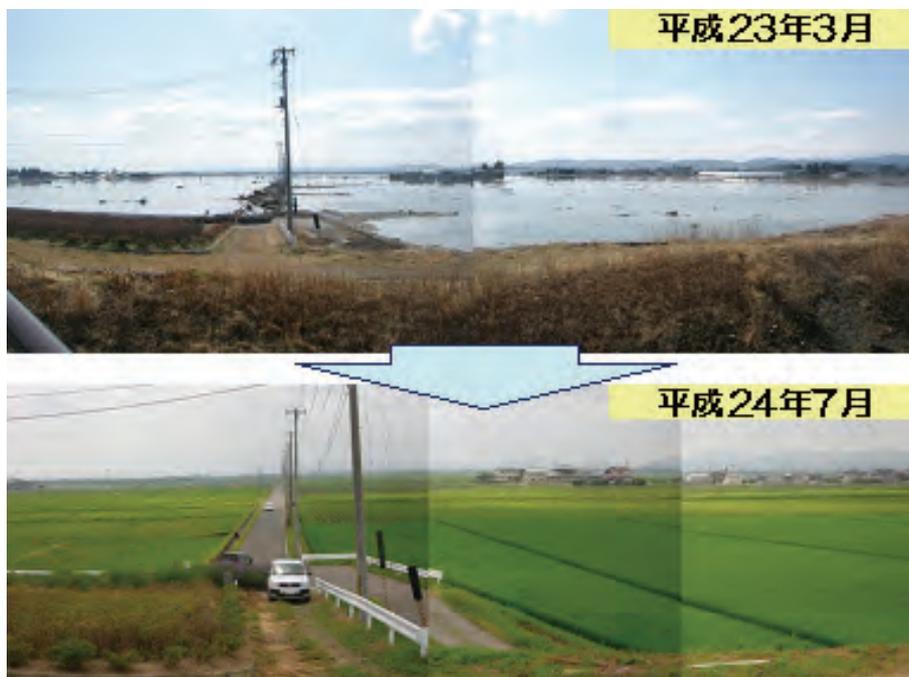
(2) 成果

災害復旧工事の進捗に伴い、平成24年度から一部の限られた地域ではあるが田植えが再開され、農業用施設も応急対策から機能復活へ徐々に復旧され

た。田植えが再開されたことにより、各地域で豊作祈願祭が行われるなど、道半ばであるが着実に復旧を実感できるようになった。

また、東京都から職員を派遣したことによって、平成25年4月8日から同月12日までの間、都庁第一本庁舎1階で「みやぎの農業・農村復旧・復興パネル展」が開催された。

このパネル展は、宮城県の農地・農業用施設の復旧状況と各種支援に対する感謝の意を伝えると共に、震災に関心を持ち続けてもらうことが目的で開催され、都庁を訪れた多くの方に紹介できたと思われる。



農地の復旧状況(名取市)



農業用施設(排水路「鈴木堀」)の復旧状況(名取市)



「みやぎの農業・農村復旧・復興パネル展」開催状況

4 事業実施に当たっての課題等

(1) 課題

ア 震災規模や復興状況から、今後も派遣要請があると思われるが、職員数が減少し少人数の中で、派遣職員を確保するのは難しい。

イ 派遣職員の一部は6か月以下で交替することから、地区の状況や課題等の把握に時間を費やしてしまい、円滑な工事等の実施に支障をきたすことがある。

ウ 宮城県では、派遣職員に対して各種の研修を実施しているが、工事の図面を作成する「CADシステム」や、工事費を算出する「積算システム」が異なるため、操作に慣れるまでの時間が必要となる。

(2) 今後の展望

東日本大震災から3年が経過し、農地・農業用施設等の復旧・復興は着実に進んでいる。しかし、平成26年度からは「みやぎの農業・農村復興計画」で定める「再生期」がスタートし、復旧・復興に係る工事費や規模等が増大する。

また、復旧・復興工事の施工対象が、津波によって甚大な被害を受けた地域に移るため、技術的課題や協議調整事項等の業務が格段に増えることから、今後も人的支援が必要と思われる。

5 その他

(1) チーム内での認識の共有

同地域を担当するチームは宮城県及び都県の派遣職員の混成であったため、復旧に対する捉え方や考え方等が異なっていた。そのため、同様の復旧工事でありながら、対象範囲や内容等のバラツキが一部で見られた。

また、工事設計書に採用する単価や基準、工事の施工管理手法にも個人差があり、混成チームならで

はの問題がその時々で発生していたため、調整に時間を要することもあった。

(2) 公用車の使用

職員数が増えたこともあり、現場に行くための公用車が不足していた。複数人で車に乗り合わせるため各現場の時間調整や、他チームの空いている公用車で対応する必要があった。

(3) 災害復旧事業の計画変更

排水路の災害査定は、満水の状態で行われており、外観の上部のみで被災状況が判断されていた。工事契約後、水を抜いて確認したところ被災していない箇所が多数あったため、計画変更に必要な写真撮影や資料作成等に苦慮した。

(4) がれき選別機械デモ運転での一言

機械の概要説明の際の一言がとても印象的で、今でも忘れられない言葉として記憶に残っている。その言葉とは「これ(農地等に堆積している物)は、がれきやゴミじゃない。海へ行ってしまった(亡くなってしまった)人達の思いが詰まっている(大事な)ものだ。是非使ってくれ。」である。

これは、地元説明会の際に、住民の方から言われたことを紹介してくれたもので、被災された方や亡くなった方の無念な思いを受け、建設業者の方が熱意と気迫を込めて発した言葉であった。

(5) 工事受注者からの相談

「堆積土砂の掘削中に位牌や墓石が出てきたが、どうしたらよいか。」と相談され、非常に驚いた。

考えてみると現地近くに墓地があったので、不思議ではなかった。

市役所と相談した結果、位牌は市役所で保管、墓石は現場の端に仮置きして一定期間内に持ち主が現れなければ処分することにした。

3 その他の人的支援

東京都公立学校教員の派遣

教育庁 人事部 職員課

1 事業実施の経緯・背景

(1) 背景・きっかけ

東京都教育委員会では、東日本大震災後直ちに実施可能な支援メニューの検討をはじめ、早期の段階から教員の長期派遣が必要と考え検討を進めていた。そうした中、発災後の東京都教育庁部長級職員による被災地現地調査により、4月上旬には宮城県が教員の長期派遣を求めていることが明らかになった。このため、東京都教育委員会と宮城県教育委員会との間で、教員派遣の基本的枠組みから実際の派遣の詳細に至るまでの調整を行うこととなった。

(2) 経緯・取組

平成23年4月中旬～

- ・東京都教育庁部長級職員・管理主事・行政職員を加えた調整チームを宮城県庁に派遣し、派遣人数、派遣先地域や学校、派遣方式等を調整
- ・文部科学省と派遣方式についての調整、関係機関との各種手当や服務等の具体的な取扱いについて協議を実施
- ・都内区市町村教育委員会及び都立学校に対して教員派遣依頼

平成23年4月27日 プレス発表

平成23年5月1日 東京都教育委員会教育長の宮城県教育委員会への訪問

平成23年5月2日 都庁議会棟1階都民ホールで教員派遣結団式を実施

平成23年5月9日 第一次派遣開始

2 目的・内容

(1) 目的

被災地県教育委員会の支援

(2) 内容

宮城県からの要請に基づき、宮城県内の公立学校に東京都公立学校教員の派遣を行った。

3 実績・成果

(1) 実績

宮城県への教員派遣

東日本大震災で被災した宮城県からの要請に応じて、都内公立小・中学校及び都立高等学校・特別支援学校の教員を平成23年度及び24年度に、宮城県内の公立学校に派遣した。

		派遣期間	派遣者数	派遣先
23年度	第1次	平成23年5月9日から 平成24年3月26日まで	68名 (うち養護教諭4名)	小学校35名、中学校19名、高等学校11名、 特別支援学校3名
	第2次	平成23年7月1日から 平成24年3月26日まで	養護教諭9名	小学校4名、中学校1名、高等学校4名
	第3次	平成23年8月16日から 平成24年3月26日まで	8名 (うち養護教諭5名)	小学校4名、中学校1名、高等学校3名
	第4次	平成24年1月1日から 同年3月26日まで	5名 (うち養護教諭4名)	小学校1名、高等学校3名、特別支援学校1名
24年度		平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで	25名 (うち養護教諭3名)	小学校24名、中学校1名

※ 派遣者には年度途中までを派遣期間とする教員があり、派遣者数には、交代のための派遣教員を含む。

※ 第3次派遣の派遣開始日は、派遣先校の夏季休業後の授業開始日により、教員ごとに異なる。

※ 第4次派遣の派遣開始日は、派遣先校の冬季休業後の授業開始日により、教員ごとに異なる。

(2) 成果

宮城県に派遣された教員は、派遣先の学校の実情に応じて様々な教育活動を行い、宮城県の子供たちへのきめ細やかな教育に貢献した。

同時に、派遣教員が東京都に持ち帰った貴重な経験や情報は、防災教育の充実など、東京の教育や防災に役立っている。

4 事業実施に当たっての課題等

派遣する教員の身分、服務等の取扱い

5 その他

担当者のコメント

(1) 小学校に派遣された養護教諭

がれきの散在、異臭や虫の発生、壊れたままの信号機などの変り果てた街並みの中、日常とは異なる生活環境の中で子供たちだけではなく、保護者、教職員、地域の方々も多くのストレスを抱えていた。そうした中で、子供たちと一緒に笑い、時には一緒に

に悔やみ、哀しむなど、ありのままの気持ちを共有し、寄り添いながら子供たちと向き合うことが教師の役割と感じた。

(2) 小学校に派遣された教諭

ア 平成23年3月11日の震災以降、自分に何かできることはないかと思いつける中、派遣の機会があり、被災地の学校へ向かった。そうした気持ちがはやる中、現地の校長からは「補修工事やがれき処理は専門の方が行う。教員の役割は子供たちのためにいる。」との言葉を受け、気持ちが楽になった。

イ 1か月も経ると、津波被害に遭い辛い思いをした子供なども、震災時の様子を話してくれるようになった。どのような言葉を返せば良いのか分からないという心の中での葛藤もあったが、辛い経験を背負いながらも子供たちが見せてくれる笑顔や元気な姿には言い表すことのできない勇気や強さを感じた。



宮城県七ヶ浜町立小学校での派遣教員による授業の様子(平成24年5月)

選挙事務支援職員の派遣

選挙管理委員会事務局 総務課

1 事業実施の経緯・背景

(1) 背景・きっかけ

平成23年の統一地方選挙直前に発生した東日本大震災は、岩手県、宮城県及び福島県の3県に甚大な被害を与え、特に被害が深刻な地域では、当初予定された期日での選挙の実施が不可能となった。

国は、「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律(平成23年法律第2号。以下「震災特例法」という。)」を制定、その後2度にわたる改正を行い、統一地方選挙以降に任期満了を迎えるものも含め、被災自治体で延期された選挙の実施期限を平成23年12月31日とした。

しかし、被災自治体にとっては災害対応や復興事業が最優先であり、選管担当者の多くが総務課職員との兼務であることから選挙事務への対応が困難な状況に置かれていた。加えて津波等による選挙資料、システム、データ等の消失、全国に避難した有権者の居住地の把握、避難先自治体に間借りした仮役場環境なども選挙の実施を妨げる要因となっていた。

(2) 経緯・取組

選挙の実施に障害となっている様々な要因について、物的支援及び人的支援により解消し、選挙の実施へとつなげるため、総務省、都道府県選挙管理委員会連合会、指定都市選挙管理委員会連合会による検討が開始され、職員の派遣手続きとして総務省から示された派遣スキームが合意された(図1「総務省スキーム」参照)。

支援を開始するに当たり、東京都選挙管理委員会(以下、「都選管」という。)が都道府県選管連合会の事務局としての役割を担うこととなり、横浜市及び川崎市の両選管と岩手県被災地の現地視察及び当該自治体選管からの聞き取り調査を行った。

そして、被災自治体から総務省スキームを通じて要望を受けた選挙物資や人員派遣に対応するため、他道府県選管に対して物的支援、人的支援の要請を行うと同時に、都の割り当てとなる支援に向けて都

内区市町村選管や都総務局との調整を図りつつ体制を構築した(図2「都内区市町村等からの派遣スキーム」参照)。

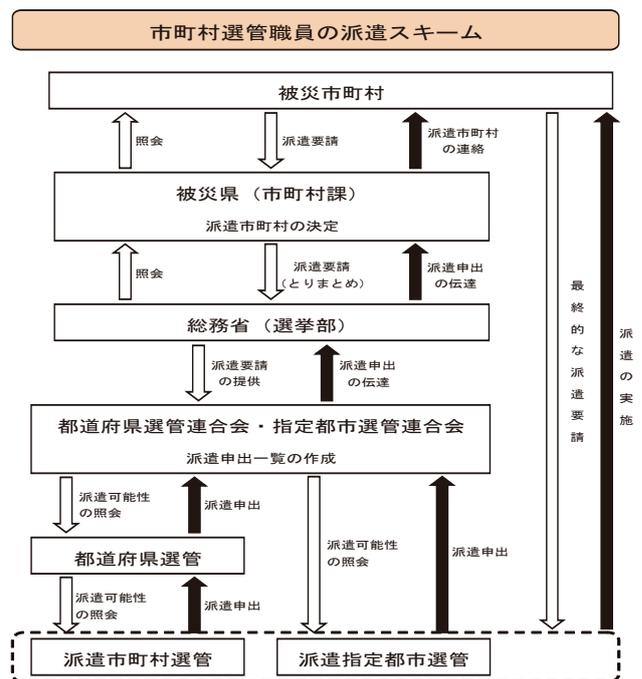


図1 総務省スキーム

< 具体的経過 >

平成23年

- 5月25日 都内区市町村に対し、投票箱や記載台等の選挙物資の提供可否について調査
- 27日 総務省より総務省スキームが提示され合意
- 6月16、17日 横浜市及び川崎市選管と岩手県支援に向けた現地調査
- 28日 宮城県女川町から都選管に直接支援要請
- 7月8日 都内区市町村職員の派遣スキーム策定
- 26日 宮城県選管から総務省スキームを通じた支援要請
- 同時期 岩手県選管から総務省スキームを通じた支援要請

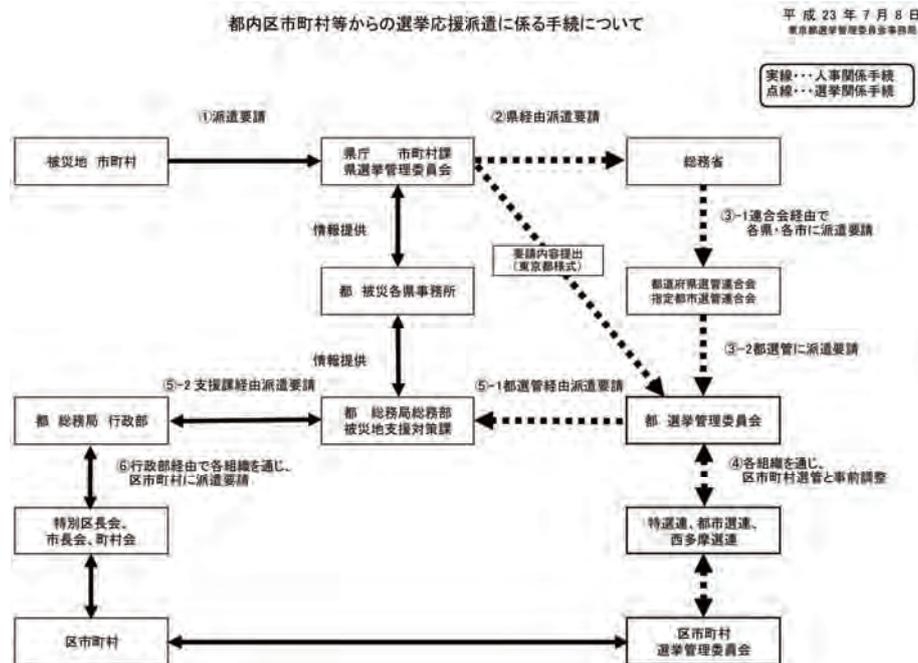


図2 「都内区市町村等からの派遣スキーム」

28日 都選管、横浜市及び川崎市選管による支援対応協議

8月2～11日 宮城県及び福島県の選挙支援に向けた現地調査

14日～ 岩手県釜石市へ荒川区選管から職員派遣

17日 福島県選管から総務省スキームを通じた支援要請

下旬 全ての支援先市町の担当区市割当てを決定、順次支援開始

19日 岩手県陸前高田市へ選挙支援物資を運搬

25日 総務省、都選管、横浜市及び川崎市選管による支援実施上の留意点等検討

28日 岩手県大槌町議・町長選挙実施

9月11日 岩手県議・県知事選挙、陸前高田市議、釜石市議、山田町議の選挙実施

11月13日 宮城県議、名取市議(補)、亘理町議、山元町議、七ヶ浜町議・町長、女川町議・町長の選挙実施

20日 福島県議、相馬市議、広野町議、川内村議、大熊町議・町長、双葉町議、浪江町議、葛尾村議の選挙実施

2 目的・内容

(1) 目的

ア 公平・公正な選挙の確実な実施

それぞれが持ち寄ったノウハウを活用し、被災地特有の様々な課題を克服して準備を進めるなど、選挙の準備運営に専念できない現地選管を補佐し、震災特例法に定められた期限までに公平・公正な選挙を確実に実施する。

イ 次回以降に実施される選挙に配慮した支援の実施

現地選管が保有するノウハウを最大限尊重し、次回以降の選挙が現地の職員により円滑に行われるよう配慮した支援を実施する。

(2) 内容

ア 物的支援

岩手県陸前高田市の津波で消失した選挙資機材の物的支援の取りまとめは、都選管が担当した。投票箱や投票用紙交付機、計数機など、都内区市町村等から物品40品目、約9,000点が提供され、第1便の26品目、7,607点は、都選管職員が運転する車両で現地まで搬送した。

また、8月下旬には宮城県選管から物的支援の要望が出されたが、都内から提供できる選挙資材は底を突いたことから、他道府県選管に手配を依頼し、対応可能な自治体から順次宮城県選管へと直送された。

<陸前高田市への資材運搬>



都庁から第1便出発



現地到着・搬出作業



福島県議会議員選挙横断幕(南相馬市)



被災現場での選挙資材捜索(女川町)



仮設住宅居住者への選挙公報配布(石巻市)



仮設倉庫からの投票箱運搬(石巻市)



投票箱が開錠され開票開始(女川町)

イ 人的支援

被災自治体が要望する人数及び派遣期間に可能な限り対応できるよう、都内区市町村や他道府県との調整が行われ、職員が派遣された。少ない人員を割いて職員派遣に応じた自治体選管側の負担は決して軽くはないはずだが、積極的な協力が得られた。

(ア) 岩手県内自治体への支援

釜石市には荒川区から、大槌町には千代田区から職員が派遣された(千代田区は、友好関係から独自派遣)。

被災3県のうち最も早く選挙を終了した岩手県内の選挙への対処事例が、後に続く宮城県内及び福島県内の選挙実施の際、大変参考になった。

(イ) 宮城県内自治体への支援

東京都に支援が割り当てられ、被災8市町に都内区市選管及び都選管から職員を派遣した。それらの派遣先全てに都選管職員を配置し、都選管本部や派遣先自治体との連絡調整にも当たらせた。

(ウ) 福島県内自治体への支援

都道府県選管連合会に支援が割り当てられ、都選管は同連合会の事務局として派遣職員の派遣先の調整を行い、他道府県の市町村から職員が派遣された。なお、相馬市、南相馬市、葛尾村には、都内区市選管から職員が派遣された。

3 実績・成果

(1) 実績

東京都及び都内区市町村選管からの人的支援
岩手県 2市町 4人

宮城県 8市町 67人
福島県 6市町村 17人
合計 16市町村 88人

詳細は、表1「東北3県被災自治体の事務に係る東京都及び都内区市町村選管からの人的支援一覧」参照

(2) 成果

表2「震災特例法により選挙期日が延期された選挙の実施状況」参照

4 事業実施にあたっての課題等

(1) 課題

選挙支援決定当初は、派遣スキームの構築や選挙物資の調達元と調達先の組み合わせ、人材派遣に向けての他道府県や都内区市町村との調整等に多くの時間を費やし、関係自治体への連絡が直前になるなどの不具合が生じていた。

今後、災害等による選挙支援を実施する場合には、この段階で費やす時間を短縮することで、支援に入る側及び受け入れる側の様々な準備や選挙の実施に向けた段取りにも余裕ができるものとする。

(2) 今後の展望

今回の選挙支援を通じて課題となった点について分析・検証し、改善策を講じることにより、次回このような支援を行う際には迅速かつ効率的な取組が可能となる。そのためにも、実施ノウハウなどを確実に記録に残すなどして継承していく必要がある。

5 その他

担当者のコメント

従来、選挙は地方自治体が、その区域内でそこに居住する有権者を対象に実施するのが前提であり、各自治体は法律の範囲内で独自ノウハウを駆使し選挙を運営している。その点からも、全国各地の選管職員が寄合い所帯となり、マニュアル無しのぶっつけ本番で被災自治体の選挙運営を始めることは、かなりの困難が想定された。加えて、勤務先となる仮役場近くの宿泊施設は既に支援関係者に確保されており、結果、宿舎から片道約60kmの道程を連日レンタカー通勤するなど、環境面からの厳しい選挙支援も展開された。

そのような中、各地に派遣された職員達は、現地選管のノウハウを優先し、不明な点は話し合うことで方針を決め業務を進めるなど、選挙に集中できない現地担当者を補佐し着実に準備を進めていった。

投票所を訪れた有権者も、選管の苦勞を知ってか、長蛇の列となっても不満を漏らすこともなく、お互いの無事の再会を喜ぶ姿は感動的でした。また、問合せ等への対応中、微妙なアクセントの違いから派遣職員と分かり、一転して感謝されることも多かった。

被災3県で最後となった福島県内の選挙に至るまでを無事終えることができた背景には、被災当初、「選挙なんかできっこない。」と悲観的だった現地選管を、裏方として懸命に支えた派遣職員の奮闘があったのである。



横浜市・川崎市両選管との事前視察(岩手県)



山元町(宮城県)



巨理町(宮城県)



南相馬市(福島県)

表1 東北3県被災自治体の選挙事務に係る東京都及び都内区市町村選管からの人的支援一覧

支援先県	支援先市町村	該当選挙	選挙期日	支援業務内容	派遣期間	派遣元自治体	派遣人数	計	備考
岩手県	釜石市	知事選 県議選 市議選	9月11日	○選挙準備事務、期日前投票事務、投開票事務	8月14日～9月13日	荒川区	1人	1人	都道府県
	大槌町	町長選 町議選	8月28日	○選挙準備事務、期日前投票事務、投開票事務	7月4日～9月30日	千代田区	3人	3人	独自
		知事選 県議選	9月11日						
石巻市	県議選	11月13日	○派遣区職員との連絡調整、事務作業補助 ○県外避難者及び二次避難者への不在者投票事務 ○期日前投票受付業務 ○転出者への二重登録照会回答業務等	9月19日～11月15日	東京都	1人	16人	都道府県	
				9月19日～11月15日	江東区	1人			
					足立区	1人			
				10月3日～11月15日	港区	1人			
					新宿区	1人			
					墨田区	1人			
					足立区	1人			
					葛飾区	1人			
					江戸川区	1人			
				10月23日～11月15日	中央区	1人			
					文京区	1人			
					台東区	1人			
					江東区	1人			
					荒川区	1人			
葛飾区	1人								
江戸川区	1人								
宮城県	気仙沼市	11月13日	○派遣区市職員との連絡調整、事務作業補助 ○期日前投票事務、不在者投票事務、開票事務 ○派遣区市職員との連絡調整、事務作業補助 ○期日前投票事務、不在者投票事務、開票事務	11月2日～11月14日	東京都	1人	22人	都道府県	
				11月2日～11月14日	目黒区	1人			
					立川市	1人			
					武蔵野市	1人			
					三鷹市	1人			
					府中市	1人			
					昭島市	1人			
					調布市	1人			
					小平市	1人			
					日野市	1人			
					東村山市	1人			
					東大和市	1人			
					武蔵村山市	1人			
				あきる野市	1人				
				西東京市	1人				
				11月6日～11月14日	東京都	1人			
				11月6日～11月14日	豊島区	1人			
					板橋区	2人			
					北区	1人			
練馬区	1人								
稲城市	1人								

支援先県	支援先市町村	該当選挙	選挙期日	支援業務内容	派遣期間	派遣元自治体	派遣人数	計	備考
宮城県	名取市	県議選 市議補選	11月13日	○派遣区職員との連絡調整、事務作業補助	9月11日～11月15日	東京都	1人	3人	都道府県
				○選挙準備事務、期日前投票事務、投開票事務	9月11日～11月14日	杉並区	2人		
	東松島市	県議選	11月13日	○派遣区職員との連絡調整、事務作業補助 ○期日前投票準備	11月2日～11月5日	東京都	1人	7人	都道府県
						豊島区	1人		
						板橋区	2人		
						北区	1人		
	亘理町	県議選 町議選	11月13日	○派遣市職員との連絡調整、事務作業補助 ○選挙準備事務、期日前投票事務、投開票事務	9月4日～11月14日	東京都	1人	2人	都道府県
					9月5日～11月14日	八王子市	1人		
	山元町	県議選 町議選	11月13日	○派遣区職員との連絡調整、事務作業補助 ○選挙準備事務、期日前投票事務、投開票事務 ○期日前投票事務、不在者投票事務	9月8日～11月14日	東京都	1人	4人	都道府県
					9月4日～11月14日	品川区	1人		
					10月27日～11月14日	大田区	2人		
	七ヶ浜町	町長選 町議選	9月13日	○派遣区職員との連絡調整、事務作業補助 ○期日前投票準備	9月2日～9月6日	東京都	1人	6人	都道府県
					9月2日～9月7日	渋谷区	1人		
		県議選	11月13日	○派遣区職員との連絡調整、事務作業補助 ○期日前投票準備	11月2日～11月5日	東京都	1人		
11月2日～11月5日					渋谷区	1人			
女川町	県議選 町長選 町議選	11月13日	○派遣区職員との連絡調整、事務作業補助 ○選挙準備事務、期日前投票事務、投開票事務 ○期日前投票事務、不在者投票事務、投開票事務	9月4日～11月14日	東京都	1人	7人	都道府県	
				11月6日～11月14日	東京都	1人			
				9月4日～11月30日	世田谷区	2人			
				10月28日～11月14日	世田谷区	2人			
福島県	相馬市	県議選 市議選	11月20日	○派遣区職員との連絡調整、事務作業補助	11月15日～11月21日	東京都	1人	3人	都道府県
				○期日前投票事務、不在者投票事務	11月7日～11月20日	足立区	2人		
	南相馬市	県議選	11月20日	○派遣区職員との連絡調整、事務作業補助 ○選挙準備事務 ○期日前投票事務	11月15日～11月21日	東京都	1人	7人	都道府県
					11月1日～11月21日	杉並区	2人		
					11月8日～11月21日	杉並区 世田谷区	2人		
	檜葉町	県議選	11月20日	○期日前投票事務、不在者投票事務、投開票事務	11月7日～11月21日	東京都	1人	1人	都道府県
	大熊町	県議選 町長選 町議選	11月20日	○期日前投票事務、不在者投票事務、投開票事務	11月1日～11月20日	東京都	1人	1人	都道府県
浪江町	県議選 町長選	11月20日	○期日前投票事務、投開票事務	11月16日～11月21日	東京都	2人	2人	都道府県	
葛尾村	県議選 町議選	11月20日	○派遣市職員との連絡調整、事務作業補助 ○選挙公報作成事務	11月15日～11月23日	東京都	1人	3人	都道府県	
				10月16日～11月23日	国分寺市	1人			
				10月17日～11月23日	町田市	1人			
総計								88人	

(注) ※ 東京都選管において把握できたもの。
 ※ 派遣人数については、自治体としての期間内派遣人数であり、個々の派遣期間とは一致しないものもある。また、原則として交代者を含めない。
 ※ 備考欄中、「都道府県」は都道府県選管連合会、「独自」は姉妹都市、相互協定等に基づく独自派遣

表2 震災特例法により選挙期日が延期された選挙の実施状況

番号	県	団体名	任期満了日		特例選挙期日 (H23)	投票率			
			長	議員		長		議員	
						今回	前回	今回	前回
1	岩手県		4月29日	4月29日	9月11日	59.9%	68.5%	60.6%	69.5%
2	岩手県	盛岡市	(9月1日)	5月1日	8月28日	(無投票)	(30.9%)	48.9%	54.4%
3	岩手県	久慈市		4月29日	8月7日			70.5%	78.3%
4	岩手県	陸前高田市		4月29日	9月11日			77.7%	82.2%
5	岩手県	釜石市		8月31日	9月11日			68.1%	72.3%
6	岩手県	二戸市		4月30日	7月31日			66.4%	73.8%
7	岩手県	雫石町		5月8日	7月31日			71.0%	76.4%
8	岩手県	滝沢村		4月30日	7月31日			50.5%	56.2%
9	岩手県	大槌町	5月7日	(8月31日)	8月28日	73.4%	78.1%	(73.4%)	(79.6%)
10	岩手県	山田町		4月29日	9月11日			71.1%	77.6%
11	岩手県	田野畑村		4月30日	8月28日			無投票	89.4%
12	岩手県	善代村	4月30日	4月30日	6月26日	86.9%	無投票	86.9%	83.3%
13	岩手県	野田村		4月29日	8月7日			82.2%	83.2%
14	岩手県	洋野町		4月30日	6月19日			75.3%	82.5%
15	宮城県			4月29日	11月13日			41.7%	50.5%
16	宮城県	仙台市		5月1日	8月28日			40.0%	46.4%
17	宮城県	塩竈市	4月30日	4月30日	9月11日	56.8%	57.3%	56.8%	57.3%
18	宮城県	白石市		4月29日	7月31日			63.7%	71.6%
19	宮城県	名取市(※1)		6月20日	11月13日			無投票	54.3%
20	宮城県	多賀城市		4月30日	9月11日			47.8%	49.9%
21	宮城県	村田町	5月24日	8月3日	8月28日	80.1%	80.5%	80.0%	81.0%
22	宮城県	川崎町	5月8日		8月28日	80.6%	82.4%		
23	宮城県	亘理町		4月30日	11月13日			57.1%	59.9%
24	宮城県	山元町		4月30日	11月13日			67.4%	74.2%
25	宮城県	松島町	4月21日		9月11日	68.5%	無投票		
26	宮城県	七ヶ浜町	4月29日	4月29日	9月11日	無投票	無投票	無投票	65.8%
27	宮城県	利府町		4月29日	9月11日			50.4%	55.9%
28	宮城県	大郷町		6月30日	9月11日			81.9%	83.4%
29	宮城県	富谷町		4月29日	9月11日			55.2%	無投票
30	宮城県	大衡村		4月29日	9月11日			80.8%	83.4%
31	宮城県	色麻町	4月29日		8月28日	83.1%	無投票		
32	宮城県	加美町	6月16日		8月28日	76.4%	75.8%		
33	宮城県	女川町	9月18日	4月29日	11月13日	無投票	無投票	70.1%	82.3%
34	福島県			4月29日	11月20日			47.5%	57.0%
35	福島県	福島市		4月30日	7月31日			42.4%	56.8%
36	福島県	会津若松市	4月26日	4月29日	8月7日	60.0%	69.5%	60.0%	69.5%
37	福島県	郡山市		4月30日	9月4日			43.1%	56.9%
38	福島県	白河市	(7月28日)	4月30日	7月10日	(64.9%)	(71.6%)	64.9%	69.1%
39	福島県	須賀川市		4月29日	9月4日			60.5%	71.2%
40	福島県	相馬市		4月29日	11月20日			69.0%	75.1%
41	福島県	国見町		4月29日	6月19日			無投票	80.3%
42	福島県	川俣町		4月29日	11月20日			69.9%	77.2%
43	福島県	鏡石町		4月29日	9月4日			66.5%	無投票
44	福島県	檜枝岐村	4月30日	4月30日	5月29日	無投票	96.6%	無投票	96.6%
45	福島県	磐梯町	4月30日	4月30日	6月26日	83.6%	無投票	83.6%	無投票
46	福島県	猪苗代町	4月26日		6月26日	72.5%	80.3%		
47	福島県	会津坂下町	4月29日		6月26日	無投票	無投票		
48	福島県	柳津町	4月29日		6月26日	無投票	88.1%		
49	福島県	昭和村		4月29日	6月26日			91.4%	無投票
50	福島県	西郷村		4月29日	8月28日			64.7%	69.3%
51	福島県	広野町		4月29日	11月20日			75.3%	88.0%
52	福島県	川内村		4月29日	11月20日			85.3%	93.9%
53	福島県	大熊町	9月19日	10月31日	11月20日	68.3%	無投票	68.3%	無投票
54	福島県	双葉町		4月29日	11月20日			63.7%	81.5%
55	福島県	葛尾村		4月29日	11月20日			88.1%	89.1%
56	福島県	新地町		4月29日	11月20日			80.5%	82.8%
57	茨城県	水戸市	4月26日	4月30日	5月29日	47.7%	53.3%	47.7%	53.3%

※1 網掛けは、震災特例法による選挙期日延期の対象外。

※2 宮城県名取市については、欠員による補欠選挙を延期しているため、任期満了日欄には当該補欠選挙事由の発生日を記載。

※3 () 書きは、震災特例法により延期された選挙ではなく、公職選挙法第33条の規定に基づく選挙。

第3節 復旧復興期

警視庁警察官の特別出向

警視庁 警務部

1 事業実施の経緯・背景

平成23年3月11日、東日本大震災の発災により福島県警察、岩手県警察及び宮城県警察(以下「東北3県警察」という。)の警察官を計750人増員するよう警察法施行令(昭和29年政令第151号)が改正された。

東北3県警察では、平成23年末までに警察官の定員を定める条例の改正がなされたものの、壊滅的な打撃を受けた被災地域においては、円滑な復旧・復興活動が行われる前提として、住民の生活の安定と秩序の維持を中心とする治安の確保が喫緊の課題となり、直ちに実働力を有する警察官の配置による警察力の確保が必要であった。

こうした状況に鑑み、本増員については、臨時特例的に東北3県以外の都道府県警察から、特別出向者によって対応するという警察庁による方針が示され、東北3県警察においては特別出向者の受入れ準備等が進められたところ、平成24年2月1日、200人(全国で750人)の警察官が特別出向者として東北3県警察からそれぞれ採用発令を受けることとなった。

3 実績・成果

警視庁では平成24年2月1日以降、平成25年度末までに延べ328人の警察官が東北3県警察へそれぞれ特別出向している。

東北3県警察への特別出向者数の推移 (単位:人)

特別出向先	出向年月日	平成24年 2月1日	平成25年 4月1日
	出向回数	1回目	2回目
福島県警察	全 国	350	255
	警視庁	97	94
岩手県警察	全 国	130	55
	警視庁	31	15
宮城県警察	全 国	270	145
	警視庁	72	19
東北3県警察合計	全 国	750	455
	警視庁	200	128

2 目的・内容

東日本大震災に伴う地方警察官の緊急増員の目的

- (1) 被災地の安全・安心を確立するためのパトロール機能の強化
- (2) 被災地の交通の安全と円滑を確保するための体制の整備
- (3) 震災に乗じた犯罪の取締り強化のための体制の整備



平成25年度被災県警察特別出向者壮行式

4 事業実施に当たっての課題と今後の展望

本増員については、直ちに実働力を有する警察力の確保を図る観点から、配置までに一定期間教養に従事させる必要がある新規採用者の増員で措置するのではなく、現に警察活動に従事し、事務処理能力を有する、東北3県以外の都道府県警察の特別出向者による臨時特例的なものであり、被災地域の復旧・復興状況を踏まえて、順次減少され、将来的には解消される予定である。

5 その他

今後も特別出向が継続する限り、警視庁の各所属から広く志願者を募り、「被災地域の復旧・復興のために尽力したい。」という強い意志を持ち、真に適任と判断できる警視庁を代表するに相応しい警察官を選出したい。

双葉地域広域市町村圏組合消防本部への応援派遣

東京消防庁 企画調整部 企画課

1 事業実施の経緯・背景

(1) 背景・きっかけ

双葉地方広域市町村圏組合消防本部では、東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故発生以来、職員の早期退職、消防団活動の休止等により消防力が低下する状況となった。

一方で、復旧・復興作業が進み、平成24年4月から警戒区域等避難指示区域の見直しが図られたことで、住民の立入制限が緩和され、以前にも増して火災等の発生危険が懸念されるようになった。

これらのことから、現職員数の体制下で火災警戒等の活動に対応することは非常に困難な状況となった。

(2) 経緯・取組

現体制では火災警戒等の活動が困難であるとの判断により、双葉地方広域市町村圏組合管理者から福島県に、福島県知事から消防庁長官宛に人的支援(職員派遣)を要請、平成25年3月1日、消防庁長官から各市長等(当庁は東京都知事)宛てに支援依頼がなされた。

これらのことから、地方自治法第252条の17に基づき、平成25年3月28日、東京消防庁と双葉地方広域市町村圏組合との間に派遣協定を締結し、福島支援全国消防派遣隊として隊員の応援派遣を実施するに至った。

2 目的・内容

(1) 目的

双葉地方広域市町村圏組合消防本部管轄内(広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村)の火災の警戒及び火災発生時における消火活動等

(2) 内容

ア 活動地域

警戒区域を含む双葉地方広域市町村圏組合消防本部管轄内。ただし、福島第一原子力発電所敷地内及び空間線量率 $100\mu\text{Sv/h}$ を超える地域を除く。

イ 主たる業務

巡回による警戒活動、災害活動等

ウ 派遣期間、派遣隊員等

平成25年3月31日から同年10月1日までの間、福島支援全国消防派遣隊(福島県内を含む全国22の消防本部)として延べ64隊195名の派遣が実施されたうち、東京消防庁は延べ10隊30名の派遣を実施した。

3 実績・成果

(1) 実績

ア 派遣実施概要

以下のローテーションにより、計10回(計125日間)の派遣を実施した。

派遣次	派遣期間	派遣消防本部
第1次派遣隊	平成25年3月31日から同年4月13日まで	東京消防庁、福島県、仙台市、大阪市
第2次派遣隊	平成25年4月12日から同月25日まで	札幌市、横浜市、さいたま市、川崎市
第3次派遣隊	平成25年4月24日から同年5月7日まで	仙台市、千葉市、名古屋市、大阪市
第4次派遣隊	平成25年5月6日から同月20日まで	東京消防庁、松山市、横浜市、大阪市
第5次派遣隊	平成25年5月18日から同月31日まで	東京消防庁、仙台市、千葉市、神戸市
第6次派遣隊	平成25年5月30日から同年6月12日まで	さいたま市、川崎市、松山市、福岡市
第7次派遣隊	平成25年6月11日から同月24日まで	仙台市、横浜市、大阪市、神戸市
第8次派遣隊	平成25年6月23日から同年7月6日まで	東京消防庁、福島県、北九州市、横浜市
第9次派遣隊	平成25年7月5日から同月18日まで	東京消防庁、仙台市、大阪市、京都市

派遣次	派遣期間	派遣消防本部
第10次派遣隊	平成25年7月17日から同月30日まで	東京消防庁、横浜市、名古屋市、札幌市
第11次派遣隊	平成25年7月29日から同年8月12日まで	東京消防庁、仙台市、大阪市、京都市
第12次派遣隊	平成25年8月10日から同月23日まで	東京消防庁、横浜市、名古屋市、神戸市
第13次派遣隊	平成25年8月22日から同年9月4日まで	仙台市、大阪市、川崎市、北九州市
第14次派遣隊	平成25年9月3日から同月14日まで	東京消防庁、横浜市、大阪市、広島市
第15次派遣隊	平成25年9月13日から同月24日まで	横浜市、福岡市、さいたま市、京都市
第16次派遣隊	平成25年9月23日から同年10月1日まで	東京消防庁、福島県、大阪市、広島市

イ 派遣部隊及び人員

原子力災害等に係る専門知識を有し資器材の取扱いに習熟している、以下の消防救助機動部隊及び化学機動中隊から選抜した。

所属等	派遣次	人員
第三消防方面本部消防救助機動部隊	第1次、第4次	6名
第九消防方面本部消防救助機動部隊	第14次、第16次	6名
城東消防署	第10次、第12次	6名
三鷹消防署	第9次、第11次	6名
日野消防署	第5次、第8次	6名

(2) 成果

双葉地方広域市町村圏組合消防本部の職員数は、条例定数127名に対し、平成25年4月1日時点で17名減の110名(充足率86%)であった。

また、平成25年4月1日から同年9月31日までの期間については、平成25年度採用者8名が消防学校に籍を置くため、現場要員としては102名となることから、同期間において福島支援全国消防派遣隊12名を支援することで消防力の低下を最小限に抑えることができた。

また、派遣隊による警戒活動の抑止強化により、最も憂慮されていた「避難指示地区」からの出火もなく、健康被害の影響が懸念される「個人被ばく線量管理」についても試算範囲内に抑えることができた。

4 事業実施に当たっての課題等

派遣部隊については、原子力災害等に係る専門知識を有し資器材の取扱いに習熟している部隊として、消防救助機動部隊及び化学機動中隊から選抜したが、該当する部隊が限られていることから、当庁管轄内における災害対応に支障が生じないよう部隊運用を調整することに時間を要した。

5 その他

担当者のコメント

- 派遣先では、Jヴィレッジを宿舎として生活した。Jヴィレッジは、福島第一原発事故対応の官公庁及び民間企業の事務所や宿舎として使われていたが、現有では足りず、サッカーグラウンドにまで仮設建物が建てられた。

また、派遣中は主に双葉消防管内の警戒業務を行った。車両による警戒活動中は、昼夜を問わず1当務4回を2班で実施し、1回の警戒時間は約3時間、総走行距離は約600kmにもなり、機関員(運転手)の負担は相当なものだった。

私たち派遣隊は、約2週間でこの業務を終えることができたが、双葉消防の方々は震災以来2年以上もこの過酷な活動を続けており、改めてその御尽力に頭が下がる思いだった。

- 2週間という短い期間ではあったが、双葉消防の方とも貴重な情報交換ができた。そして職員の皆さんと一緒に業務に携わり、派遣中の宿泊施設においても色々とお気遣いをいただき、我々もずっと双葉に勤務している気持ちになった。

その中で気付いたことは、双葉消防の皆さんも今回の被災者であり、避難者であるということである。管内にある自宅には戻れず、家族は避難先にいるため、単身赴任の方がほとんどだった。しかし、そんな素振りを見せることなく、明るく元気に多忙な業務を日々こなし、私たちに接してくれた。

双葉消防の方に、派遣隊が来てくれたことへの感謝とともに言われた「双葉のことも忘れないで。消防として勤務地は違っても、これからも一緒に頑張っていこう。」という言葉は、生涯忘れない。

区画整理関係業務支援職員の派遣

都市整備局 市街地整備部 区画整理課

1 事業実施の経緯・背景

(1) 背景・きっかけ

都市整備局市街地整備部は、土地区画整理事業の施行者として数多くの実績と知見を有し、かつ、平成7年1月17日に発生した阪神淡路大震災からの復興まちづくりに際して、兵庫県淡路島の北淡町(現在の淡路市)に区画整理関係業務支援のために職員を派遣した実績を有していることから、部としては東日本大震災直後より被災地の復興まちづくりについて検討を開始した。

一方、今回被害のあった岩手県及び沿岸市町村は、復興まちづくり計画等として土地区画整理事業を実施すべきであると検討していたものの、公共施設と宅地の整備を一体的に取り扱う土地区画整理事業には特に専門性が求められることから、事業を実施する市町村及び事業認可等を実施する県において、事業の実施段階に向けて専門職員が著しく不足していた。

(2) 経緯・取組

平成23年4月14日及び同月15日に、宮城県6市町の被災状況の現地調査を実施するとともに、宮城県及び仙台市を訪問し、東京都震災復興マニュアルの説明、阪神淡路大震災の際の東京都の支援活動(派遣職員の業務)等について説明し意見交換を実施した。

その後、部内に「被災地復興支援検討PT」を設立し、被災地の速やかで円滑な復興を支援するように部としてあらかじめ体制や枠組み、支援事項を整理するとともに、被災地復興の環境が急激に変化することが予測されることから、その時点で想定される状況において実施可能な支援策を柔軟に検討し、「東日本大震災における復興まちづくりの提案」として取りまとめた。

そして、平成23年6月2日に岩手県、宮城県に赴き、東日本大震災における復興まちづくりの提案及び都からの支援(区画整理関係業務支援職員の派遣等)について協議・意見交換を実施し、平成23年7月8日、岩手県県土整備部長から総務局総務部長に対して区画整理関係業務を支援する職員2名の派遣要

請があった。この要請を受けて、同月29日、区画整理関係業務支援のために職員1名を長期派遣することを決定し回答した。

<具体的経緯>

- 平成23年4月14日及び同月15日 市街地整備部短期先遣隊派遣(3名)
宮城県仙台市、名取市、石巻市、東松島市、南三陸町、女川町の被害状況調査及び宮城県庁、仙台市役所の復興担当者と意見交換を実施
- 平成23年4月22日 市街地整備部「被災地復興支援検討PT」設立
- 平成23年4月28日 「被災地復興支援検討PT」(第2回)開催
- 平成23年5月11日 「被災地復興支援検討PT」(第3回)開催
- 平成23年5月18日及び同月20日 「被災地復興支援検討PT」検討結果を都技監等へ報告
- 平成23年5月26日 国交省都市局市街地整備課と被災地復興の提言に関する意見交換実施
- 平成23年6月2日 岩手県庁、宮城県庁と協議
岩手県庁、宮城県庁に対して東日本大震災における復興まちづくりの提案、並びに都からの支援(職員の派遣等)について協議・意見交換を実施
- 平成23年7月8日 岩手県から職員派遣要請
- 平成23年7月29日 岩手県に職員派遣を回答
- 平成23年8月1日 岩手県県土整備部都市計画課に職員派遣
- 平成25年度末現在 岩手県県土整備部都市計画課に職員派遣継続中

2 目的・内容

(1) 目的

東日本大震災における津波により甚大な被害を受けた市町村の市街地が一日でも早く復興できるように、復興まちづくり業務を支援する職員を派遣し、土地区画整理事業及び津波復興拠点整備事業の事業推進を図る。

- (2) 内容
- ア 事業立上げ及び事業推進に係る支援・指導・協議
 - イ 都市計画の決定及び変更に係る事務処理
 - ウ 事業計画の決定及び変更に係る事務処理
 - エ 国土交通省・復興庁・庁内等の関係機関協議

3 実績・成果

(1) 実績(下表のとおり)

(2) 成果

ア 岩手県内における土地区画整理事業
土地区画整理事業は、主に津波で甚大な被害を受けた市町村の中心市街地や一定の都市機能が集積した地域において、一定の計画人口(40人/ha)以上を有する居住系の区域において土地をかさ上げし、そこに新たに災害に強いコンパクトな市

街地を形成する場合などに用いられ、都市計画事業として都市計画決定と事業認可手続が必要となる。

当初は、平成24年度内に全ての地区で都市計画決定が完了することを目標に手続を進めていたが、津波で甚大な被害を受けた市町村は、事業に関する利害関係者が多く、住民の合意形成や権利調整に時間がかかったことなどから18地区のうち15地区で都市計画決定を終えるに留まった。その後、平成25年度末現在、18地区中17地区が事業認可を得ている。

イ 岩手県内における津波復興拠点整備事業
津波復興拠点整備事業は、東日本大震災により被災した市町村の中心市街地では住宅や業務系の施設のみならず、学校・医療施設・官公庁施設といった公益的施設も甚大な被害を受けている地域が多く、地域全体の復興を先導する拠点として、こ

岩手県への区画整理関係業務支援職員の派遣実施状況

(単位:人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	延べ人数	派遣人数
派遣人数	2*1	2*1(3*2)	1	5	3*3

- ※1 2名中1名は公益財団法人東京都都市づくり公社から派遣
- ※2 平成25年度派遣者を1か月前倒してH25.3.1より派遣
- ※3 平成23年度、24年度は同一職員

(参考)仙台市への区画整理関係業務支援派遣職員の派遣実施状況

(単位:人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	延べ人数	派遣人数
派遣人数	2	3	1	6	6

- ※ 3か月間の短期派遣が6名中4名を占める。6か月派遣は1名。1年間派遣は1名。

岩手県内の土地区画整理事業の実施状況

(単位:地区)

	計画地区数	都市計画決定	事業認可	備考
平成23年度末	22	2	0	
平成24年度末	18	15	11	計画地区数4減
平成25年度末	18	17	17	

岩手県沿岸12市町村中、7市町村で土地区画整理事業を実施

岩手県内の津波復興拠点整備事業の実施状況

(単位:地区)

	計画地区数	都市計画決定	事業認可
平成23年度末	8	0	0
平成24年度末	10	3	3
平成25年度末	9	8	8

岩手県沿岸12市町村中、6市町で津波復興拠点整備事業を実施

これらの施設の機能を一体的に有する市街地を緊急に整備し、その機能を確保することが緊急の課題になっていることから、新たに創設された制度である。

今回の津波で甚大な被害を受けた市町村の中心市街地において、津波からの防災性を高める拠点であるとともに、被災地の復興を先導する拠点となる市街地の形成を支援する事業であり、一団地の津波防災拠点市街地形成施設として都市計画決定、事業認可が必要となることから、国土交通省と密に連絡・調整を図りながら津波で甚大な被害を受けた市町村の指導・事業推進を図り、平成25年度末現在、9地区のうち8地区で都市計画決定、事業認可を得ている。

4 事業実施に当たっての課題等

(1) 課題

ア 現地再建が困難

阪神淡路大震災の被害状況とは異なり、今回の東日本大震災の被害状況が岩手県、宮城県等の沿岸地域一帯に及んでいることに加えて、元の場所(土地)で復興したくても、現状のままでは再度同程度の大津波が来襲した場合、新しい防潮堤が完成したとしても再度被害を受ける可能性があり、かつ、沿岸地域は代替の市街地を形成できる平坦地が少ないことから、まちづくりのためには土地のかさ上げや山林などの高台の開発が必要であり、施行区域取りや施行期間の設定などに津波で甚大な被害を受けた市町村は苦慮していた。

イ 将来人口の予測が困難

津波で甚大な被害を受けた地域ほど人口流出率が高い傾向があり、復興まちづくり計画を策定する上で、将来人口の慎重な見極めが必要となっていた。復興を進める市町村では、アンケート調査や面談調査により被災者の意向の把握に努めてきたところであるが、調査時期によって数値が変わり、そのため施行区域取りや施行期間の設定などに苦慮していた。今後、まちの復興が進捗する中で、将来人口や施行区域の見直しなどの柔軟な対応が必要と思われる。

ウ 技術系職員不足、派遣職員のマッチングが課題

復興事業に係る膨大な仕事量をこなしていくには津波で甚大な被害を受けた市町村職員だけでは処理しきれないことは明白であり、土地区画整理

事業は専門的な知識や経験が必要なことから、市町村の技術系職員のみならず派遣されている技術系職員もまだまだ不足している。

また、派遣されてきたそれぞれの職員の経験・知識と、実際に派遣先で復興事業に携わる職種が異なっていることが見受けられた。津波復興拠点整備事業は新設された事業であり、誰しもが初めての事業であったが、土地区画整理事業の経験者が用地買収や防災集団移転促進事業に従事している等、専門外の復興事業に従事しているというマッチングの難しさがあった。今後は土地区画整理事業の進捗に合わせて、計画・換地・補償・工事などといった実際のニーズにマッチした職員を派遣できるかどうか、事業推進の鍵になると思われる。

(2) 今後の展望

震災後3年以上が経過したが、岩手県内においては土地区画整理事業が完了した地区は未だにない。

新たに高台造成地を確保するための土砂の運搬も始まり、津波で甚大な被害を受けた従前地の盛土かさ上げ工事も始まっているが、通常の既成市街地で行う土地区画整理事業とは異なり街路・整地工事はもちろんのこと、土地所有者、借地権者の意向を反映した換地設計(将来の宅地の位置・形状・面積など)にも多大な時間を要している。

今後、まちの復興が進捗する中で、将来人口や施行区域の見直しなど、一日でも早い復興を目指す上で柔軟な対応が必要になると思われる。

5 その他

担当者のコメント

沿岸市町村の会議等を開催するにも、県庁(盛岡市)から一番近い市役所(宮古市)まで約100km、自動車移動で2~2.5時間かかる(東北新幹線はやて・東京~盛岡の乗車時間とほぼ同じ。)。資料のやり取りや簡単な話合いであればメールや電話でも可能であるが、重要案件や意思決定など事業の詳細に入れば、やはり面と向かって会議や協議・調整を行わないといけない事項も多々あり、移動距離と移動時間に苦労した(特に雪道の移動は平常時よりも時間がかかる。))。

任期付職員の採用・派遣

総務局 復興支援対策部 被災地支援課

1 事業実施の経緯・背景

(1) 背景・きっかけ

任期付職員の採用・派遣を行った平成24年は、「復興元年」とも報じられ、甚大な津波被害を受けた沿岸市町村を中心に、技術系職員のこれまで以上の不足が予想された。しかし、都においても、今後想定される首都直下地震等へ備えるべく、「高度防災都市の実現」に向けての対応が急がれることなどから、現役の技術系職員をこれまでと同規模で派遣するということが極めて難しい状況にあった。

(2) 経緯・取組

都は、現役職員の派遣を増やすことなく、被災自治体の派遣ニーズに適合した人材を派遣できないかどうかの検討を急ピッチで進め、平成24年4月6日に、行政や民間での経験のある人材を「任期付職員」として採用し、被災市町村に長期に派遣するという新たなスキーム『「任期付職員制度」を活用した被災地への職員派遣』を、全国に先駆けて導入することを決定・発表した。

2 目的・内容

(1) 目的

被災地における技術系職員不足という課題に対応するため。

(2) 内容

行政経験者や民間経験者を「一般任期付職員」として東京都で採用の上、地方自治法に基づき被災市町村に派遣する。(下図を参照)

ア 募集内容(抜粋)

(ア) 募集職種

土木職、建築職

(イ) 職務内容

福島県、宮城県、岩手県内の被災市町村に派遣され、派遣先市町村における土木工事及び建築工事に係る発注、設計、積算、工事監督、土地区画整理事業等の業務に従事する。



(ウ) 選考職種、採用予定人数等(下表のとおり)

区分	職種	職層	採用予定人員	派遣先市町村	
				福島県	鏡石町、古殿町、広野町
一般 任期付	土木	主任	33人 程度	宮城県	気仙沼市、南三陸町
				岩手県	大船渡市、大槌町、野田村
				福島県	いわき市、楢葉町(※)
	建築	8人 程度	宮城県	気仙沼市、南三陸町	

※勤務場所はいわき市内を予定。

◎採用予定人員は最終的に土木34人、建築13人に変更となった。

(エ) 任期
平成24年9月1日から平成25年8月31日まで
(1年間)
(※採用された日から5年の範囲内で任期を
更新する場合がある。)

- ・平成24年4月20日から同年5月28日まで
(郵送の場合)
- ・平成24年5月29日及び同月30日(持参受付)

イ 採用に至るまでの全体スケジュール
(下表のとおり)

(オ) 募集期間

平成24年4月6日	「任期付職員制度」を活用した被災地への職員派遣について発表(知事記者会見)
4月上旬	任期付派遣に関する被災自治体へのニーズ調査
4月中旬	募集要綱決定
4月20日	募集要綱の発表
4月20日から	採用PR(OBへの周知、事業所への募集要綱の設置、採用ホームページの掲載等)
5月12日	採用説明会開催
5月21日から同月25日まで	派遣先の業務内容調査
5月28日	郵送による申込締切(消印有効)
5月29日及び同月30日	持参受付(各日とも9時~17時)
5月31日	申込状況を報道発表
6月上旬	第1次選考(資格要件審査、専門性審査、集計等)
6月22日	第1次選考合格発表、第2次選考受験票発送
7月7日及び同月8日	第2次選考(専門性及び人物面接)
7月11日	第2次選考合格発表、第3次選考受験票発送
7月15日	第3次選考(総合判定面接)
7月17日	第3次選考合格発表
7月31日	合格者数を報道発表
8月上旬から下旬まで	住居等に関する調査
8月21日	派遣者に対して住居等に関する情報、辞令交付式、研修等の案内送付
8月22日	人事委員会へ採用について付議、承認
8月29日	任期付職員採用を報道発表
9月3日	入都式(採用は9月1日付)
9月3日から同月14日まで	新任研修
9月14日	出陣式
9月15日から同月17日まで	引越し
9月18日	被災市町村へ派遣

3 実績・成果

(1) 実績

ア 選考実施状況(平成24年7月31日報道発表)

職種区分	A 採用予定 人員 (人)	B 申込者数 (人)	C 1次選考 合格者数 (人)	D 2次選考 合格者数 (人)	E 最終選考 合格者数 (人)	倍率(倍) B/E
土 木	34人程度	148人	106人	41人	34人	4.4倍
建 築	13人程度	55人	39人	17人	13人	4.2倍
合 計	47人程度	203人	145人	58人	47人	4.3倍



平成24年9月14日の「出陣式」で石原都知事(当時)に決意表明を行った

イ 派遣先市町村、派遣人数及び職員構成

派遣先市町村	平成26年3月1日現在		平成24年9月1日採用時点	
	派遣人数	職員構成	派遣人数	職員構成
福島県	いわき市	6人 建築職 6人	6人	建築職 6人
	鏡石町	2人 土木職 2人	2人	土木職 2人
	古殿町	1人 土木職 1人	1人	土木職 1人
	広野町	2人 土木職 2人	3人	土木職 3人
	楢葉町	2人 土木職 2人	1人	建築職 1人
宮城県	気仙沼市	14人 土木職 11人 建築職 3人	15人	土木職 12人 建築職 3人
	南三陸町	4人 土木職 3人 建築職 1人	5人	土木職 4人 建築職 1人
岩手県	大船渡市	4人 土木職 4人	4人	土木職 4人
	大槌町	4人 土木職 3人 建築職 1人	7人	土木職 5人 建築職 2人
	野田村	3人 土木職 3人	3人	土木職 3人
合計	42人	土木職 31人 建築職 11人	47人	土木職 34人 建築職 13人

(2) 成果

任期付職員は、行政や民間での経験を生かし、即戦力として復興の最前線で活躍している。

具体的には、土地区画整理事業においては行政の経験を活かし、事業計画の策定や地権者との交渉で成果を上げている。

また、津波浸水区域からの高台移転を進める防災集団移転促進事業では、都派遣任期付職員でチームを組み、お互いの経験から知恵を出し合い事業の迅速化に貢献している。

その他、これまでの経験や技術力を踏まえ、被災市町村の若手職員に事業推進に係る「ノウハウ」を伝えるなど、様々な形で被災地を力強く支えている。

派遣先市町村での主な従事業務内容

派遣先		主な従事業務内容
岩手県	大船渡市	漁業集落防災機能強化事業、漁港の災害復旧工事に関する業務等(写真1)
	大槌町	復興に係る建設整備事業の総合調整、被災した道路の災害復旧工事に関する業務等
	野田村	防災集団移転事業、土地区画整理事業等
宮城県	気仙沼市	防災集団移転事業、災害公営住宅の建設に関する業務等
	南三陸町	防災集団移転事業(写真2)、災害公営住宅の建設に関する業務、土地区画整理事業に関する業務等
福島県	いわき市	災害公営住宅の建設に関する業務等(写真3)
	鏡石町	道路・農地等の災害復旧工事に関する業務等(写真4)
	古殿町	除染作業及び仮置き場の設置に関する業務等
	広野町	住宅・農地の除染作業に関する業務等
	楢葉町	小・中学校の災害復旧工事に関する業務等



写真1 大船渡市
泊漁港外郭施設復旧工事



写真2 南三陸町
戸倉地区藤浜団地 竣工式



写真3 いわき市
被災市営団地外壁改修工事



写真4 鏡石町
農地法面修復工事

4 事業実施に当たっての課題等

(1) 課題

健康管理

行政や民間での経験を有する任期付職員は、平均年齢57.1歳(採用当時)と比較的年齢が高い職員が多く、本人や家族の健康状況に支障が生じるケースも発生しているため、健康管理には特に意を用いる必要がある。都としては、被災3県(岩手、宮城、福島)の県庁所在地に設置している現地事務所による定期的なヒアリングにより、健康状況等の確認に努めているほか、病気の早期発見、早期治療に資するため、人間ドックの受診を推奨するなどの取組みを行っている。

(2) 今後の展望

任期付職員の派遣は、派遣先市町村からの派遣要請及び任期付職員本人に更新の意思がある場合に、採用してから最長5年(平成29年8月31日まで)の期間で実施することを想定している。

5 その他

(1) 募集要綱の効果的な周知

募集要綱の発表から申込締切までの限られた期間で、本選考の存在を都庁内外に広く周知し、ひとりでも多くの方々に応募していただくため、以下のような取組みを行った。

募集要綱等の配布(資料1)に当たっては、都庁舎内、建設事務所等の事業所及びハローワークへの配架依頼を行うとともに、東京都職員採用ホームページ、就職情報サイト等への掲載や、都内区市町村や首都圏周辺自治体への情報提供を行った。

また、庁内関係部署に対し、退職者への会員報の送付と併せて、募集チラシ(資料2)又は募集要綱を封入してもらうなど、本選考の主たる受験者層に絞った効果的な募集周知にも努めた。

このほか、平成24年5月12日(土曜日)、本選考に関心のある方を対象に、本選考に関する説明や派遣先市町村による業務紹介等を内容とする採用説明会を都内にて開催した。

(2) 本選考受験者へのきめ細やかな情報提供

募集要綱に掲載した情報以外の、派遣予定先市町村における必要な業務経験、勤務条件、住居等の生活環境に関する詳細な情報については、各現地事務所と連携した派遣先市町村へのヒアリング、現地調査等により収集を行った。そして、本選考の受験者へのタイムリーかつ丁寧な情報提供に努めた。

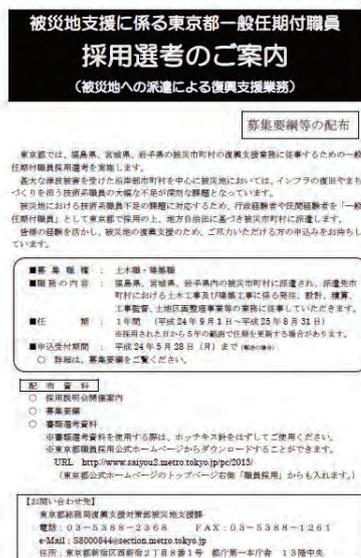
(3) 派遣前研修の実施

本選考の最終合格者に対し、採用後、公務員倫理や技術者倫理、行政土木・建築についての基礎知識、その他被災地において有用と思われる知識の付与を目的に、都内で新任研修を2週間程度実施した。

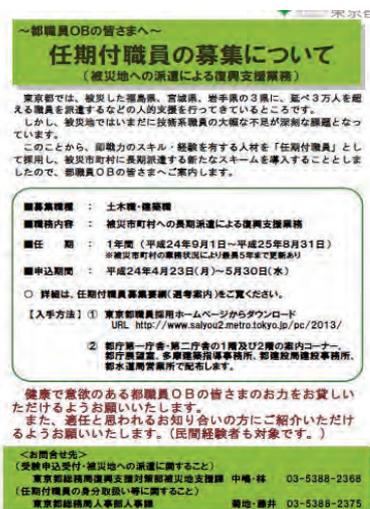
なお、本研修の実施に当たっては、職員等に関する以下の特殊性を踏まえ、何を目的に、どのような内容の研修を行うべきかを検討した。

- ・ 民間経験者が6割を占めること
→公務員に最低限求められる基礎知識の習得が必要(いわゆる新卒を対象とした新任研修をイメージ)
- ・ 職員は既にそれぞれの職務分野で高い専門性を持っていること
→被災市町村で即戦力として活躍できるよう、実務力・実践力をさらに高める研修内容とすることが望ましい
- ・ 被災地復興業務に関連して汚職事件が発生していること
→公務員倫理、技術者倫理等の心得教育が不可欠
- ・ 職員の年齢層が比較的高いこと
→詰め込み型の研修では、消化不良となる恐れあり

以上の観点から、公務員全般に関することから実践的な内容に至るまで、都職員として必要な知識を包括的に習得することを目指すとともに、汚職防止等に関しては外部講師を招聘するなど、多様な角度から公務員技術者としての倫理観を醸成することを目的として研修を行った。



資料1 募集要綱等の配布



資料2 退職者向け案内

研修スケジュール

日程	土木職・建築職 共通		土木職		建築職			
	時間割	研修内容	時間割	研修内容	時間割	研修内容		
平成24年9月3日	午前	10:00 - 12:00	辞令交付、訓示、被災地支援概要説明	-	-	-	-	
	午後	13:00 - 15:00	都政	-	-	-	-	
		15:15 - 16:45	人権	-	-	-	-	
平成24年9月4日	午前	9:30 - 12:00	公務員倫理(汚職等非行防止を含む)	-	-	-	-	
	午後	13:00 - 14:30	公務員倫理(汚職等非行防止を含む)	-	-	-	-	
		14:45 - 15:15	情報セキュリティ	-	-	-	-	
		15:15 - 15:45	個人情報保護	-	-	-	-	
		16:00 - 17:00	メンタルヘルス	-	-	-	-	
平成24年9月5日	午前	9:30 - 11:00	独占禁止法及び入札談合等関与行為防止法に関する講義	-	-	-	-	
		11:15 - 12:15	被災地VTR	-	-	-	-	
	午後	13:30 - 14:45	岩手県事務所 事業概要説明	-	-	-	-	
		15:00 - 16:15	宮城県事務所 事業概要説明	-	-	-	-	
		16:30 - 17:45	福島県事務所 事業概要説明	-	-	-	-	
		18:15 -	懇親会	-	-	-	-	
平成24年9月6日	-	-	午前	9:30 - 12:45	「工事監督業務」 (局工事における施工管理)	午前	9:30 - 11:30	都営住宅現場視察 (板橋区富士見町アパート)
	-	-	午後	13:45 - 15:15	「施工の安全対策・環境対策」	午後	13:30 - 15:30	工事監督(建築)
	-	-		15:30 - 17:00	「建設工事と住民対応」 (PI手法事例等)		15:45 - 17:30	工事検査(建築)
平成24年9月7日	午前	9:30 - 11:30	「工事検査の視点」	-	-	-	-	
	-	-	午後	13:30 - 14:20	「東日本大震災における被災地支援①」	午後	13:30 - 17:30	建築積算システム実習
	-	-		14:35 - 15:25	「東日本大震災における被災地支援②」		-	-
	-	-		15:40 - 16:30	「東日本大震災における被災地支援③」		-	-
平成24年9月10日	午前	9:15 - 10:00	「工事施工の適正化基礎知識」(建設業法)	-	-	-	-	
		10:10 - 11:40	技術者倫理	-	-	-	-	
	午後	13:30 - 17:00	実習「実物大構造物・河川・地盤ほか研修」	-	-	-	-	
平成24年9月11日	-	-	午前	9:30 - 11:00	「積算とは」	午前	9:30 - 11:30	「公営住宅関係交付金制度」
	-	-	午後	13:30 - 17:00	土木工事設計システム実習 (積算システム基本操作編)	午後	13:15 - 14:45	「公営住宅関係交付金制度」
						15:00 - 17:00	「建築基準法による完了検査」	
平成24年9月12日	午前	9:30 - 11:00	危機管理	-	-	-	-	
		11:15 - 12:15	「発災時における報道対応、住民対応について」	-	-	-	-	
	午後	13:15 - 14:15	「災害時における実務(河川)」 (関連法令の運用及び災害時の役割)	-	-	-	-	
		14:30 - 15:30	「災害時における実務(公園)」 (関連法令の運用及び災害時の役割)	-	-	-	-	
		15:45 - 16:45	「災害時における実務(道路)」 (関連法令の運用及び災害時の役割)	-	-	-	-	
平成24年9月13日	午前	9:30 - 11:30	再開発事業のあらまし	-	-	-	-	
	午後	13:30 - 17:00	区画整理事業のあらまし	-	-	-	-	
平成24年9月14日	午前	9:30 - 10:45	交通安全講習	-	-	-	-	
		11:00 - 12:00	被災地VTR	-	-	-	-	
	午後	13:30 - 14:05	出陣式	-	-	-	-	
		14:15 - 17:30	都市計画史講義	-	-	-	-	

任期付職員の採用・派遣（インタビュー）

任期付職員の採用・派遣を行った平成24年は、「復興元年」とも報じられ、甚大な津波被害を受けた沿岸市町村を中心に、技術系職員がこれまで以上に不足することが予想されました。

都は、現役職員の派遣を増やすことなく、被災自治体に人材を派遣できないかどうかの検討を急ピッチで進め、平成24年4月に、新たなスキームである「任期付職員制度を活用した被災地への職員派遣」を全国に先駆けて実施しました。

本稿では、その検討を進めた、当時の総務局人事部制度企画課の方々には話を伺います。

【当初の経緯について】

Q：復興支援における任期付職員採用の経緯についてお聞かせください。

A：当時の人事部は、本来業務をすべて休止させた上で、震災直後においては現地事務所の立ち上げ、現地事務所を通じた被災自治体からのニーズの聞き取りと各局への橋渡し、その後は職員の短期派遣等を行っており、私たちもこうした業務に携わりましたが、そのうちの 하나가「任期付職員の職員派遣」でした。

その背景としては、震災直後の応急対応期から本格的な復旧・復興期に徐々に移行していく過程において、被災自治体で決定的な技術職員数の不足が大きな課題となり、災害公営住宅建設、道路・下水道の復旧等の設計・工事監督・土地区画整理事業等を担える即戦力の人材の確保が喫緊の課題となっていました。

この間、都庁内の各局・各事業所のご理解・ご協力の下、被災自治体への技術職員派遣を相当な規模で実施してきたところでありましたが、都政が抱えるさまざまな課題もまた喫緊に求められている状況の中、現有の都の技術職員の中でさらなる派遣を行うのは、限界に近い状況にきていました。

そのような状況の中、平成24年2月中旬に、当時のチームリーダーであった人事部労務担当部長から、「大至急」で新たなスキームを検討するよう指令が下りました。

当時のあらゆる被災地支援業務がそうでありましたように、スピーディーな即時の対応が求められていましたことから、次年度の採用試験の時期まで待つことなどはできません。かつ被災自治体が求めているのは「相当数の即戦力人材」でしたので、既存の制度の枠組にとらわれない新たなスキームを構築するほかにないよう

考えられました。

通常の人事制度の制度設計であれば、あらゆる角度からの検討を重ね、徹底的な議論を経て精緻な制度を作り上げていきますが、被災地の復旧・復興のことを考えると、一刻も早い対応が何よりも必要なことから、チーム一丸となって昼夜を問わず検討を重ねました。その結果、行政や建設会社のOBなど豊富な知識・経験を有する「任期付職員」を採用し、その上で「自治法派遣」の形で被災地へ派遣する、というスキームにたどり着きました。

そもそも「任期付職員制度」は、育成に時間を要する専門職等、外部からの人材を活用した方が効率的な場合等を想定した制度ですが、今回のスキームでは、「被災地の復旧・復興」を主たる業務内容とすること、更には採用後、いわゆる「自治法派遣」により実態として都外にて勤務することとなることなど、これまでに全く前例のない形態であり、そもそも既存の「任期付職員制度」の枠組みの中で法的に成り立ちえるものなのか、というところが最も大きな壁でありました。

この部分については、地方公務員制度を所管する総務省との調整が大きな鍵となりましたが、本格的に復旧・復興活動に取り掛かろうとしている被災自治体が抱える困難な状況を説明するとともに、仮に法律上は想定されていないスキームであるとしても、それを明確に禁止する規定も存在しない以上、都の説明責任の範囲においてやらせてもらいたい旨、理屈を整理しながら説得を続けました。

この間、私たちが有する総務省との人的ネットワーク等もフルに活用し調整にあたりましたが、当時、私たちのチームの中には、このスキーム以外に被災自治体の決定的な人材不足を補う方策はないと考え、技術者・ゼネコンが集積し

ている東京がその突破口を開かなくてはいけないという使命感がありました。

そうした思いが通じたからか、総務省からは、約2週間という異例の速さで「問題なし」との回答を受けました。そればかりか、総務省は、全国の地方公共団体宛に「東日本大震災に係る被災地方公共団体に対する人的支援について」との通知を發出し、その中で、「任期付職員制度にて採用した職員を、被災地方公共団体へ派遣することも考えられる」との見解を全国に向けて発信するなど、私たちの取組みを後押ししてくれました。

その他、実際に募集をかけたとして、果たして手を挙げてくれる人がどれだけいるのか、採用試験はどのようにすべきか、現地の技術ニーズと個々の人材の有するスキルをいかにマッチングさせるのか、など、一つ一つの課題を、チーム一丸となってクリアさせていくことで実現可能な段階までこぎつけることができました。

こうして平成24年4月の記者会見で、新たな被災地支援の取組として発表するに至りましたが、全国初の取組ということもあり、相当程度の反響をいただきました。

りました。組織の垣根を越えてチームが一丸となった瞬間、組織というものはこれだけ大きな力を発揮することができる、ということを改めて強く実感しました。

このような仕事の一端を少しでも担うことができたことについて、大変、感謝しています。

平成27年2月13日

都庁本庁舎にて

元 総務局人事部制度企画課長 山口真氏及び
元 制度企画課主査 新井康氏のインタビューより

【採用までの経過】

Q：その後の経過について、お聞かせください。

A：現地で必要としている人材について調査をかけ、被災市町村の県別派遣要請状況についてまとめました。

採用後については、採用した人材と各自自治体の具体的ニーズをマッチングさせる作業が必要でした。

私たちも面接官として実際の採用活動に携わりましたが、例えば、建設会社で永年にわたり活躍され、定年退職された方などが、被災地の復興のために貢献したいという熱い思いを持って多数、応募してくださり、こうした枠組を作ったことの意味を、改めて実感することができました。

【成果、教訓等】

Q：最後に、今回の業務で得られた成果、教訓等をお願いいたします。

A：私たちが携わった事業は、当時、東京都が行った被災地支援業務のほんの一部に過ぎませんが、あの時は、被災地の復興支援に向けて、すべての職員が一つのチームとして汗を流し、頑張

治山施設等の災害復旧支援

産業労働局 総務部 職員課

1 事業実施の経緯・背景

平成24年度末に、治山施設等の災害復旧業務について、林業職の職員1名の派遣依頼を福島県から受けた。

2 目的・内容

(1) 目的

東日本大震災の復興に向けた、治山施設の災害復旧事業及び防災林造成事業

(2) 内容

派遣職員は、福島県南相馬市にある相双農林事務所において、被災地復興支援業務に従事した。施設災害復旧事業については、双葉郡楡葉町の「シウ神山」地区において、防潮堤の復旧工事に携わった。防災林造成事業については、全国初となる治山事業用地取得(買入)に向けた取組みに携わった。

3 実績・成果

(1) 実績

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで、治山施設等の災害復旧業務に従事させるため、職員を1名福島県に派遣した。

(2) 成果

防災林造成事業について、地元の南相馬市及び相馬市の事業要望も考慮した内容で業務委託を契約し、事業区域の確定及び盛土高を決定するための地下水の観測を実施した。

また、事業用地の取得に向けては、「用地買収等実施要領」を作成し、これを基に「市町村説明会」を開催し、「行政区単位の説明会」を他部署と連携して順次開催した。

4 事業実施に当たった課題等

事業対象地を管轄する自治体、海岸堤防管理者、農地管理者等、他事業担当者との調整業務が多く、派遣職員は着任当初は特に、担当業務の背景、進捗及び課題等を短時間で迅速かつ正確に把握すること

に苦勞した。着手可能な事業対象区域を確保するためにも、他事業の仮設ヤード(ブロック制作)や災害廃棄物の仮置施設等、やはり競合事業との調整に時間を要した。

また、事業対象地は道路が分断されている箇所も多数あり、現場監督や調査へ行く際の道順を把握することにも時間を要した。